

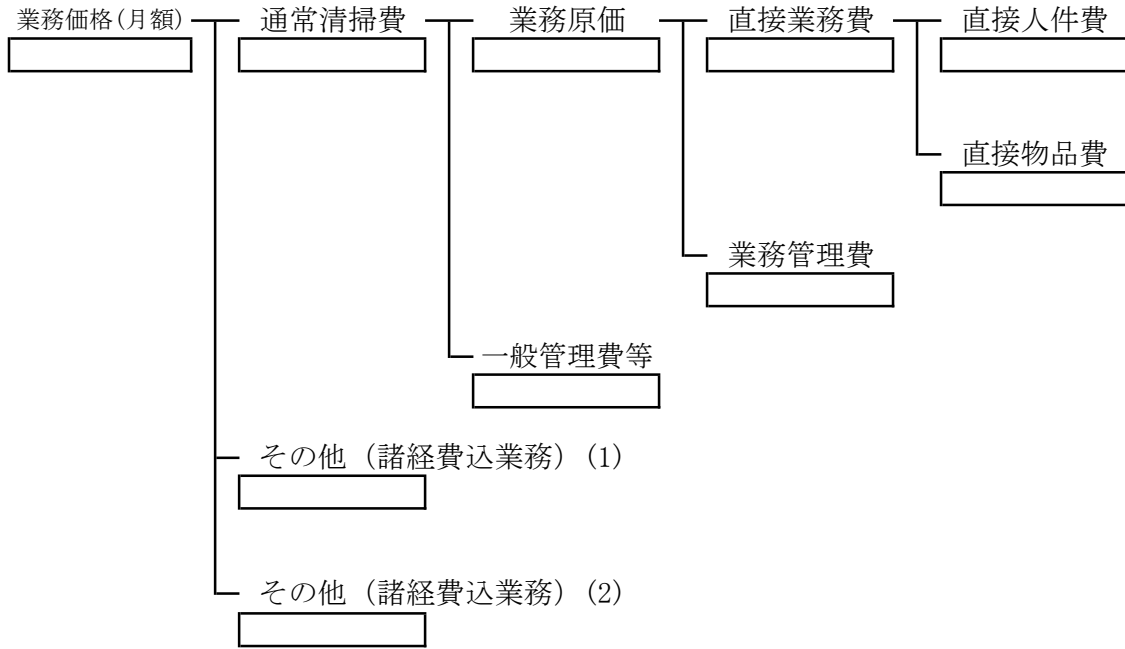
業務委託費総括表

(令和5, 6, 7, 8年度共通)

(役務名) 伏古川水再生プラザほか1施設清掃業務

(一金) 円

業務量 各 12月



業務内訳書(伏古川水再生プラザほか1施設清掃業務)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1 通常清掃人件費					
清掃員A	1.8	人			
清掃員B	10.5	人			
清掃員C	6.1	人			
直接人件費(月額)				0	①
2 諸経費					
直接物品費					
率分	経费率	%			②=①×経费率
(直接業務費)					③=①+②
業務管理費(A)	経费率	%			④=③×経费率
法定福利費の額(B)	算入率	%			⑤=①×算入率
法定福利費を除く業務管理費(A)-(B)					⑥=④-⑤
(業務原価)					⑦=③+④
一般管理費等	経费率	%			⑧=⑦×経费率
計					⑨=②+④+⑧
3 その他(諸経費込業務)					
(1)管財部長が別に定めるもの(単価提示業務)					
窓ガラス清掃費(低所・両面)	10.7	m <sup>2</sup>			128.3 m <sup>2</sup> × 1 回
窓ガラス清掃費(高所・両面)	4.7	m <sup>2</sup>			55.8 m <sup>2</sup> × 1 回
小計(月額)					⑩
(2)その他業務分<<(1)以外の業務>>					
床磨き清掃 普通床①	102.7	m <sup>2</sup>			1,232.3 m <sup>2</sup> × 1 回
床磨き清掃 帯電防止床①	80.9	m <sup>2</sup>			970.8 m <sup>2</sup> × 1 回
窓枠清掃費(低所)	8.6	m <sup>2</sup>			102.8 m <sup>2</sup> × 1 回
窓枠清掃費(高所)	3.7	m <sup>2</sup>			44.7 m <sup>2</sup> × 1 回
高所安全対策費					147.5 m <sup>2</sup> × 1 回
小計(月額)					⑪
総 計					= ①+⑨+⑩+⑪
再 計					⑫(千円未満切捨て)

清掃対象床面積表

別紙1

施設名:伏古川水再生プラザ

0.8

区分	施設名	清掃箇所	対象面積 ㎡	日常清掃					定期清掃					窓ガラス清掃(1回/年)						
				日単位		週単位		月単位	樹脂ワックス (三層塗り)		帯電防止ワックス (三層塗り)		カーペット	剥離洗浄	低所分 ガラス 片面積	低所分 枠 片面積	高所分 ガラス 片面積	高所分 枠 片面積		
				1回/日	0.5回/日	1回/週	0.5回/週	1回/3月	1回/年	2回/年	1回/年	2回/年	2回/年	1回/4年						
玄関ホール	本館1F	玄関及び ホ一ル	62.8		62.8						52.9						24.1	19.3		
事務室・会議室	本館1F	ロッカ一室	35.3		35.3						33.2									
	本館2F	事務室	201.7		201.7						192.5						31.1	24.9	31.1	24.9
	本館2F	休憩室 (事務室)	8.0		8.0						8.0									
	本館2F	更衣室	56.0		56.0															
	本館2F	製図室	54.4				54.4				50.9									
	本館3F	水質試験室	122.4			122.4					122.4						9.4	7.5	9.4	7.5
	本館3F	女子更衣室	11.0		11.0												4.2	3.4	4.2	3.4
	本館3F	ロッカ一室	47.5		47.5						35.8									
	新館2F	会議室	55.5			55.5					51.2									
	新館3F	宿直室	62.3		62.3												6.2	5.0	3.7	3.0
フリーアクセス フロア	本館2F	電気室	134.2									134.2								
	本館3F	汚泥圧送電気室	55.3									55.3								
	新館2F	コントロールセン タ	220.5									220.5								
	新館3F	操作室	198.0									198.0					11.7	9.4	7.4	5.9
	新館3F	休憩室	7.0									7.0								
	新館3F	継電気盤室	68.0									68.0								
廊下・エレベ ーターホール	本館1F	廊下	80.2		80.2						67.6									
	本館2F	廊下	100.4		100.4						100.4									
	本館3F	廊下	125.4		125.4						125.4									
	本館PH	廊下	9.3		9.3						9.3									
	新館1F	廊下	45.4		34.3	11.1					45.4									
	新館2F	廊下	40.0		28.9	11.1					57.6									
	新館3F	廊下	28.9		28.9						34.3									
便所・洗面所	本館1F	トイレ	12.6	12.6																
	本館2F	手洗室	3.1	3.1																
	本館2F	トイレ	14.5	14.5																
	新館1F	トイレ	9.9	9.9																
	新館2F	トイレ	9.7	9.7																
	新館3F	トイレ	9.7	9.7																
湯沸室	本館2F	給湯室	7.4	7.4							4.4									
	本館3F	給湯室	0.0	0.0																
	新館3F	給湯室	6.2	6.2																
階段	本館	本館階段①	36.6		36.6						36.6									
	本館	本館階段②	17.8		17.8						17.8									
	新館	新館階段	42.8			42.8					42.8									
	新館	連絡階段	10.8		10.8						10.8									
浴室・シャワ ールーム・脱衣 室	本館2F	浴室及び脱衣室	56.0	56.0							28.0									
	本館3F	浴室及び脱衣室	48.9	48.9							2.3									
小計			2115.5	178.0	957.2	242.9	54.4	0.0	1129.6	0.0	683.0	0.0	0.0	0.0	0.0	86.7	69.5	55.8	44.7	

施設名:伏古川水再生プラザ・屋上トイレ

0.8

区分	施設名	清掃箇所	対象面積 ㎡	日常清掃				定期清掃							
				日単位		週単位		月単位	樹脂ワックス (三層塗り)		帯電防止ワックス (三層塗り)		カーペット	剥離洗浄	
				1回/日	0.5回/日	1回/週	1回/週	1回/3月	1回/年	2回/年	1回/年	2回/年	2回/年	1回/3年	
便所・洗面所	建物外部	便所及洗面所	9.0	9.0											
小計			9.0	9.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※ 屋上トイレ清掃は、4月～11月まで実施(履行期間中449日を見込む)。

施設名:伏古川雨水ポンプ場

区分	施設名	清掃箇所	対象面積 ㎡	日常清掃					定期清掃						窓ガラス清掃(1回/年)		
				日単位		週単位		月単位	樹脂ワックス (三層塗り)		帯電防止ワックス (三層塗り)		カーペット	剥離洗浄	低所分 ガラス 片面積	低所分 枠 片面積	
				1回/日	0.5回/日	1回/週	1回/週	1回/3月	1回/年	2回/年	1回/年	2回/年	2回/年	1回/4年			
玄関ホール	1F	玄関及びホール	18.5						18.5							2.2	1.8
事務室・会議室	1F	休憩室	16.8					16.8	3.0								
フリーアクセス フロア	1F	操作室	111.9								111.9					21.2	17.0
	1F	電気室	175.9								175.9						
廊下・エレベーター ホール	1F	廊下	79.0								79.0					3.3	2.6
	1F	ポンプ室														7.5	6.0
	1F	倉庫														4.9	3.9
便所・洗面所	1F	トイレ	7.9					7.9									
湯沸室	1F	給湯室	3.5					3.5	2.2								
階段	1F	階段														2.5	2.0
小計			413.5	0.0	0.0	0.0	0.0	28.2	102.7	0.0	287.8	0.0	0.0	0.0	0.0	41.6	33.3
合計			2,538.0	187.0	957.2	242.9	54.4	28.2	1,232.3	0.0	970.8	0.0	0.0	0.0	0.0	128.3	102.8

日常清掃作業内容（伏古川水再生プラザ・日単位）

別紙2-1

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模		作業回数 (回/日)
玄関ホール (玄関及びホール)	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	62.8	m <sup>2</sup>	0.5
〃	床以外	フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、什器備品除塵、ごみ収集及び金属部分除塵	0.0	m <sup>2</sup>	0.5
事務室・会議室 (事務室、休憩室(事務室)、更衣室、女子更衣室、ロッカー室、宿直室)	弾性床又は木製床	除塵及び部分水拭き	359.5	m <sup>2</sup>	0.5
事務室・会議室 (宿直室)	繊維床又は畳	除塵(畳の作業方法は繊維床に準じる)	62.3	m <sup>2</sup>	0.5
事務室・会議室 (事務室、休憩室(事務室)、更衣室、女子更衣室、ロッカー室、宿直室)	床以外	ごみ収集	421.8	m <sup>2</sup>	0.5
廊下・エレベーターホール (本館1F、本館2F、本館3F、本館PH、新館1F、新館2F、新館3F)	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	407.4	m <sup>2</sup>	0.5
〃	床以外	ごみ収集	407.4	m <sup>2</sup>	0.5
便所・洗面所 ( )	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	0.0	m <sup>2</sup>	0.5
〃	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、金属部分除塵、衛生消耗品補充及び汚物収集	0.0	m <sup>2</sup>	0.5
便所・洗面所 (トイレ、手洗場)	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	59.5	m <sup>2</sup>	1
〃	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	59.5	m <sup>2</sup>	1
湯沸室 (給湯室)	弾性床	除塵及び全面水拭き	13.6	m <sup>2</sup>	1
〃	床以外	流し台洗浄及び厨芥収集	13.6	m <sup>2</sup>	1
階段 (本館階段①、本館階段②、連絡階段)	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	65.2	m <sup>2</sup>	0.5
〃	床以外	手すり拭き	65.2	m <sup>2</sup>	0.5
浴室 (浴室及び脱衣室)	弾性床、硬質床又は木製床	洗浄又は除塵及び拭き	104.9	m <sup>2</sup>	1
〃	床以外	壁・洗面台・鏡・椅子・洗面器・水栓・シャワー金具等拭き、ごみ収集、扉部分拭き、足拭きマット洗浄、脱衣箱・脱衣かご拭き、消耗品補充、排水口ごみ収集			
ごみ運搬処理	1回/日清掃箇所	ごみ運搬・分別・梱包	178.0	m <sup>2</sup>	1
〃	0.5回/日清掃箇所	ごみ運搬・分別・梱包	829.2	m <sup>2</sup>	0.5

※別紙2-1中、「作業回数(回/日)」欄に「0.5」とある作業は2日に1回の周期で行うものとする。

日常清掃作業内容（伏古川水再生プラザ・週単位）

別紙2-2

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模	作業回数 (回/週)
廊下・エレベーターホール (廊下(地下))	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	22.2 m <sup>2</sup>	1
〃	床以外	ごみ収集	22.2 m <sup>2</sup>	1
事務室・会議室 (水質試験室・会議室)	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	177.9 m <sup>2</sup>	1
〃	床以外	ごみ収集	177.9 m <sup>2</sup>	1
事務室・会議室 (製図室)	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	54.4 m <sup>2</sup>	0.5
〃	床以外	ごみ収集	54.4 m <sup>2</sup>	0.5
階段 (新館階段)	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	42.8 m <sup>2</sup>	1
〃	床以外	手すり拭き	42.8 m <sup>2</sup>	1
ごみ運搬処理	1回/週清掃箇所	ごみ運搬・分別・梱包	254.5 m <sup>2</sup>	1

※「作業回数(回/週)」欄に「0.5」とある作業は2週に1回の周期で行うものとする。

日常清掃作業内容（伏古川水再生プラザ・屋上トイレ）

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模	作業回数 (回/日)
便所及び洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	9.0 m <sup>2</sup>	0.5
〃	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	9.0 m <sup>2</sup>	0.5
ごみ運搬処理	0.5回/日清掃箇所	ごみ運搬・分別・梱包	9.0 m <sup>2</sup>	0.5

※ 屋上トイレ清掃は、4月～11月まで実施(履行期間中368日を見込む)。

※「作業回数(回/日)」欄に「0.5」とある作業は業務対象期間中の2日に1回の周期で行うものとする。

定期清掃作業内容（伏古川水再生プラザ）

別紙3-1

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模		作業回数 (3年間)
事務室・会議室 (玄関及びホール、事務室、休憩室(事務室)、製図室、水質試験室、ロッカー室、会議室、廊下、給湯室、階段、脱衣室)	弾性床又は木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工(三層塗り)	494.0	m <sup>2</sup>	4
フリーアクセスフロア (電気室、汚泥圧送電気室、コントロールセンター、操作室、休憩室、継電器盤室)	弾性床又は木製床	床洗浄・帯電防止ワックス加工(三層塗り)	683	m <sup>2</sup>	4
廊下・エレベーターホール (本館1F、本館2F、本館3F、本館PH、新館1F、新館2F、新館3F)	弾性床、硬質床又は木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工(三層塗り)	440	m <sup>2</sup>	4
便所・洗面所 (手洗場)	弾性床又は硬質床	床洗浄・樹脂ワックス加工(三層塗り)	4.4	m <sup>2</sup>	4
階段 (本館階段①、本館階段②、新館階段、連絡階段)	弾性床、硬質床又は木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工(三層塗り)	108	m <sup>2</sup>	4
窓ガラス(低所)	仮設足場不要	洗浄(両面)	86.7	m <sup>2</sup>	4
サッシ清掃(低所)	仮設足場不要	アルミ・ステンレス	69.5	m <sup>2</sup>	4
窓ガラス(高所)	仮設足場必要	洗浄(両面)	55.8	m <sup>2</sup>	4
サッシ清掃(高所)	仮設足場必要	アルミ・ステンレス	44.7	m <sup>2</sup>	4

※日常・定期清掃作業内容の「対象規模」欄に記載されている面積は、「建築保全業務積算要領 平成30年度版」第2編第4章に掲載されている歩掛り表の「単位」欄に係る面積を示している。ただし、「窓ガラス」については「片面の面積」、サッシについては「サッシ面積」を示している。

※年2回清掃を実施するものは7月及び1月、年1回実施するものは9月を目安に行う。  
また、窓ガラス清掃は7月を目安に実施する。

定期清掃作業内容（伏古川雨水ポンプ場）

別紙3-2

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模		作業回数 (3年間)
玄関ホール (玄関及びホール)	弾性床、硬質床又は 木製床	除塵及び部分水拭き	0	m <sup>2</sup>	0
〃	床以外	フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、什器備品除塵、ごみ収集及び金属部分除塵	0	m <sup>2</sup>	0
〃	弾性床、硬質床又は 木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	18.5	m <sup>2</sup>	4
事務室・会議室 (休憩室)	弾性床又は木製床	除塵及び部分水拭き	16.8	m <sup>2</sup>	16
〃	畳	除塵（作業方法は繊維床に準じる）	0.0	m <sup>2</sup>	0
〃	弾性床、硬質床又は 木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	3	m <sup>2</sup>	4
〃	床以外	ごみ収集	16.8	m <sup>2</sup>	16
フリーアクセスフロア (操作室、電気室)	弾性床又は木製床	床洗浄・帯電防止ワックス加工（三層塗り）	287.8	m <sup>2</sup>	4
廊下・エレベーターホール (廊下)	弾性床、硬質床又は 木製床	除塵及び部分水拭き	0	m <sup>2</sup>	0
〃	床以外	ごみ収集	0	m <sup>2</sup>	0
〃	弾性床、硬質床又は 木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	79	m <sup>2</sup>	4
便所・洗面所 (トイレ)	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	7.9	m <sup>2</sup>	16
〃	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	7.9	m <sup>2</sup>	16
便所・洗面所	弾性床又は硬質床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	0	m <sup>2</sup>	0
湯沸室 (給湯室)	弾性床	除塵及び全面水拭き	3.5	m <sup>2</sup>	16
〃	床以外	流し台洗浄及び厨芥収集	3.5	m <sup>2</sup>	16
〃	弾性床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	2.2	m <sup>2</sup>	4
階段	弾性床、硬質床又は 木製床	除塵及び部分水拭き	0	m <sup>2</sup>	0
〃	床以外	手すり拭き	0	m <sup>2</sup>	0
〃	弾性床、硬質床又は 木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	0	m <sup>2</sup>	0
ごみ運搬処理		ごみ運搬・分別・梱包	28.2	m <sup>2</sup>	16
窓ガラス	仮設足場不要	洗浄（両面）	41.6	m <sup>2</sup>	4
サッシ清掃	仮設足場不要	アルミ・ステンレス	0	m <sup>2</sup>	4

※日常・定期清掃作業内容の「対象規模」欄に記載されている面積は、「建築保全業務積算要領 平成30年度版」第2編第4章に掲載されている歩掛り表の「単位」欄に係る面積を示している。ただし、「窓ガラス」については「片面の面積」、サッシについては「サッシ面積」を示している。

※年4回清掃を実施するものは6月、9月、12月、3月、年1回実施するものは9月を目安に行う。  
また、窓ガラス清掃は7月を目安に実施する。



# 茶碗洗浄業務内容

別紙4

作 業 内 容	対象規模	回／日
茶碗洗浄作業にあたっては、下記の事項に従って業務を実施し、常に良好な衛生状態を保つよう十分注意すること。	39 個	1
(1) 作業に従事する者は、所定の制服を着用し、作業開始前に手を消毒しなければならない。		
(2) 各事務室等の茶碗等を回収し、適正洗剤で洗浄し、水洗いし、熱湯で消毒する。		
(3) 毎日、清潔維持のため、ラック、洗い桶、布巾、急須、茶こぼし、盆、茶がら入れ、ポット等を洗浄し、茶棚等の清掃を行う。		
(4) 洗浄終了後の茶碗等は、各事務室へ運搬し、午前8時までに所定の場所に収納する。		
(5) 使用済の布巾は、2ヵ月ごとに全部を更新する。		
(6) 火気等を使用した場合は、ガスの元栓を閉め、火の取扱いには十分注意する。		
(7) その他、当該業務を実施するため、必要とする業務。		

# 伏古川水再生プラザ清掃図面


## 1. 通常清掃

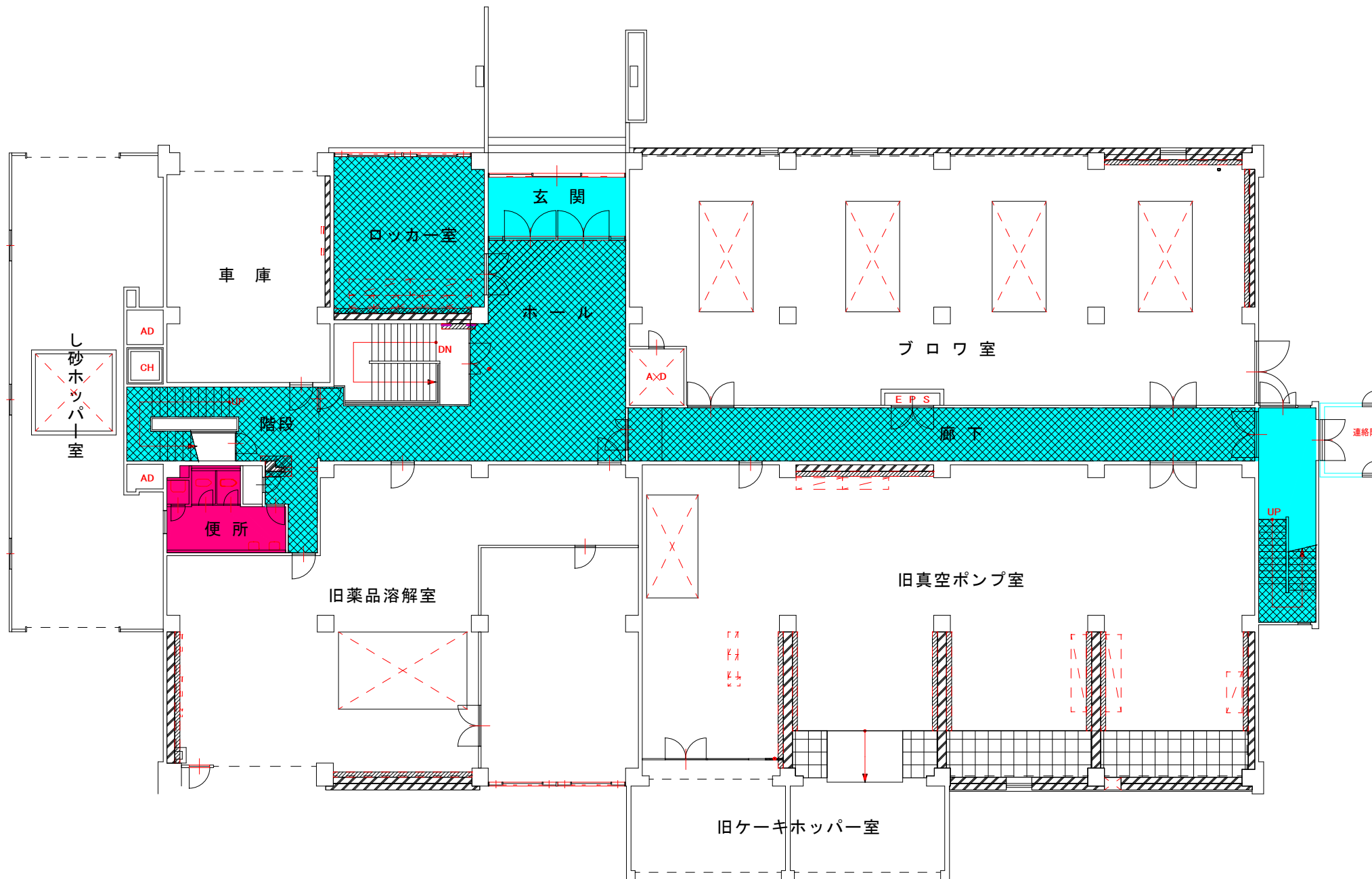
(1) 週5回清掃	赤色箇所	
(2) 2週5回清掃	青色箇所	
(3) 週1回清掃	黄色箇所	
(4) 2週1回清掃	紫色箇所	
(5) 3月1回清掃	黄緑箇所	

## 2. 床磨き清掃

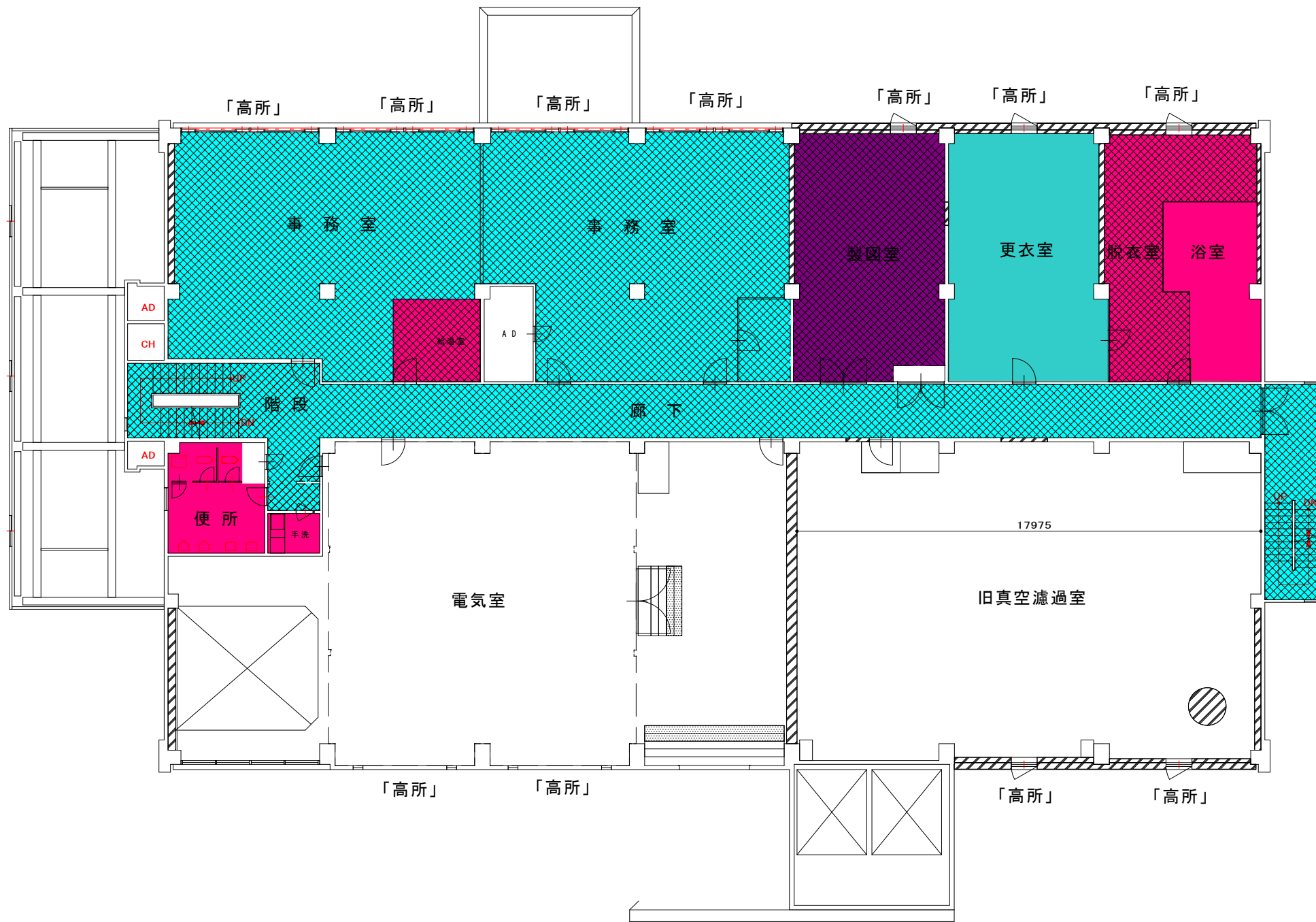
(1) 年1回	網掛部分	
---------	------	---------------------------------------------------------------------------------------

## 3. 窓ガラス清掃

(1) ガラス清掃 (窓枠清掃)	赤色箇所	
---------------------	------	---------------------------------------------------------------------------------------

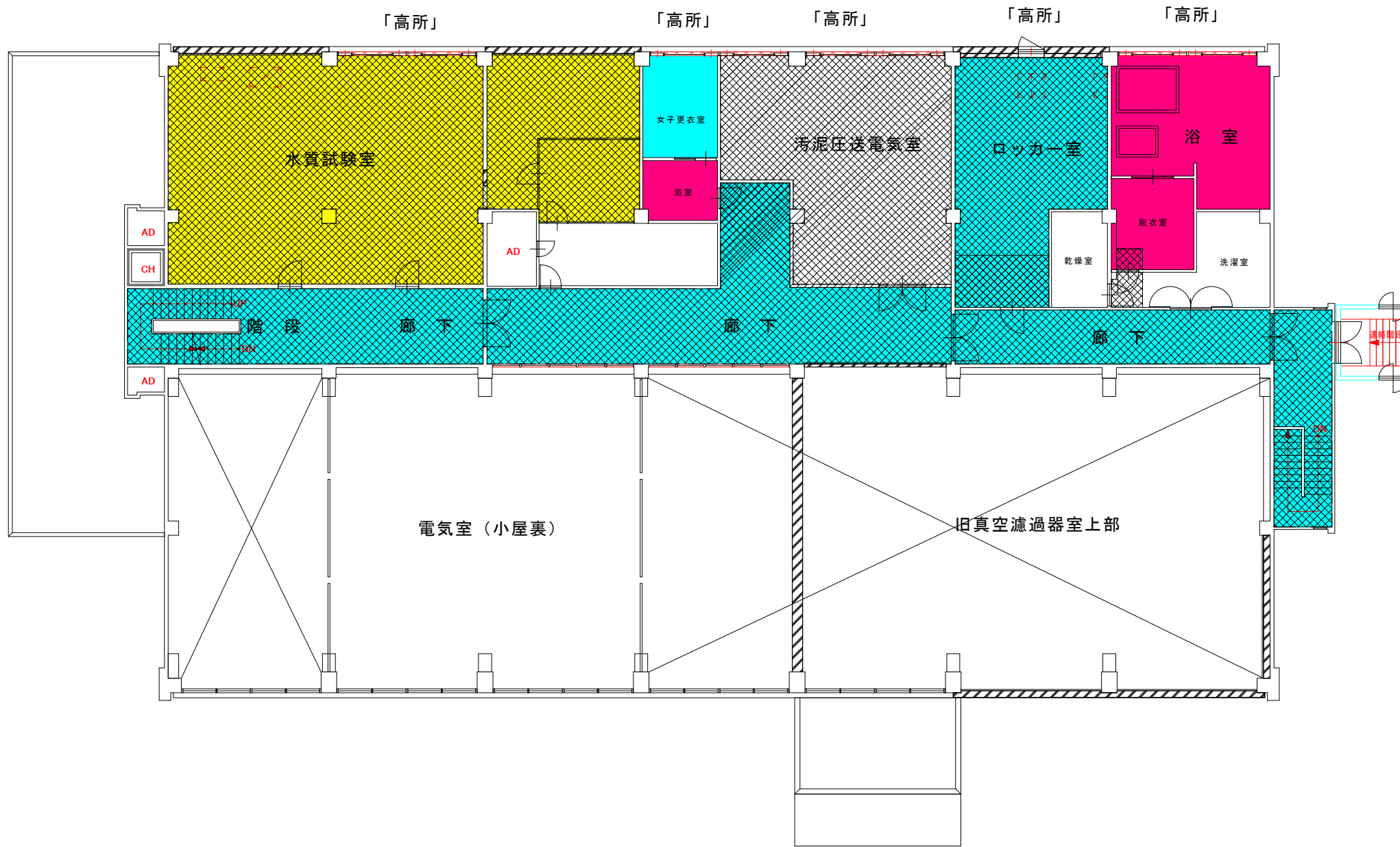


伏古川水再生プラザ本館1階 縮尺 1/200



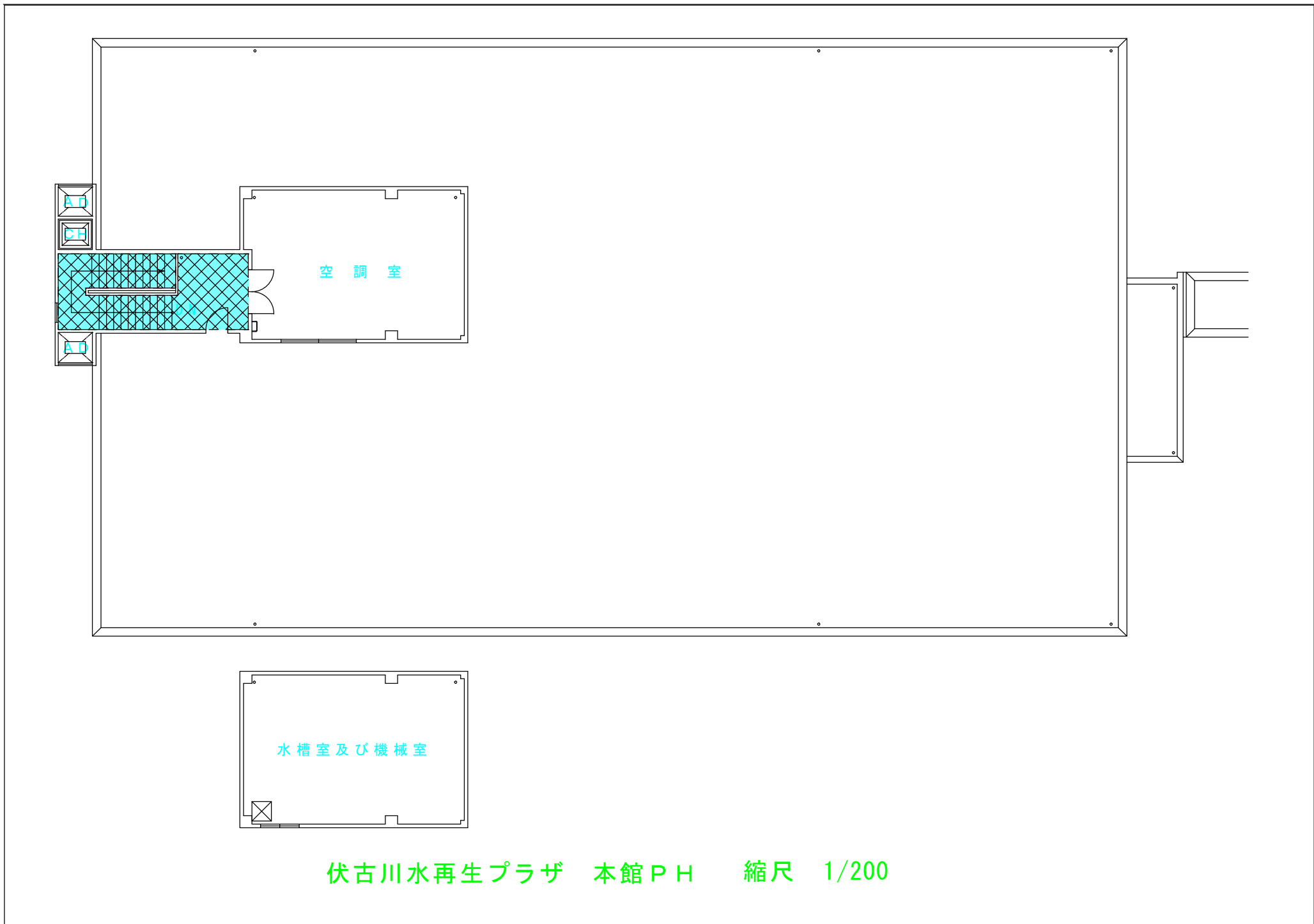
伏古川水再生プラザ本館2階

縮尺 1/200

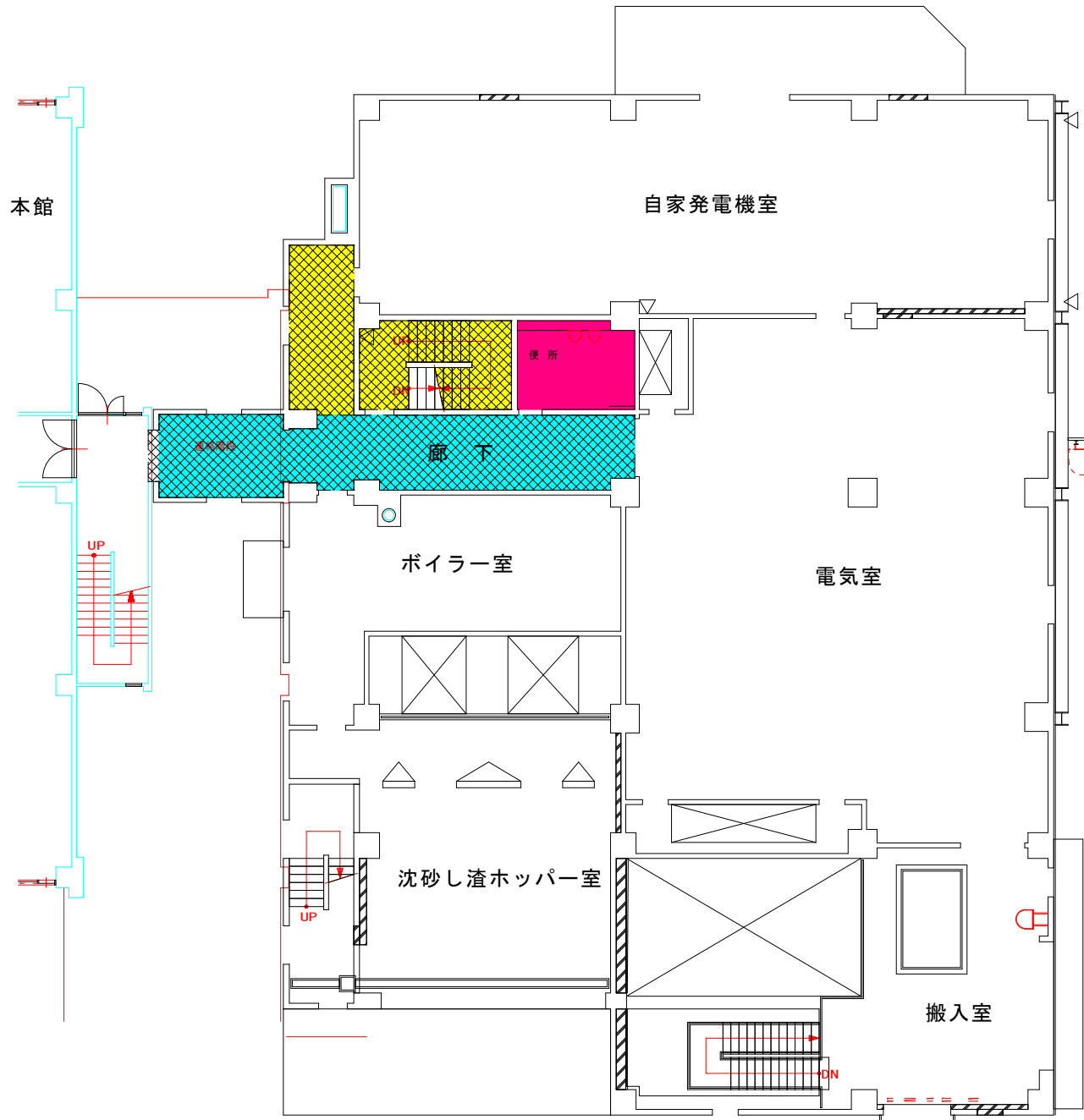


伏古川水再生プラザ本館3階

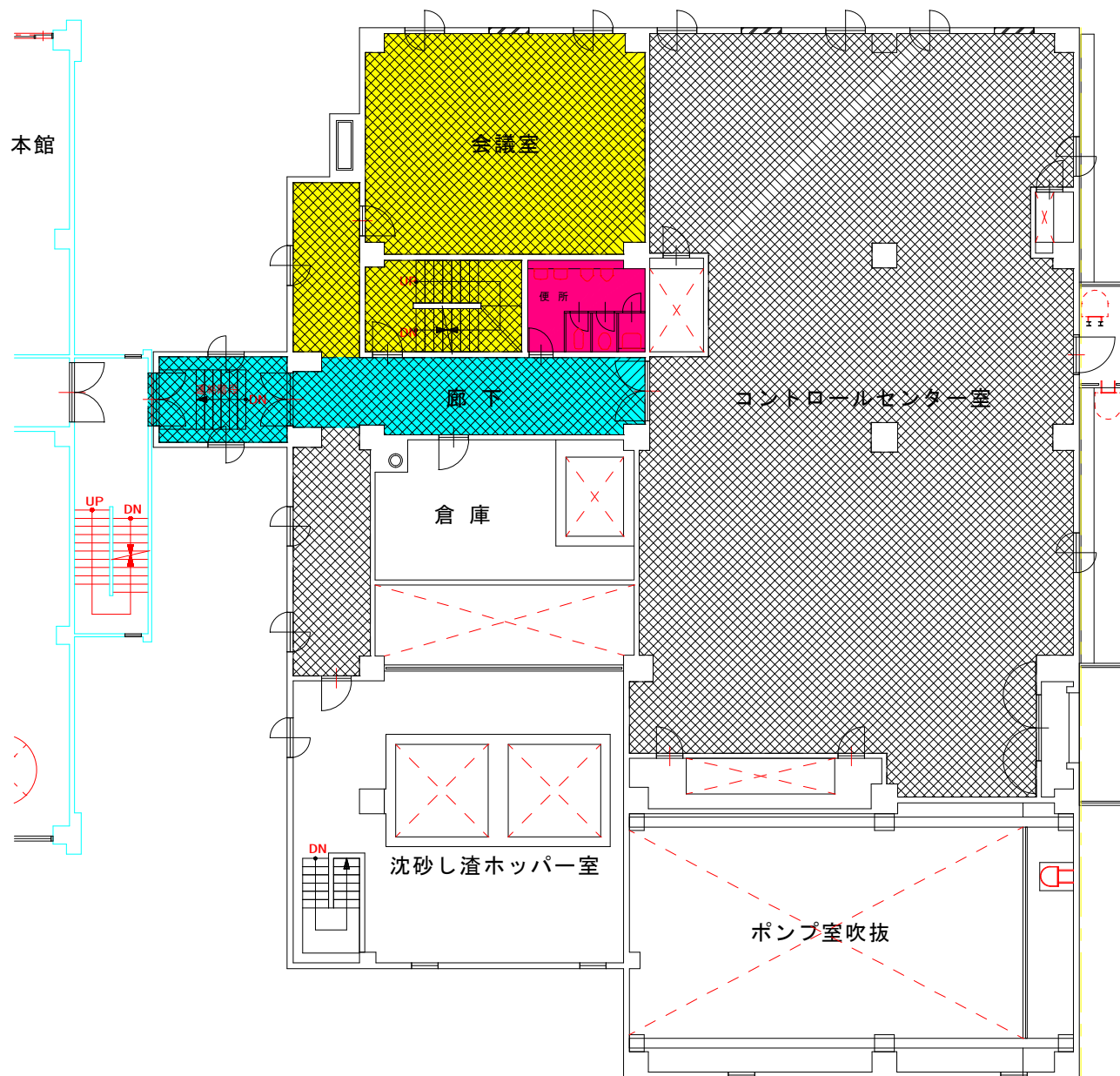
縮尺 1/200



伏古川水再生プラザ 本館PH 縮尺 1/200

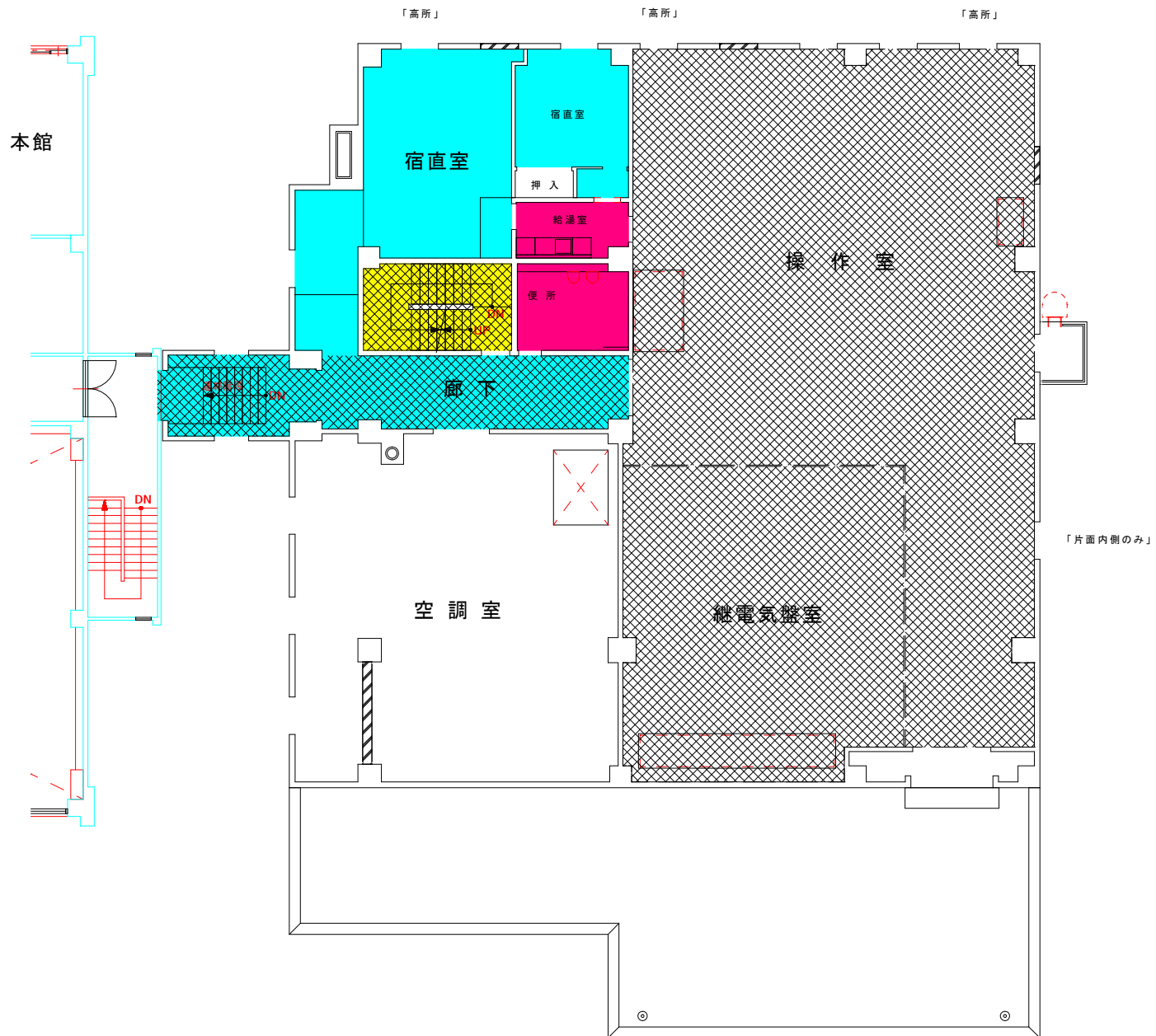


伏古川水再生プラザ新館 1階 縮尺 1/200

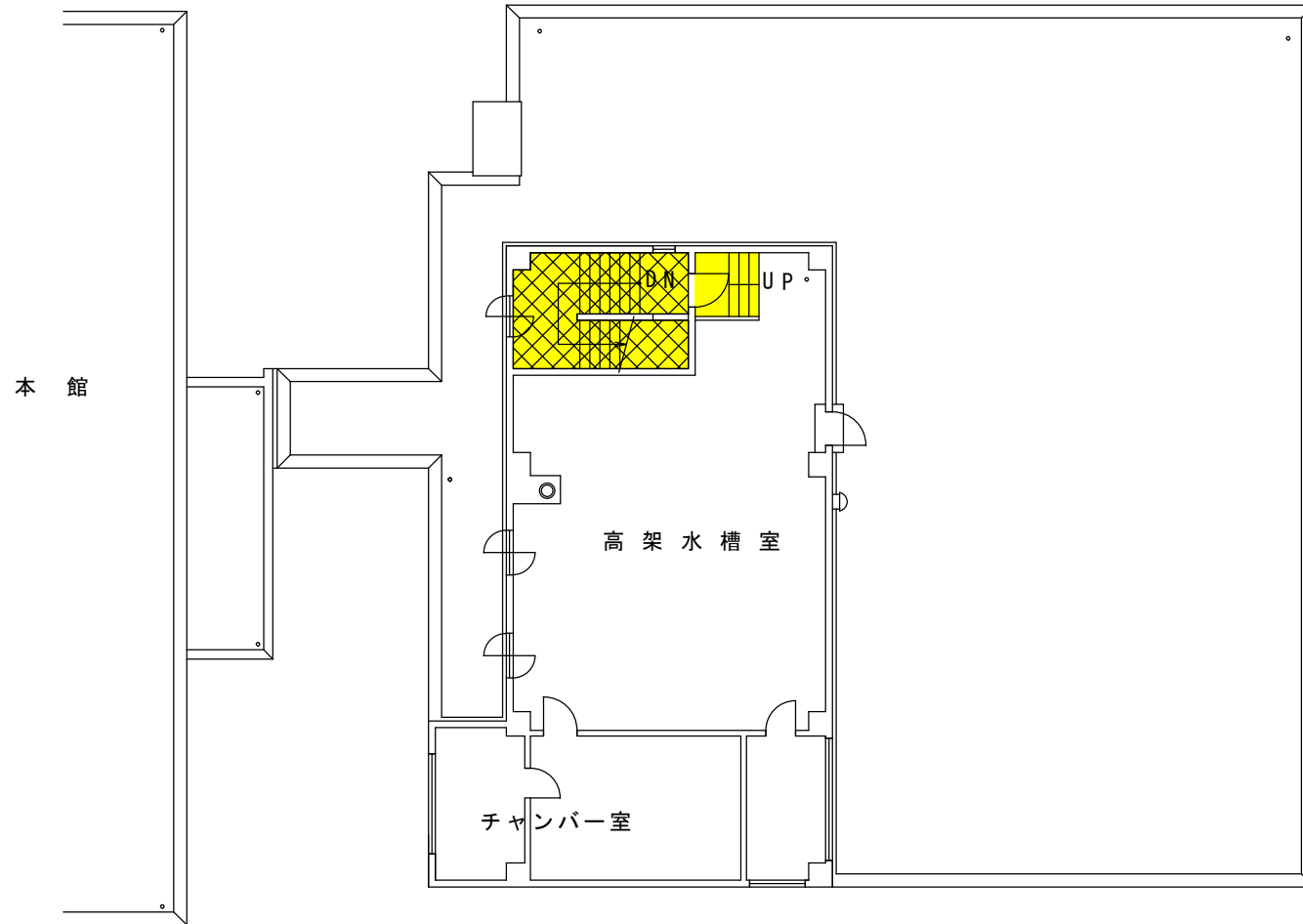


伏古川水再生プラザ新館 2階 縮尺 1/200





伏古川水再生プラザ新館3階 縮尺 1/200



伏古川水再生プラザ 新館 P H

縮尺 1/200

特定ガス消費施設

縮尺 1/500

# 処理場屋上部

滅菌池

最終沈殿池

汚泥濃縮槽

壁打ちコート

テニスコート

外柵フェンス

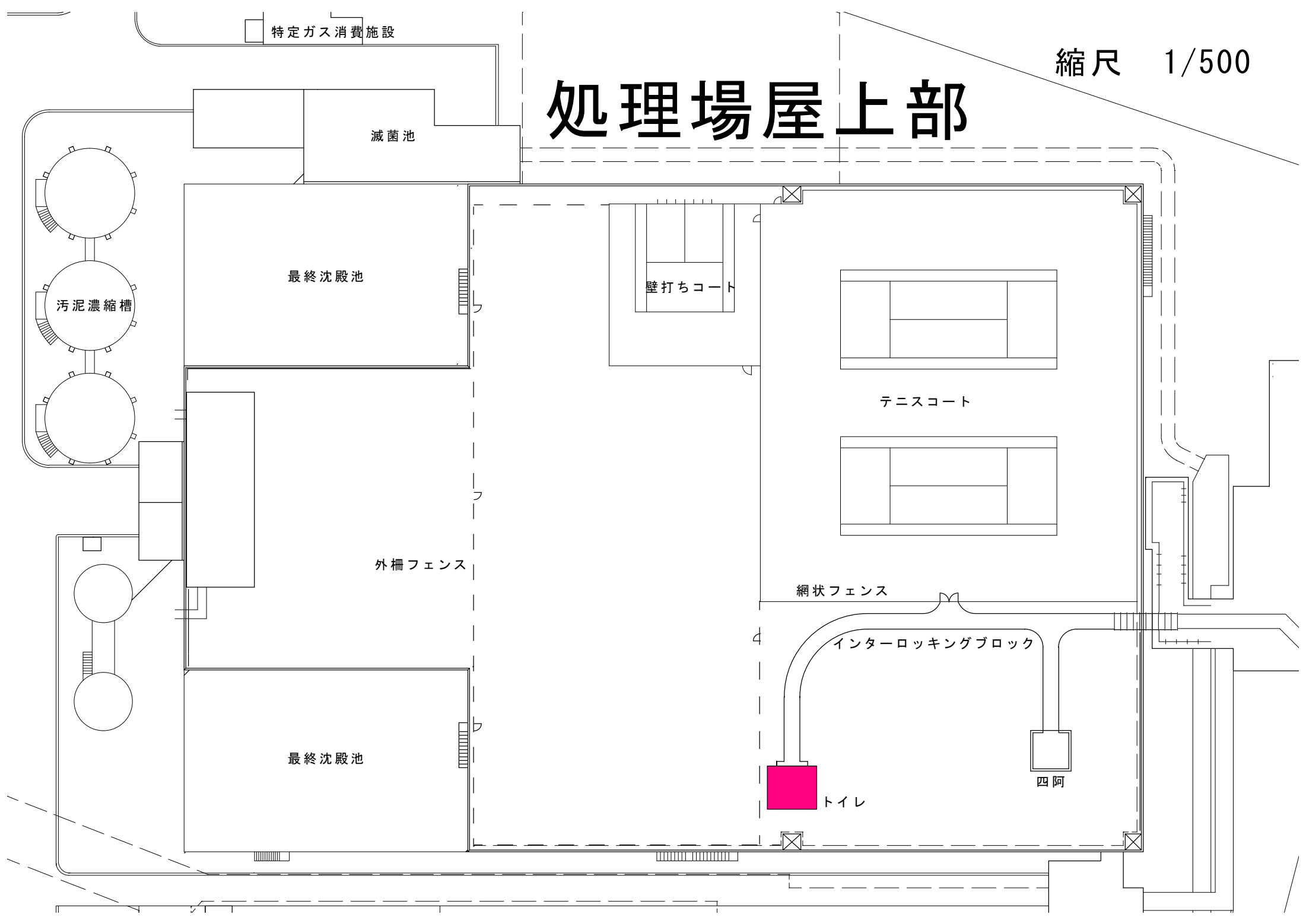
網状フェンス

インターロッキングブロック

最終沈殿池

四阿

トイレ

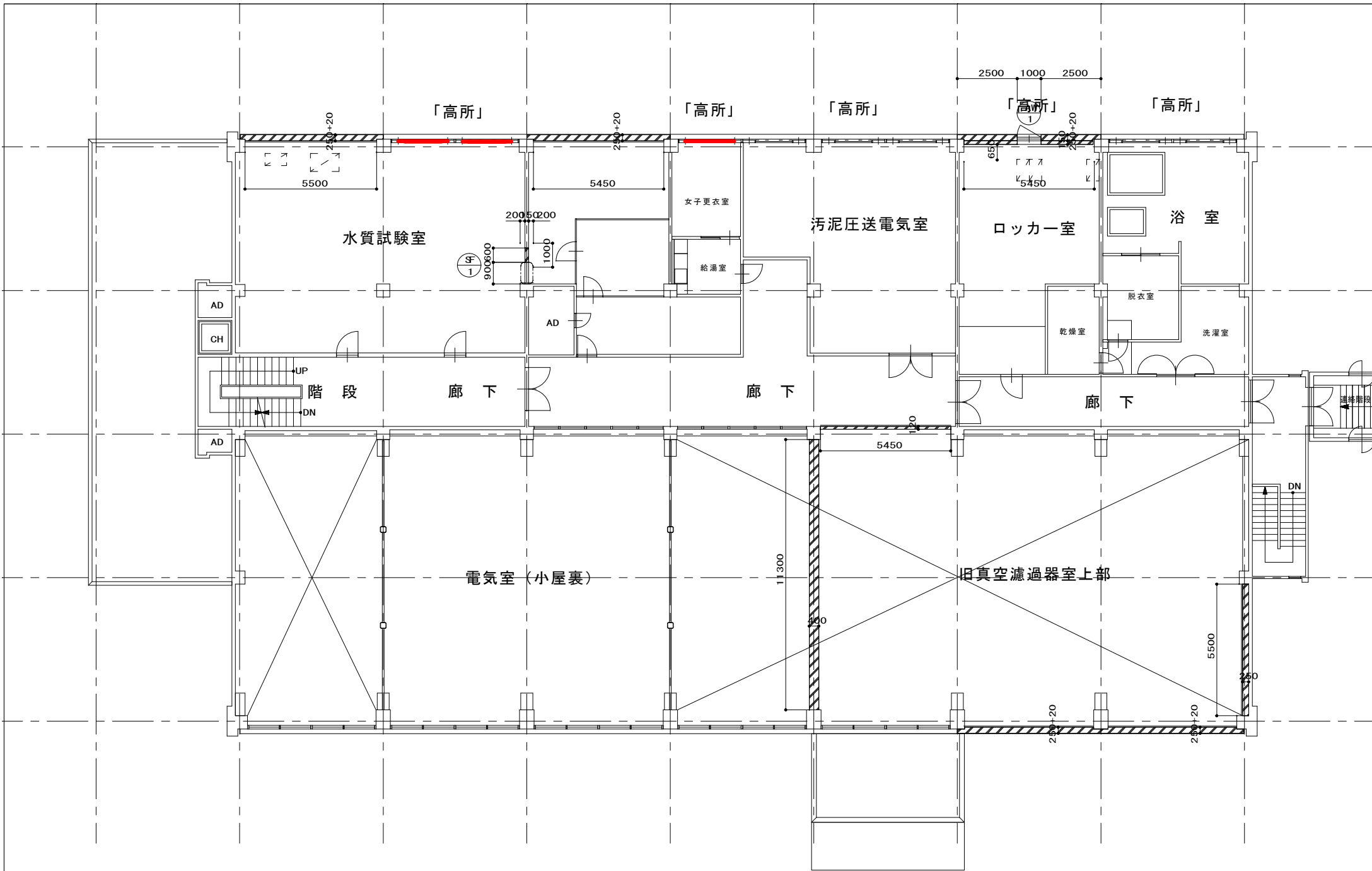




縮尺 1/250

伏古川雨水ポンプ場 1 F 平面図

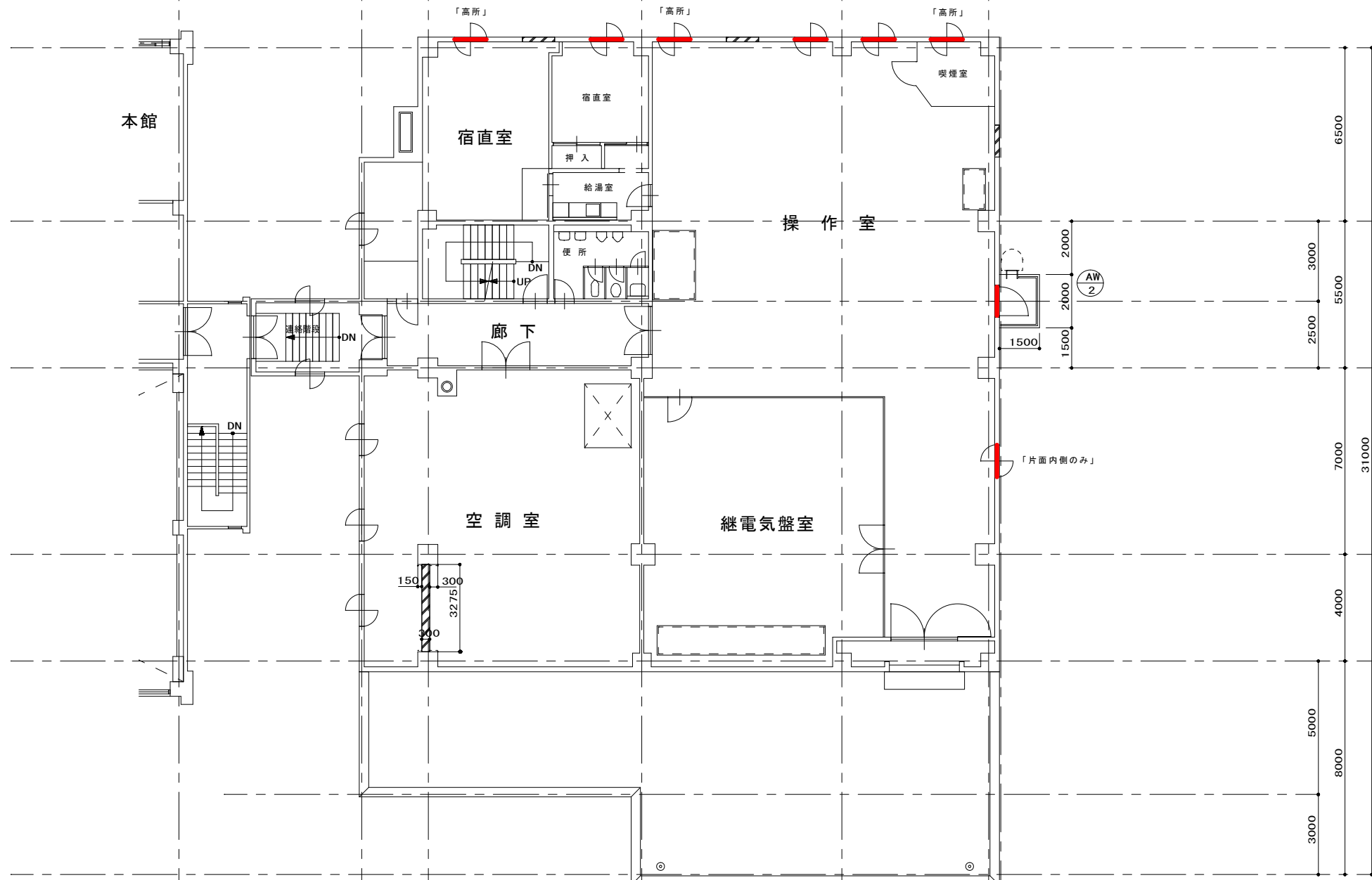




伏古川水再生プラザ本館3階（窓ガラス清掃）

縮尺 1/200

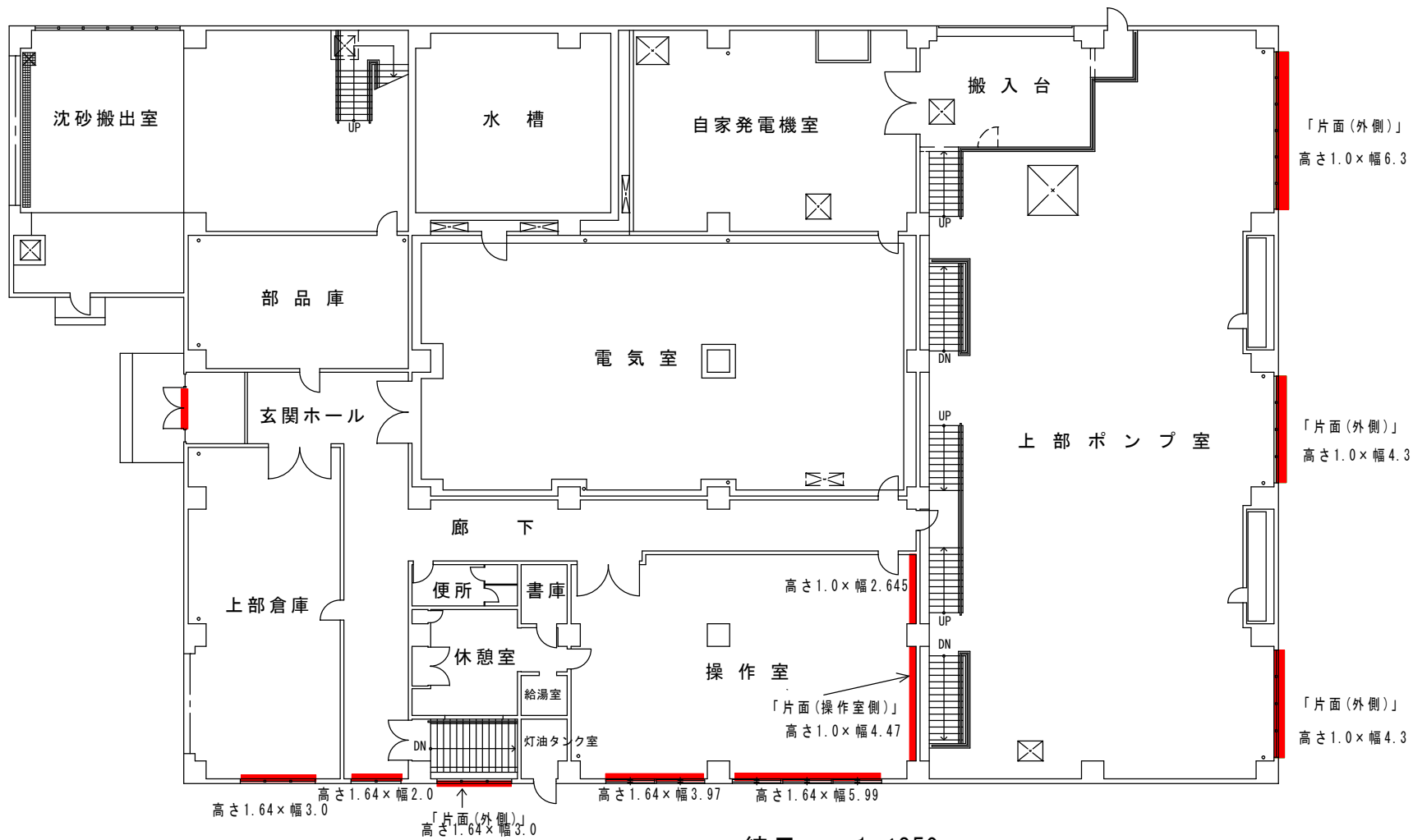




伏古川水再生プラザ新館3階 (窓ガラス清掃)

縮尺 1/200





伏古川雨水ポンプ場 1 F 平面図 (窓ガラス清掃)

業務委託費総括表

(令和5, 6, 7, 8年度共通)

(業務名) 伏古川水再生プラザほか1施設庭園管理業務

(一金) 円

業務価格	業務原価	直接業務費	芝刈A費		第1号内訳書
			芝刈B費		第2号内訳書
			芝刈C費		第3号内訳書
			樹木整枝費		第4号内訳書
			樹木伐採費		第5号内訳書
			生垣刈込費		第6号内訳書
			敷地清掃費		第7号内訳書
		共通仮設費	運搬費		第8号内訳書
	一般管理費等				
					第10号内訳書
	処分費				
					第9号内訳書

(委託設計書 様式3)

第 1 号芝刈A費内訳書

一金 円

伏古川水再生プラザ

名称	形質	単位	数量	単価	金額	摘要
芝刈り工 A	ロータリモア D=10km	m <sup>2</sup>	(3回) 6,820	(100m <sup>2</sup> 当り)		
芝刈り工 A	刈払機 D=10km	m <sup>2</sup>	(3回) 2,340	(100m <sup>2</sup> 当り)		
計						
再計						

第 2 号芝刈B費内訳書

一金 円

伏古川水再生プラザ

名称	形質	単位	数量	単価	金額	摘要
芝刈り工 B	刈払機 D=10km	m <sup>2</sup>	(2回) 230	(100m <sup>2</sup> 当り)		
計						
再計						

第 3 号芝刈C費内訳書

一金 円

伏古川水再生プラザ

名称	形質	単位	数量	単価	金額	摘要
芝刈り工 C	ロータリモア D=10km	m <sup>2</sup>	(3回) 2,100	(100m <sup>2</sup> 当り)		
芝刈り工 C	刈払機 D=10km	m <sup>2</sup>	(3回) 200	(100m <sup>2</sup> 当り)		
計						
再計						

第 4 号樹木整枝費内訳書

一金 円

伏古川水再生プラザ

名称	形質	単位	数量	単価	金額	摘要
樹木整枝	C=31~60cm D=10km	本	51			
樹木整枝	C=61~90cm D=10km	本	56			
樹木整枝	C=91~105cm D=10km	本	33			
樹木整枝	C=106~120cm D=10km	本	4			
樹木整枝	C=121~150cm D=10km	本	1			
樹木整枝	8<H≤12m D=10km	本	6			
樹木整枝	12<H≤18.5m D=10km	本	8			
計						
再計						

第5号樹木伐採費内訳書

一金 \_\_\_\_\_ 円

伏古川水再生プラザ

名称	形質	単位	数量	単価	金額	摘要
伐採	C=100~120cm D=10cm	本	1			
計						
再計						

第6号生垣刈込費内訳書

一金 \_\_\_\_\_ 円

伏古川水再生プラザ

名称	形質	単位	数量	単価	金額	摘要
生垣刈込	1.2m~2.5m	m	(1回) 250	(10m当り)		
計						
再計						

第7号敷地清掃費内訳書

一金 \_\_\_\_\_ 円

伏古川水再生プラザ

名称	形質	単位	数量	単価	金額	摘要
敷地清掃	拾い・掃き	m <sup>2</sup>	(2回) 3,880	(1000m2当り)		
敷地清掃	拾い	m <sup>2</sup>	(3回) 3,880	(1000m2当り)		
計						
再計						

第8号運搬費内訳書

一金 \_\_\_\_\_ 円

伏古川水再生プラザ

名称	形質	単位	数量	単価	金額	摘要
運搬費	2tトラック	h	8			
計						
再計						

札幌市

(委託設計書 様式4)

第9号処分費内訳書

一金 \_\_\_\_\_ 円

伏古川水再生プラザ

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
処分費	芝	t	8.0			
処分費	枝	t	5.2			
計						
再計						

札幌市

(委託設計書 様式4)

第10号一般管理費内訳書

一金 \_\_\_\_\_ 円

伏古川水再生プラザ

名 称	積 算 計 算	金 額
一般管理費		

札幌市

(委託設計書 様式4)

# 伏古川水再生プラザほか3施設庭園管理業務仕様書

(令和5、6、7、8年度共通)

## 1 業務実施場所

A、B地区	伏古川水再生プラザ敷地内	東区伏古8条1丁目2番35号
C地区	伏古川雨水ポンプ場敷地内	東区北37条東27丁目8番15号

## 2 委託業務内容 (別添図面参照のこと)

### (1) 芝刈り業務

芝(草)刈、刈くずの後かたづけ及び処分を行う。仕上げ高は、2-3cm内外とする。

法面部分及び傾斜部分については、芝の育成及び周辺樹木の保護のため、携帯式芝刈機により業務を行う。また、木の周囲の草刈時には樹木等を傷つけないように作業し、必要な場所は手刈りを行う。

対象面積は以下のとおり。

芝刈り面積	A地区	9,160m <sup>2</sup> /回
	B地区	230m <sup>2</sup> /回
	C地区	2,300m <sup>2</sup> /回

### (2) 整枝業務

樹木の枝払い、しん止め等のほか、これらに伴い切り落とした枝の収集及び処分を行う。業務の詳細については、事前に本市担当職員の指示を受けること。

業務量は以下のとおり。

ア	C = 31-60 cm (A・C地区)	51本
イ	C = 61-90 cm (A・C地区)	56本
ウ	C = 91-105 cm (A・C地区)	33本
エ	C = 106-120 cm (A・C地区)	4本
オ	C = 151-150 cm (C地区)	1本
カ	H = 8-12 m (A地区)	6本
キ	H = 12-8.5 m (A・C地区)	8本

### (3) 敷地清掃業務

図面に示す範囲内の清掃を行う。清掃の内容及び面積は以下のとおり。

A地区 3,880m<sup>2</sup>/回 (東側敷地外は敷地境界線より道路側に幅1m50cmの範囲)

### (4) 生垣刈込業務

生垣の上方、道路側の支障枝処理、及びこれらに伴う切り落とした枝の収集、処分を行う。

業務の詳細については、事前に本市担当職員の指示を受けること。

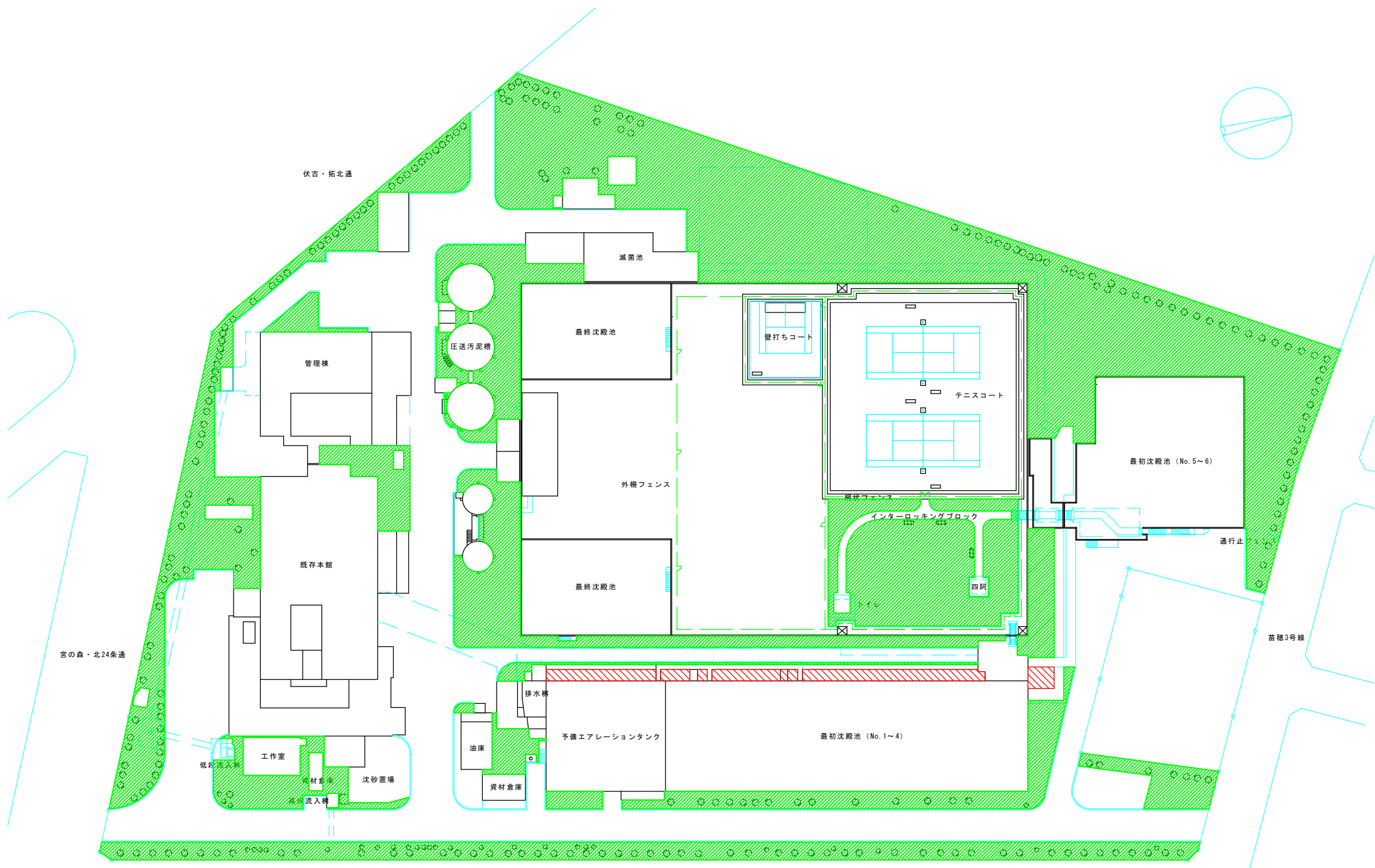
業務量は以下のとおり。

ア A地区 刈込長 250m/回

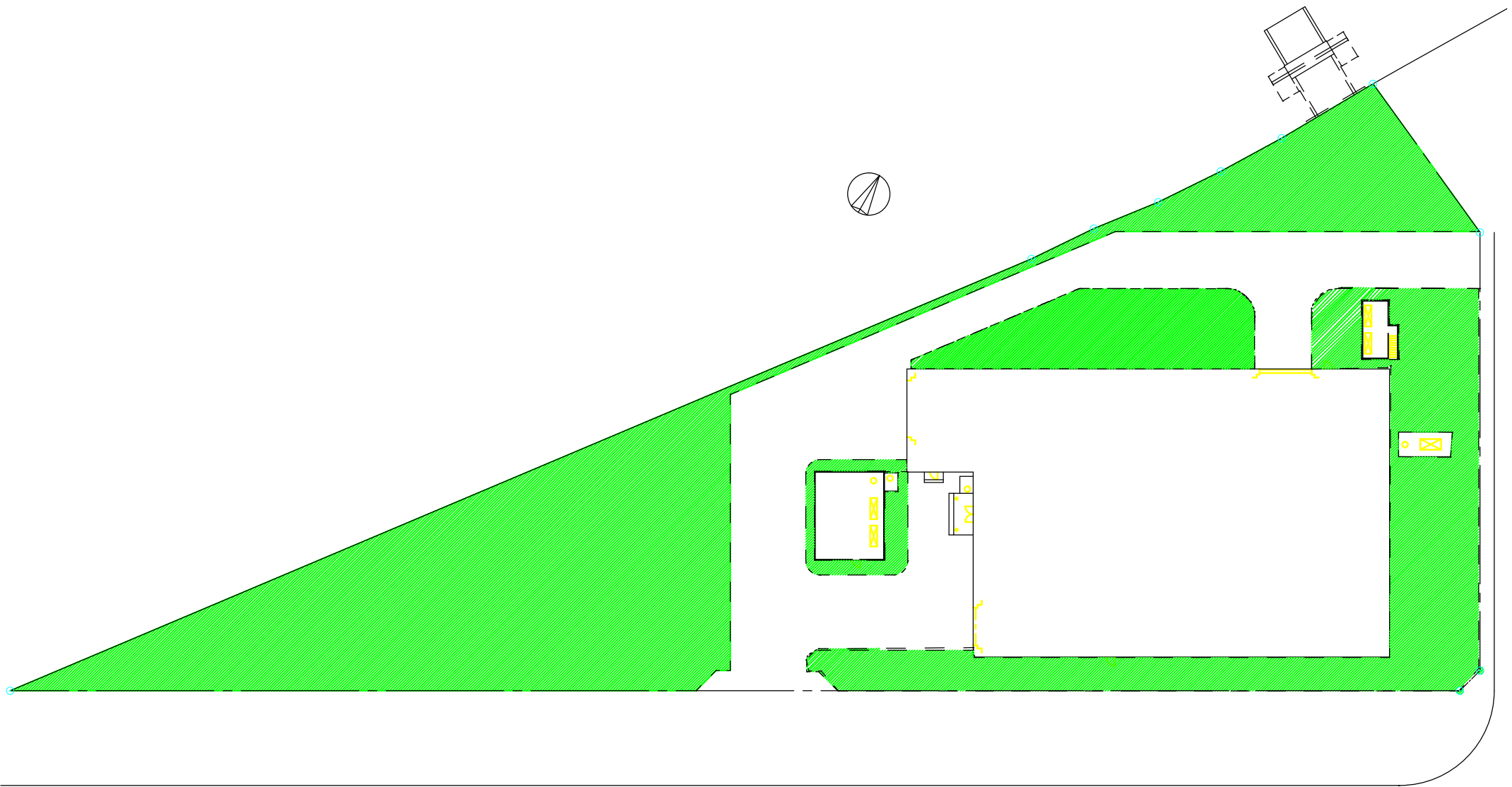


受託者は、業務従事者の労働安全衛生管理を適切に行わなければならない。また、事故が発生した場合は、速やかに業務主任に報告するものとする。





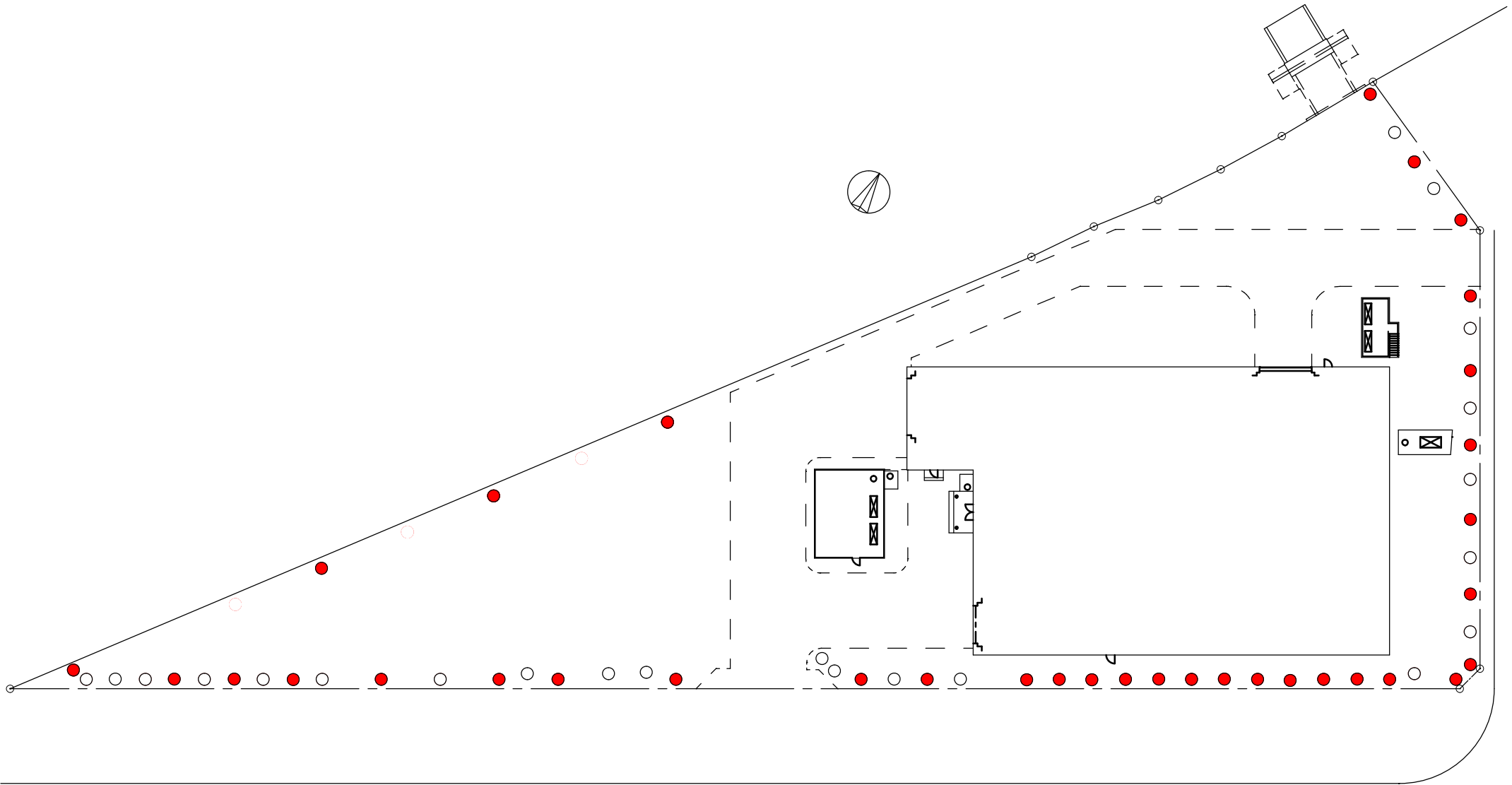
伏古川水再生プラザほか 1 施設庭園管理業務 (A・B地区 伏古川水再生プラザ)  
 芝刈り対象図 (A地区 ■■■、B地区 ■■■■ が業務対象範囲)



伏古川水再生プラザほか 1 施設庭園管理業務（C地区 伏古川雨水ポンプ場）

芝刈り対象図（  が業務対象範囲）

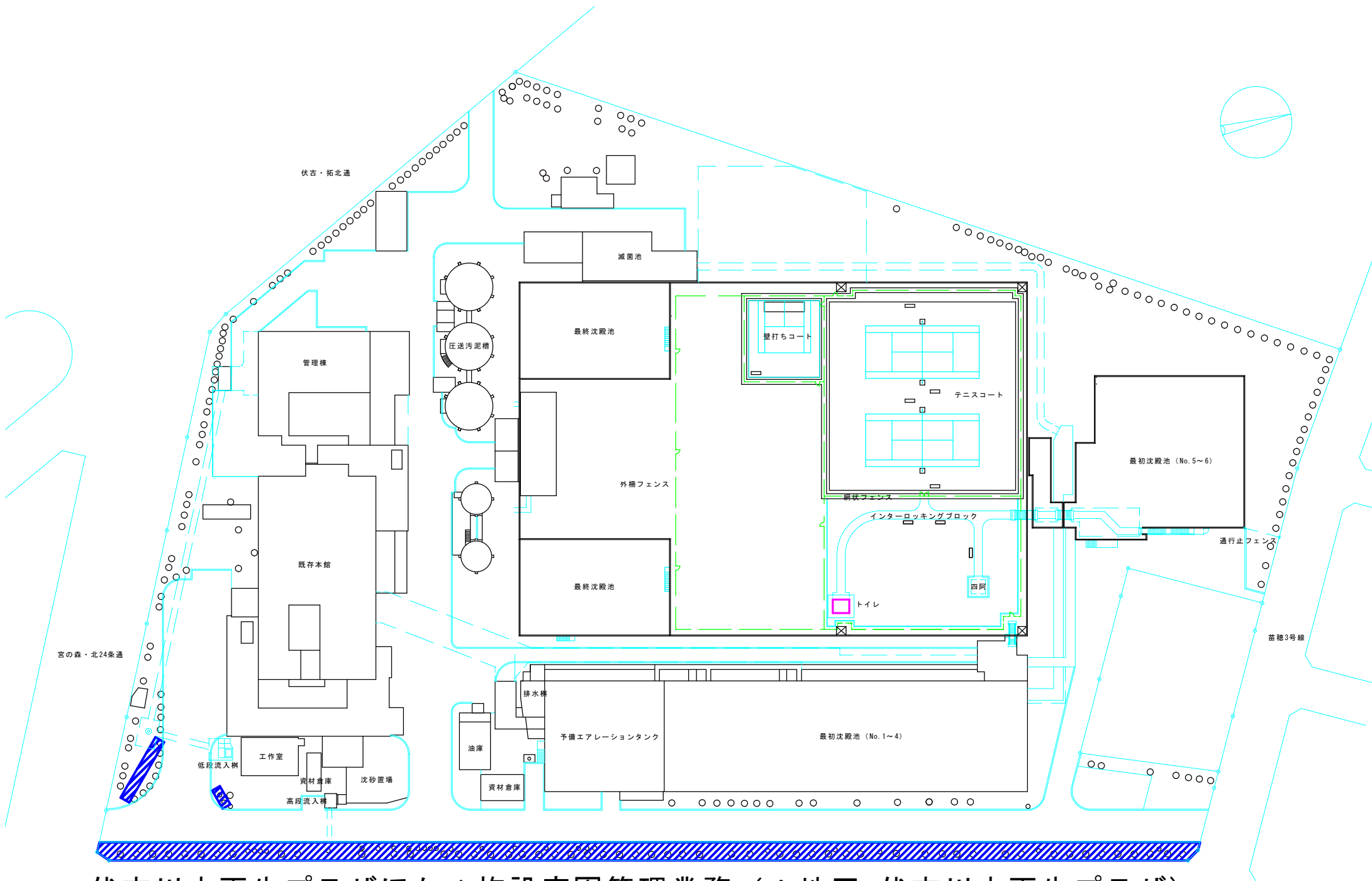





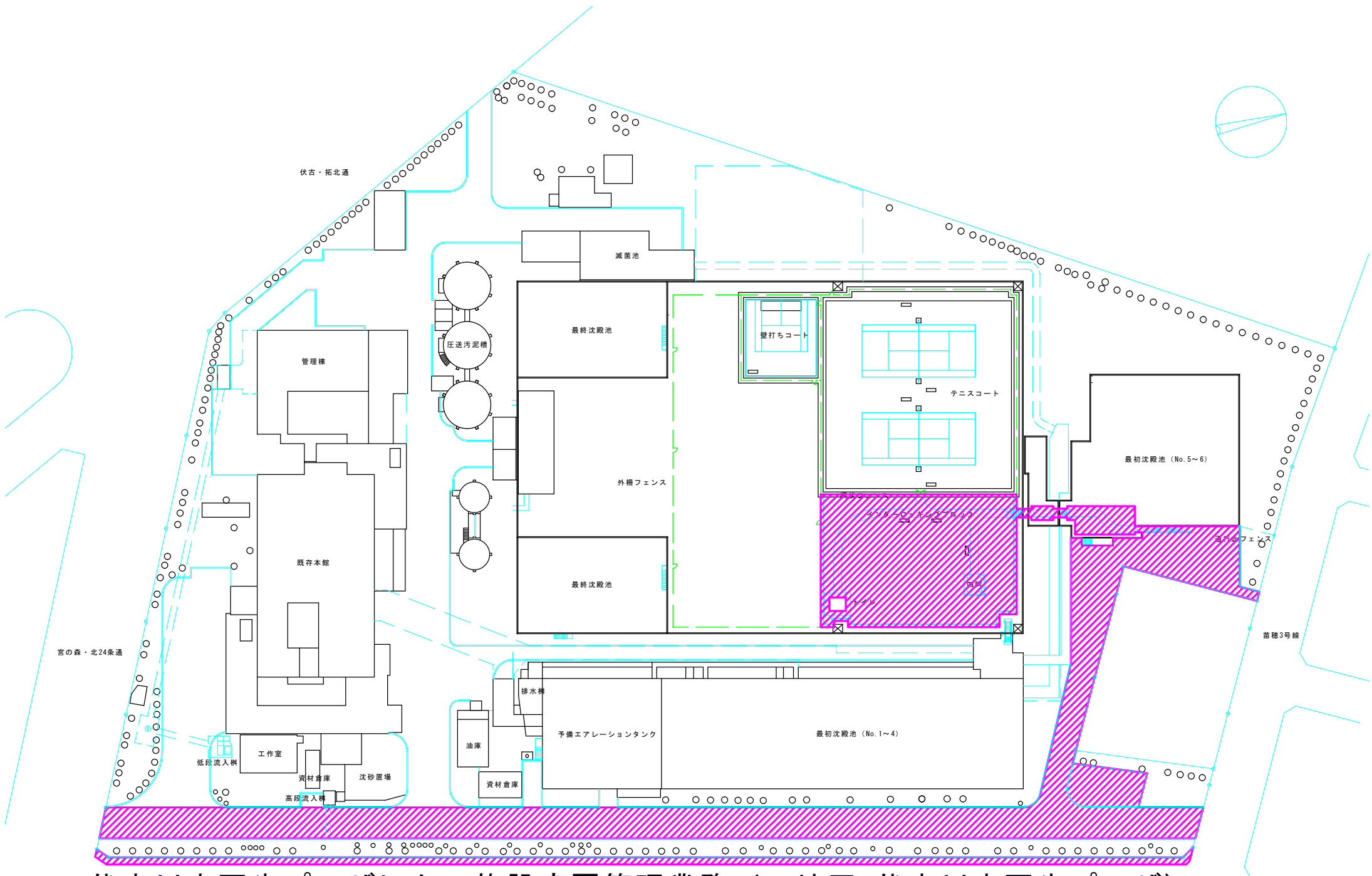
## 伏古川水再生プラザほか 1 施設庭園管理業務（C地区 伏古川雨水ポンプ場）


樹木整枝対象図（●が業務対象樹木）

※業務対象樹木は年度によって変更になる場合がある



伏古川水再生プラザほか1施設庭園管理業務（A地区 伏古川水再生プラザ）  
 生垣刈込対象図（が業務対象範囲）



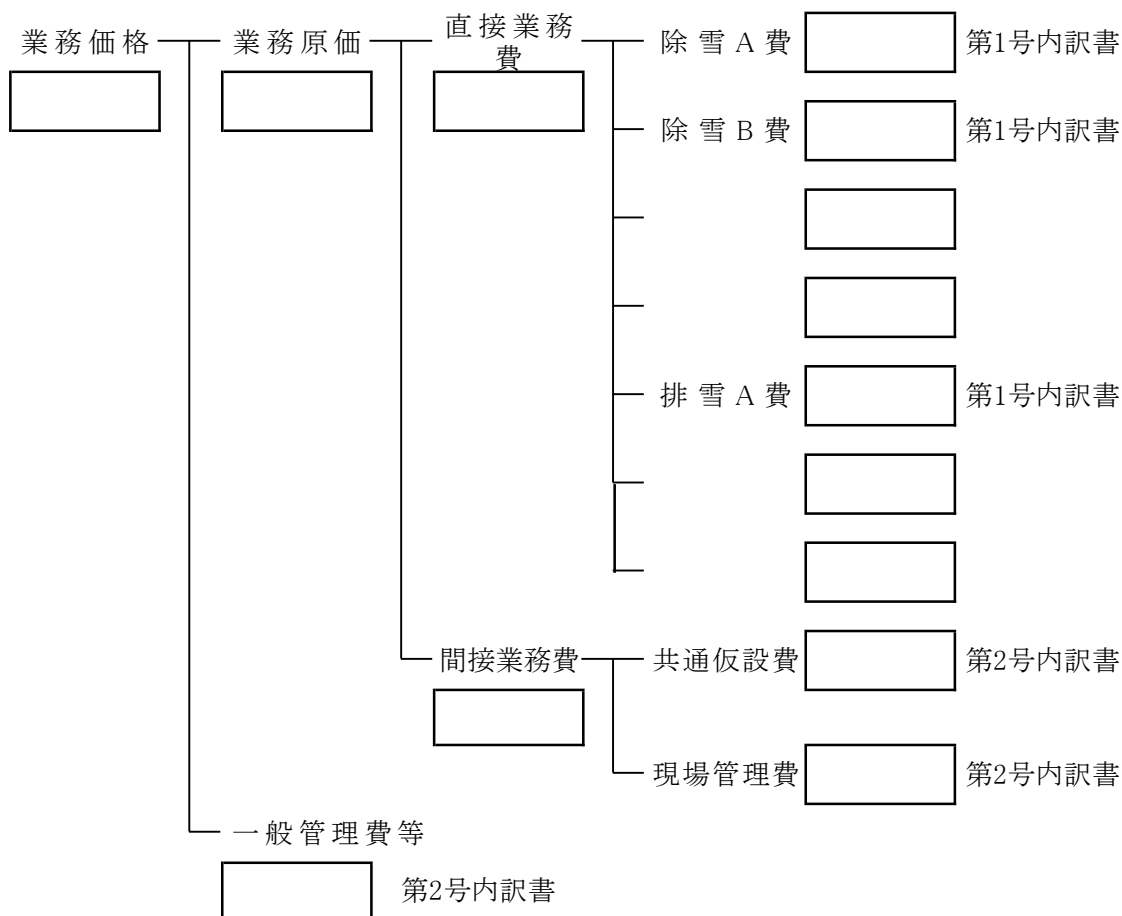
伏古川水再生プラザほか1施設庭園管理業務（A地区 伏古川水再生プラザ）  
敷地清掃対象図（が業務対象範囲）

業 務 委 託 費 総 括 表

(令和5, 6, 7, 8年度共通)

(役務名) 伏古川水再生プラザほか1施設構内除雪業務

(一金) 円



業 務 価 格 単 価 算 出 式	業務予定量	業務価格単価	設計係数
除雪A業務価格単価 = 業務価格 × 除雪A費 ÷ 直接業務費 ÷ 業務予定量	22 回		1.0000
除雪B業務価格単価 = 業務価格 × 除雪B費 ÷ 直接業務費 ÷ 業務予定量	20 回		0.182095
排雪A業務価格単価 = 業務価格 × 排雪A費 ÷ 直接業務費 ÷ 業務予定量	110 台		0.315630

(委託設計書 様式3)

第 1 号 直接業務費内訳書

一金 \_\_\_\_\_ 円

伏古川水再生プラザほか1施設構内除雪業務

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
除 雪 A	タイヤショベル 1.6m <sup>3</sup> 可変プラウ	回	22	(1回当たり)		
除 雪 B	タイヤショベル 1.6m <sup>3</sup> 可変プラウ	回	20	(1回当たり)		
排 雪 A (片道 5.6km)	10tダンプトラック 1.6m <sup>3</sup> 標準バケット	台	110	(1台当たり)		
計						
再 計						

(委託設計書 様式4-1)





## 伏古川水再生プラザほか 1 施設構内除雪業務仕様書

(令和 5、6、7、8 年度共通)

下水処理施設の構内除雪業務の実施にあたっては、契約書及び契約約款に基づくもののほか、この仕様書によるものとする。

## 1 業務場所

## (1) 除雪対象下水処理施設の所在地

ア 伏古川水再生プラザ（札幌市東区伏古8条1丁目2番35号）

イ 伏古川雨水ポンプ場（札幌市東区北37条東27丁目8番15号）

## (2) 除雪対象部分

別紙除雪対象部分図の対象箇所とする。

## 2 業務内容

除雪の業務内容は次のとおりとする。

## (1) 除雪業務

原則として当構内の積雪深が10cmを超えた場合に行うこと。

進入道路及び駐車場は午前8時までに終了すること。

業務時間帯は、事前に担当職員と協議を行うことができる。

その他の除雪については札幌市の指示によること。

## ア 除雪 A：伏古川水再生プラザ

除雪面積：3,500m<sup>2</sup>

除雪予定回数：22回

## イ 除雪 B：伏古川雨水ポンプ場

除雪面積：920m<sup>2</sup>

除雪予定回数：20回

## (2) 排雪業務

本市の指示により、場内に堆積した雪を最寄りの融雪施設等に運搬排雪すること。

## ア 排雪 A

排雪先：市内雪堆積場

排雪予定台数：110台

## 3 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

(1) 省資源・省エネルギーの推進

(2) 廃棄物の減量及びリサイクル

(3) 環境汚染の危機管理の徹底

(4) 環境関係法令の遵守

(5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転

(6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用

(7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

## 4 留意事項

(1) 除雪作業には次の機種以上のものを使用すること。ただし、あらかじめ委託者と協

議を行い、承諾を得た場合は、その他の機種を使用することもできる。

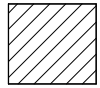
ア 除雪 : タイヤショベル2.1m<sup>3</sup>可変プラウ

イ 歩道除雪 : 小型ロータリ除雪機12PS

ウ 排雪 : 差枠付10tダンプトラック（積載量14m<sup>3</sup>以上とする。）及びタイヤショベル（第2次基準値排出ガス対策型）2.1m<sup>3</sup>標準バケット

- (2) 業務の遂行に当たっては、本市が管理する施設の運転操作に支障を及ぼすことのないように配慮するとともに、敷地内の障害物、縁石、植木、路面の傾斜・段差等に充分注意して除雪すること。
- (3) 作業の実施により、舗装面や敷地内の設置物等を破損した場合は、直ちに委託者に報告し、現状に復旧すること。
- (4) 除雪作業中は構内歩行者等の保護に当たり、周囲の施設等に充分注意を払うとともに、事故等に対する一切の責任を負うものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、本市担当職員の指示に従うこと。

伏古川水再生プラザ除雪対象図



除雪対象部分  
(面積 : 3,500m<sup>2</sup>)



雪堆積場

(注意事項)

- ①歩廊入口前  
できるだけ雪をかき出して、点検者の出入りを妨げないこと
- ②車庫前  
できるだけ雪をかき出して、車の出入りを妨げないこと
- ③高段流入ゲート室前  
できるだけ雪をかき出して、点検者の出入りを妨げないこと
- ④最初沈殿池入口前  
できるだけ雪をかき出して、点検者の出入りを妨げないこと
- ⑤東側フェンス  
雪圧でフェンスが押しつぶされる恐れがあるため、雪をフェンス側に集めずに、必ず北側入口の方へ集めること
- ⑥雨水貯留ポンプ施設入口前  
できるだけ雪をかき出して、雪庇の落下によるシャッター破損を防止する

伏古・拓北通

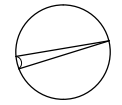
雨水貯留ポンプ施設

処理水槽

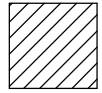
正面入口  
宮の森・北24条通

本館

北側入口



# 伏古川雨水ポンプ場除雪対象部分図



除雪対象部分 (面積920m<sup>2</sup>)



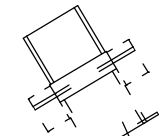
雪堆積場

伏 籠 川

伏古川雨水ポンプ場

歩 道

伏 古 拓 北 通

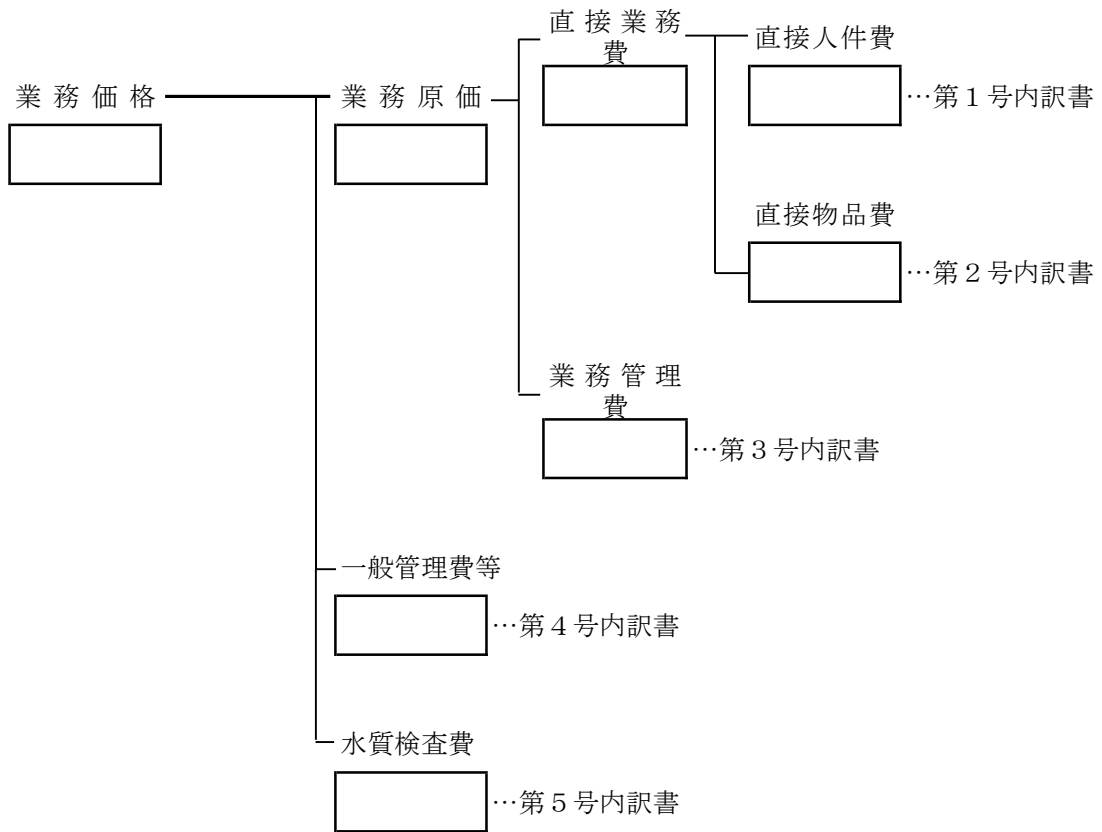


業務委託費総括表

(令和5, 6, 7, 8年度共通)

(業務名) 伏古川水再生プラザ飲料用貯水槽清掃業務

(一金) 円



第 1 号 直接人件費 内訳書

一金 円

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
保全技術員		人	0.9			
保全技術員補		人	2.6			
計						

第 2 号 直接物品費 内訳書

一金 円

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
物品費	率分	式	1			
計						

第 3 号 業務管理費 内訳書

一金 円

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
管理費	率分	式	1			
計						
再計						

第 4 号 一般管理費等 内訳書

一金 円

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
諸経費	率分	式	1			
計						
再計						





# 伏古川水再生プラザ飲料用貯水槽清掃業務仕様書

(令和 5、6、7、8 年度共通)

## 1 業務場所

伏古川水再生プラザ 東区伏古 8 条 1 丁目 2 番 3 5 号

## 2 貯水槽内訳

受水槽 有効容量 6.75m<sup>3</sup>

## 3 作業従事者の健康管理

作業従事者は常に健康状態に留意するとともに、水道法第21条および水道法施行規則第16条により、定期的な健康診断（6か月ごとの検便）を受けること。また、健康状態の不良なものは作業に従事しないこと。

## 4 作業内容

委託業務の実施は以下の手順によること。

- (1) 槽周辺の清掃をすること。
- (2) 槽上部の清掃をすること。
- (3) 水道引込管、揚水管、吹込管及び排水管の弁を必要に応じて開閉すること。
- (4) 揚水ポンプ等で槽内の水を排水すること。
- (5) 槽内をきれいに洗浄し、その際には高圧洗浄機・タワシ等を適切に使用すること。
- (6) 槽内水分等をウェスできれいに拭き取ること。
- (7) 消毒は次亜塩素酸ナトリウム（有効塩素濃度50～100ppm）を噴霧し、必ず30分間以上放置した後、洗浄水で十分に洗浄すること。
- (8) 上記(5)、(6)、(7)を繰り返し、併せて2回行なうこと。
- (9) 消毒に用いた排水は、確実にタンク外へ排除すること。
- (10) 清掃作業完了後は、開閉した弁を元に戻し、必ず確認すること。また、槽のボールタップの位置を確認するなど、水位調整等の装置が適正に機能することを確認すること。
- (11) 水張りを行う際、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が貯水槽内に流入しないようにすること。
- (12) 水張り終了後、各槽出口及び末端給水栓の飲料水について、遊離残留塩素、色度、濁度、味、臭気の5項目について水質試験を行ない、以下の基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。
  - ・遊離残留塩素：0.2ppm以上
  - ・色度：5度以下
  - ・濁度：2度以下
  - ・味：異常でないこと
  - ・臭気：異常でないこと
- (13) 各槽内部について、清掃作業前、清掃作業完了後のそれぞれの写真を撮影すること。

## 5 注意事項

- (1) 作業衣及び使用器具は、貯水槽の清掃専用のものですること。また、作業に当たっては、作業衣及び使用器具の消毒を行い、作業が衛生的に行われるようにすること。
- (2) 作業は、給水タンクの清掃を先に行なうこと。
- (3) 作業時は、必ず排気ファン及び照明を使用し、事故防止を図ること。
- (4) 消毒に用いる次亜塩素酸ナトリウムは、厚生労働省検定済の法定代用消毒薬医薬品の指定を受けたものを使用すること。

## 6 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

# 業務委託費総括表

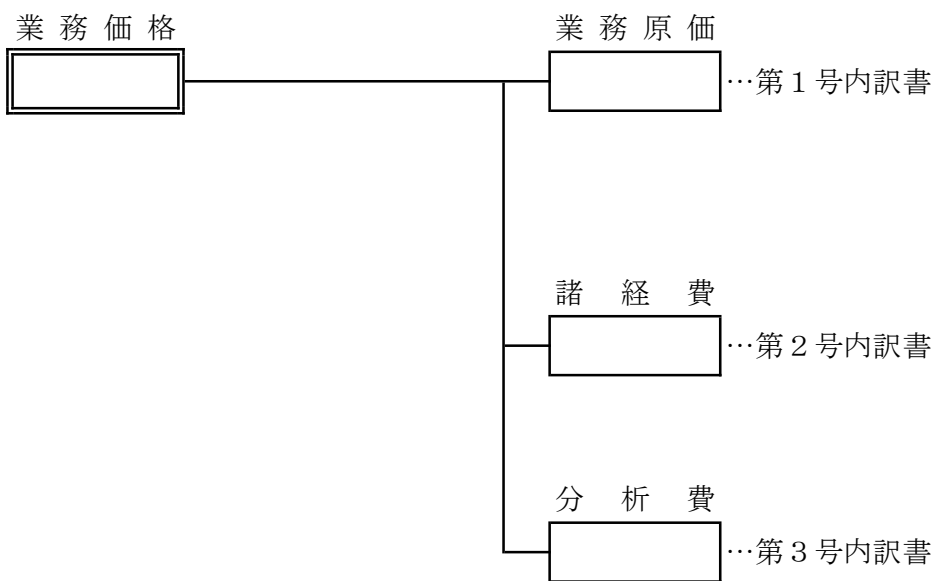
(令和5, 6, 7, 8年度)

(役務名) 伏古川水再生プラザ受水槽水道水水質検査業務

---

(一金) 円

---



第 1 号 業務原価 内訳書

一金 円

名 称	積 算 計 算 書	金 額
検体採取費		
<b>1 労務費</b>		
ア 技師	0.1 人	円
イ 技師補	0.1 人	円
計 (ア+イ)		円
<b>2 ライトバン運転費</b>		
ア 損料		円
イ 燃料費		円
計 (ア+イ)		円
計		円
合 計	1 + 2 = 円 + 円 =	円
再 計		円





## 伏古川水再生プラザ飲料用貯水槽水道水検査業務仕様書

(令和 5、6、7、8 年度共通)

### 1 業務目的

受水槽を設置する施設等における管理基準を定めた「札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱（平成 7 年 3 月 31 日札幌市衛生局長決裁）」によって、水道水を供給する受水槽のある施設における下記 3 に掲げる項目の検査を行い、管理基準の適合状況を評価する。

### 2 採水場所（検体数）

札幌市東区伏古 8 条 1 丁目 2 番 35 号

伏古川水再生プラザ（1 検体）

### 3 役務内容

上記 2 の受水槽水道水を採取し、次のとおり検査を行い、検査結果をまとめて報告書を作成・提出する。

#### (1) 検査時期

採水・検査及び報告書の提出は、年度 1 回とし、日程については、発注者等と調整すること。

#### (2) 検査項目・検査方法

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（令和 4 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 134 号）によって、次の項目を検査する。

- ・化学検査：亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH 値、味、臭気、色度、濁度
- ・細菌検査：一般細菌、大腸菌

### 4 留意事項

- (1) 報告書は、作業終了後速やかに提出すること。書式・体裁については、提出前に業務発注者の指示を受けること。

### 5 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

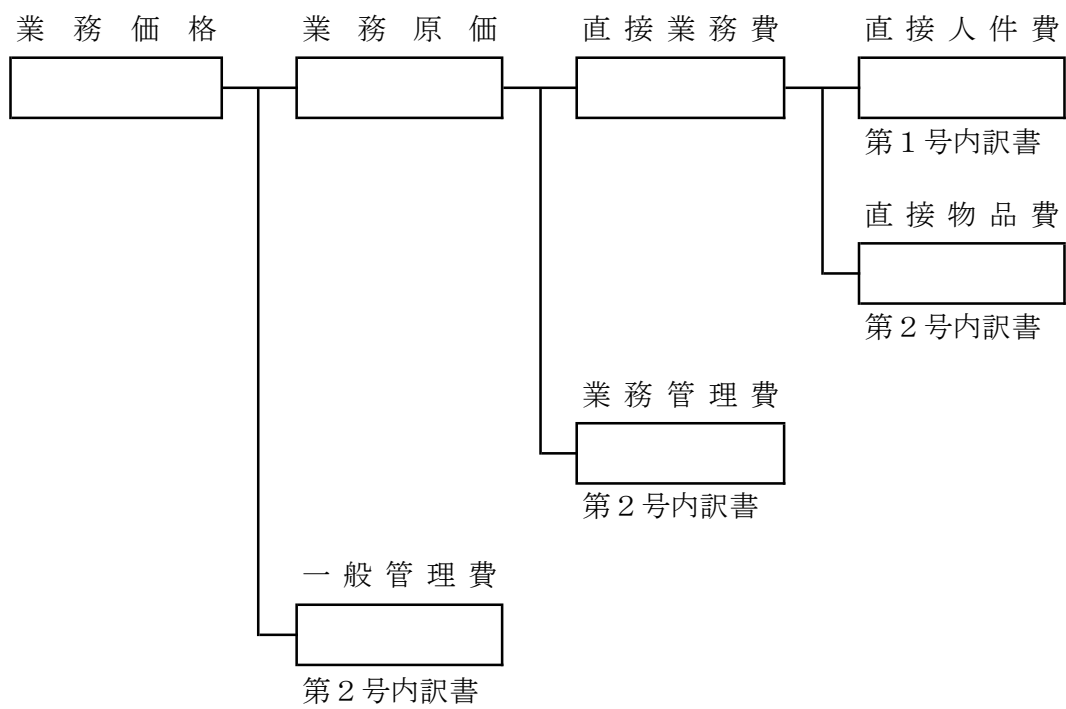


業務委託費総括表

(令和5, 6, 7, 8年度共通)

(業務名) 伏古川水再生プラザほか1施設消防用設備等点検業務総括表

(一金) 円



第 1 号 直接人件費 内訳書

一金 円

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
1. 伏古川水再生プラザ	保全技師補	人	29.4			
2. 伏古川雨水ポンプ場	保全技師補	人	15.5			
	運転手(特殊)	人	1.0			
合 計						
再 計						

第 2 号 諸経費 内訳書

名 称	積 算 計 算 書	金 額
直 接 物 品 費	直接人件費 × 直接物品費率  再 計	
業 務 管 理 費	直接業務費 × 業務管理費率  再 計	
一 般 管 理 費	業務原価 × 一般管理費率  再 計	

## 伏古川水再生プラザほか1 施設消防用設備等点検業務 仕 様 書

(令和5, 6, 7, 8年度共通)

1. 業務目的  
本業務は、消防法第17条3の3による消防用設備等の点検及び報告を行う業務である。
2. 業務場所
  - (1) 伏古川水再生プラザ  
札幌市東区伏古8条1丁目2番35号
  - (2) 伏古川雨水ポンプ場  
札幌市東区北37条東27丁目8番15号
3. 関係法令の遵守  
消防用設備等の点検は、「消防法」、「消防法施行令」、「消防法施行規則」及びこれに基づく告示等、「建築基準法」、「電気事業法」その他関係法令を遵守し行うものとする。
4. 点検基準等は次のとおりとする。
  - (1) 共通仕様書  
建築保全業務共通仕様書(平成30年版国土交通省大臣官房庁営繕部監修)
  - (2) 消防用設備等
    - ① 消防法第17条の3の3による点検及び報告
    - ② 「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(平成28年3月28日改正 昭和50年10月16日付 消防庁告示第14号)
    - ③ 「消防施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(平成26年4月14日改正 平成16年5月31日付 消防庁告示第9号)
    - ④ 「消防用設備等の点検要領の一部改正について」(平成22年12月22日付 消防予第557号)
    - ⑤ 消防法第36条において準用する同第8条の2の2(平成19年6月22日公布の消防法の一部を改正する法律(平成19年法律第93号)、平成21年6月1日施行)防災管理点検について
    - ⑥ 消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令等について(平成22年12月22日 公布)
    - ⑦ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件(平成25年消防庁告示第19号及び20号)
  - (3) 建築基準法関係防災設備  
建築基準法、建築基準法施行令、建築基準法施行規則及びこれに基づく告示等に定めるところによる。
5. 業務量  
別紙、消防用設備等点検業務数量表による。
6. 点検実施月
  - 1回目： 7～8月(総合点検・機器点検)
  - 2回目： 1～2月(機器点検)

7. 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- ① 省資源・省エネルギーの推進
- ② 廃棄物の減量及びリサイクル
- ③ 環境汚染の危機管理の徹底
- ④ 環境関係法令の遵守
- ⑤ 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- ⑥ 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- ⑦ 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

8. 留意事項

- (1) 業務の実施に必要な機器、工具、消耗品類は受託者負担とする。
- (2) 消防関係機関等への報告義務のあるものは受託者負担にて代行すること。
- (3) 消火剤詰替えは本業務には含まない。
- (4) その他疑義等は、業務主任と打合せること。
- (5) 受託者は、設備点検のため天井クレーン上又は天井クレーンに近接する場所で作業を行う場合は、業務主任の承諾を受け、クレーン等安全規則に規定された安全対策を講じた上で、点検作業を行うことができる。但し、天井クレーンの運転に関しては、当該天井クレーン運転に必要な資格を有する者に運転させなければならないことから、クレーンの運転手については事前に業務主任の承諾を得るものとする。

なお、天井クレーンを運転する際は、運転開始前後に点検を実施し、天井クレーンに損害等を与えた場合は、受託者の責で修理等を行うこと。

伏古川水再生プラザほか1施設消防用設備等点検業務仕様書

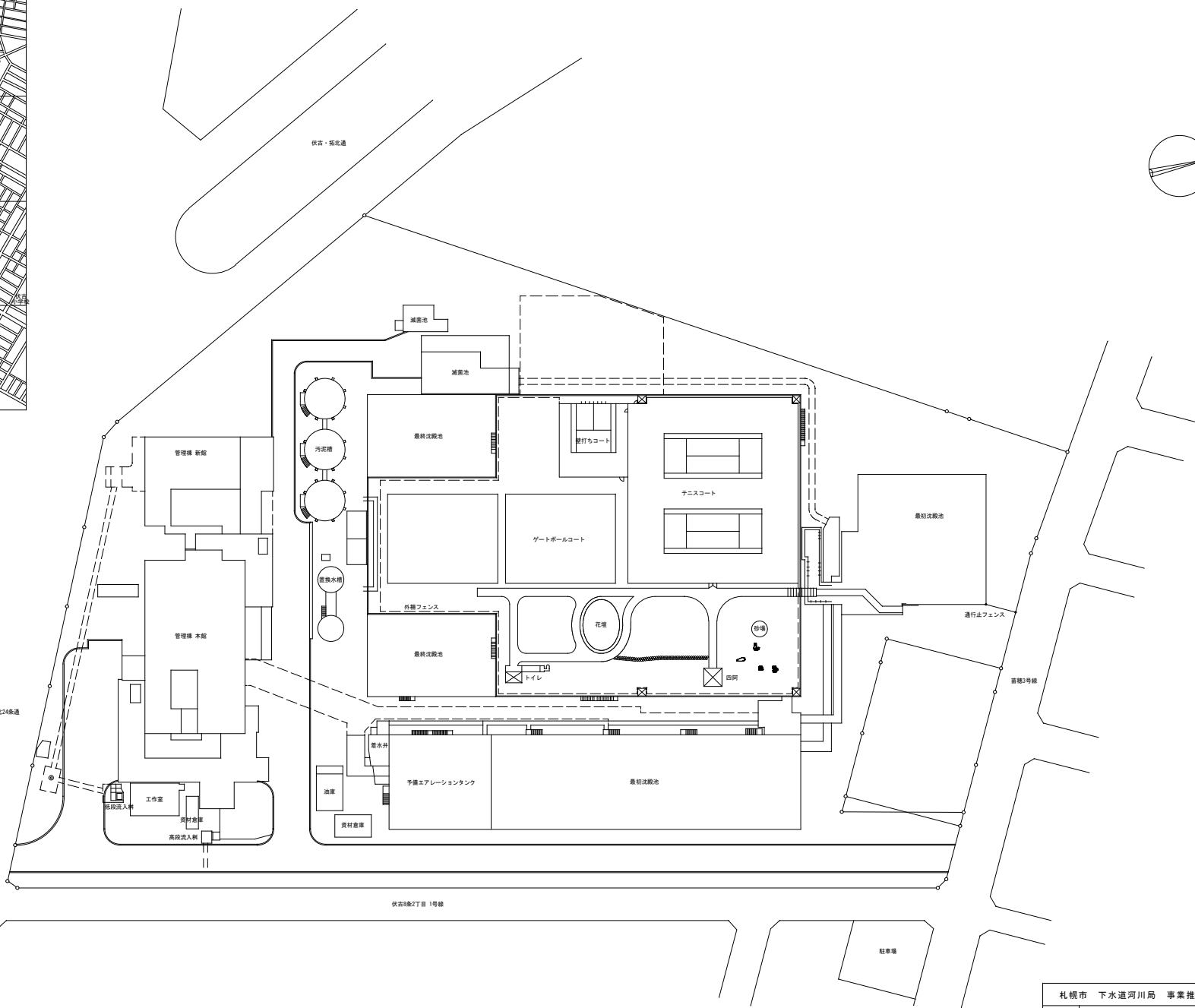
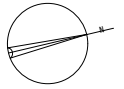
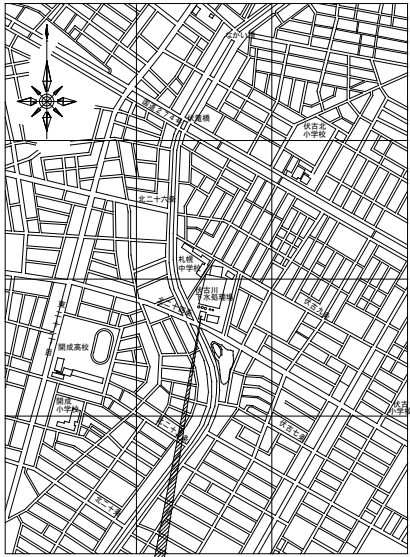
施設名	伏古川水再生プラザ	構造・階数	RC造・地上3階・地下3階
所在地	札幌市東区伏古8条1丁目2番35号	延べ面積	9,130.1㎡
施設名	伏古川雨水ポンプ場	構造・階数	RC造・地上2階・地下1階
所在地	札幌市東区北37条東27丁目8番15号	延べ面積	4,227.5㎡

消防用設備等点検業務 機器設備数量表

設 備 名		伏古川 水再生プラザ	伏古川 雨水ポンプ場	
消 火 器 具	泡消火器	10型	0	
		100型	0	
	粉末消火器	加圧式	2	0
		車載式	5	5
	強化液消火器	蓄圧式	66	14
		蓄圧式	0	0
	二酸化炭素 消火器	5型	0	0
		7・10型	0	0
		50型以上	0	0
ハロゲン化学消火器 (小型)	0	0		
屋 内 消 火 栓 設 備	加圧送水装置	1	1	
	制御盤	1	1	
	消火栓	12	3	
	起動用スイッチ	1	1	
	表示灯	0	0	
	音響装置	0	0	
	表示盤	0	0	
	水源 (貯水槽、給水装置、バルブ類等)	0	0	
	呼水装置	0	0	
	ホースの耐圧性能	0	0	
放水試験	1	1		
不 活 性 ガ ス 消 火 設 備	消火剤貯蔵容器 (二酸化炭素、窒素ガス、IG541、IG55)	0	0	
	容器弁 開放装置	電磁式	0	0
		ガス圧式	0	0
	起動用ガス容器	0	0	
	起動用操作箱	0	0	
	音響装置	0	0	
	制御盤	5回線以下	0	0
		1回線増す毎に	0	0
	継電器盤	5回線以下	0	0
		1回線増す毎に	0	0
	音声盤	0	0	
	表示盤	0	0	
	電源装置	0	0	
	圧力スイッチ	0	0	
	逆止弁	0	0	
	開口部自動閉鎖装置(ピストンリリーフ、モーターサンパー、シャッター)	0	0	
	放出表示灯箱	0	0	
	選択弁	0	0	
	ヘッド (1個単位)	0	0	
ホースリール	0	0		
作動試験	0	0		
放出試験 (窒素ガス、空気)	0	0		
容器搬入 (窒素ガス、空気)	0	0		
粉 末 消 火 設 備	粉末タンク (操作部を含む)	0	0	
	加圧用窒素容器	0	0	
	起動用ガス容器	0	0	
	容器弁 開放装置	電磁式	0	0
		ガス圧式	0	0
	起動用操作箱	0	0	
	薬剤点検	0	0	
	ホースリール	0	0	
	音響装置	0	0	
	制御盤	5回線以下	0	0
		1回線増す毎に	0	0
	継電器盤	5回線以下	0	0
		1回線増す毎に	0	0
	音声盤	0	0	
	表示盤	0	0	
	電源装置	0	0	
	圧力スイッチ	0	0	
	逆止弁	0	0	
	開口部自動閉鎖装置(ピストンリリーフ、モーターサンパー、シャッター)	0	0	
放出表示灯箱	0	0		
選択弁	0	0		
ヘッド (1個単位)	0	0		
作動試験	0	0		
放出試験 (窒素ガス、空気)	0	0		

設 備 名			伏古川 水再生プラザ	伏古川 雨水ポンプ場
自動 火災 報知 設備	受信機	19回線以下	1	1
	P型1級	10回線以内増す毎に	1	0
	受信機P型2級		0	0
	受信機P型3級		0	0
	副受信機	19回線以下	0	0
		10回線以内増す毎に	0	0
	差動式	50個まで	5	0
	分布型	51～100個まで	0	0
	熱感知器	101個以上	0	0
	差動式又は補償式スポット型熱感知器	50個まで	22	0
		51～100個まで	0	0
		101個以上	0	0
	定温式スポット型熱感知器	50個まで	50	32
		51～100個まで	49	0
		101個以上	0	0
	定温スポット型熱感知器（防爆型）		0	0
	煙感知器	50個まで	50	50
		51～100個まで	48	4
		101～150個まで	0	0
		151個以上	0	0
	多信号式煙感知器	50個まで	0	0
		51～100個まで	0	0
		101個以上	0	0
	熱（定温）煙複合式感知器	50個まで	0	0
		51～100個まで	0	0
		101個以上	0	0
	赤外線・紫外線炎感知器	50個まで	0	0
		51～100個まで	0	0
		101個以上	0	0
	光電式 分離型感知器（受光部と送光部）		0	0
	アナログ式熱感知器	50個まで	0	0
		51～100個まで	0	0
		101個以上	0	0
	アナログ式煙感知器	50個まで	0	0
		51～100個まで	0	0
		101個以上	0	0
	自動試験機能付熱感知器	50個まで	0	0
		51～100個まで	0	0
		101個以上	0	0
	自動試験機能付煙感知器	50個まで	0	0
51～100個まで		0	0	
101個以上		0	0	
R型受信機		0	0	
中継器		0	0	
P型1級発信機		12	3	
P型2級発信機		0	0	
表示灯		12	3	
音響装置		13	4	
消火栓起動装置		1	1	
常用電源		1	1	
予備電源（受信機のみ）		1	1	
非常電源	自家発電設備の場合	0	0	
	蓄電池設備の場合	0	0	
誘導 標識	誘導灯	50灯まで	50	24
	誘導灯	51灯から100灯まで	23	0
	誘導灯	101灯以上	0	0
	誘導標識		3	0

設 備 名		伏古川 水再生プラザ	伏古川 雨水ポンプ場		
排煙設備	制御盤	10回線以下	1	0	
		11回線以上1回線増す毎に追加	0	0	
	ダンパー	FD以外	50個目まで	0	0
			51個目から100個目まで	0	0
		FD	101個以上	0	0
			2	0	
	排煙口		50個目まで		
			51個目から100個目まで	0	0
			101個以上	0	0
	防火戸	ドア式（片開き扉・常開）	50枚目まで	0	0
			51～100枚目まで	0	0
			101枚以上	0	0
		ドア式（両開き扉・常開）	50枚目まで	0	0
			51～100枚目まで	0	0
			101枚以上	0	0
		ドア式温度ヒューズ型	ドア式 50枚目まで	0	0
			51～100枚目まで	0	0
		引戸式ウェイト閉鎖型	煙連動の場合	0	0
			煙連動なしの場合	0	0
	引戸式折たたみ型	煙連動の場合	0	0	
		煙連動なしの場合	0	0	
	電動式シャッター		50枚まで	0	0
			51枚から100枚まで	0	0
			101枚以上	0	0
	手動式シャッター		50枚まで	0	0
			51枚から100枚まで	0	0
			101枚以上	0	0
	可動垂れ壁		50連目まで	0	0
			51連から100連まで	0	0
			101連以上	0	0
	垂直降下式垂れ壁		0	0	
	ハッチ		50台目まで	0	0
			51台から100台まで	0	0
		101台以上	0	0	
自然排煙口（排煙窓）		50組目まで	0	0	
		51～100組目まで	0	0	
		101組以上	0	0	
機械排煙装置		モーターエンジン駆動	0	0	
		エンジン駆動	0	0	
		モーター駆動	0	0	
		起動盤	0	0	
	各種動作確認等		0	0	
排煙（建基法）		差動式分布型熱感知器（50個以下）	0	0	
		差動式又は補償式スポット型熱感知器（50個以下）	0	0	
		定温式スポット型熱感知器（50個以下）	0	0	
		定温スポット型熱感知器（防爆型）	0	0	
		煙感知機（50個以下）	0	0	
		二信号式煙感知器（50個以下）	0	0	
		アナログ式煙感知器（50個以下）	0	0	
		自動試験機能付熱感知器（50個以下）	0	0	
消防用水		採水口	0	0	
		吸管投入口	0	0	
		標識	0	0	
		開閉弁	0	0	
非常コンセント設備		単相 100V	0	0	
		三相 200V	0	0	
配線	絶縁抵抗測定及び配線点検	1	1		
非常電源専用受電設備	低圧受電設備		1	1	
	高圧受電設備	300kVA以下	0	0	
		300kVA超1,000kVA以下	0	0	
	保護継電盤	過電流	0	0	
	地絡	0	0		

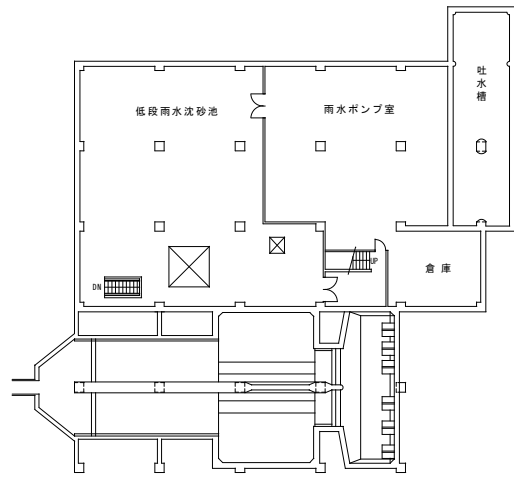


案内図 1 : 10,000  
 札幌市東区伏古8条1丁目2番35号

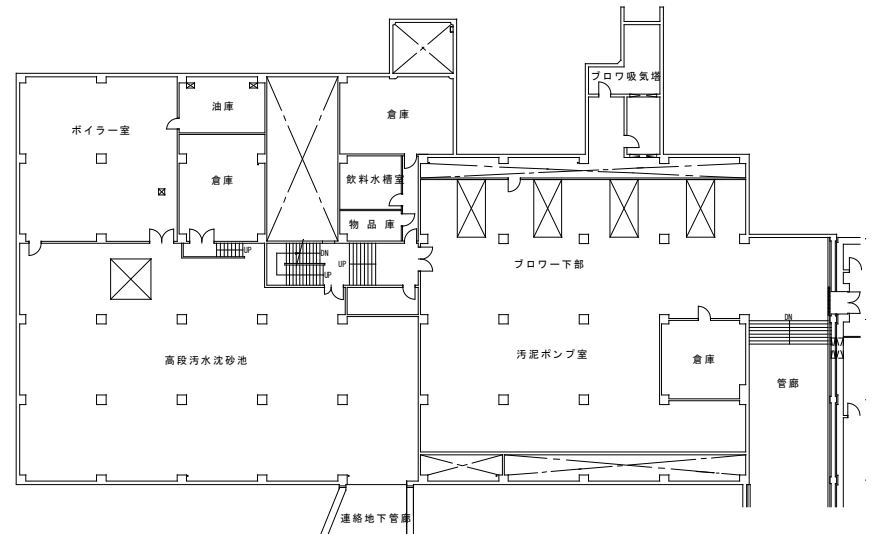
全体配置図 1 : 500

札幌市 下水道河川局 事業推進部						1
施設名	伏古川水再生プラザ					
図面名	位置図・配置図					12
課長	主幹	係長	技術 審査	設計 主任	製図	
Scale 1/10,000 1/500 (A3)						令和 年 月

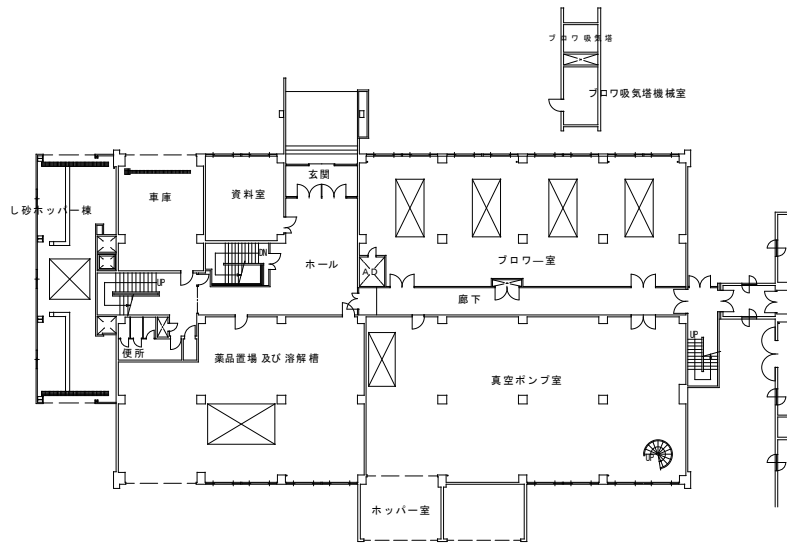




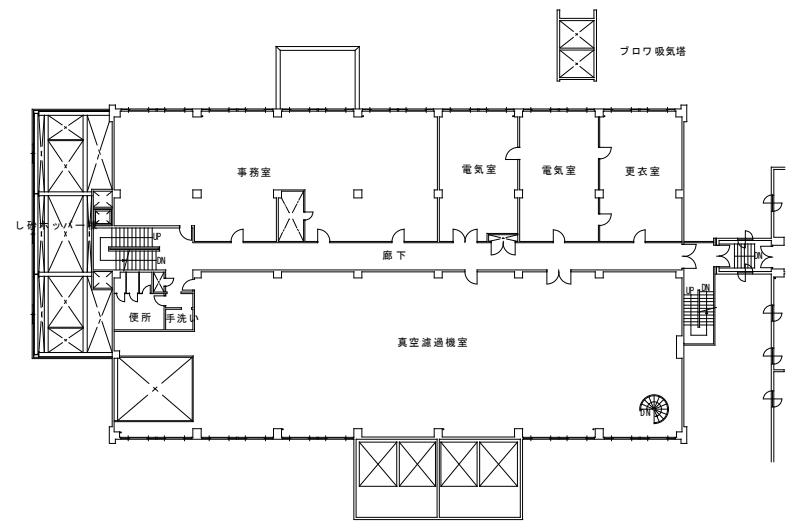
本館（１）B２階



本館（１）B１階

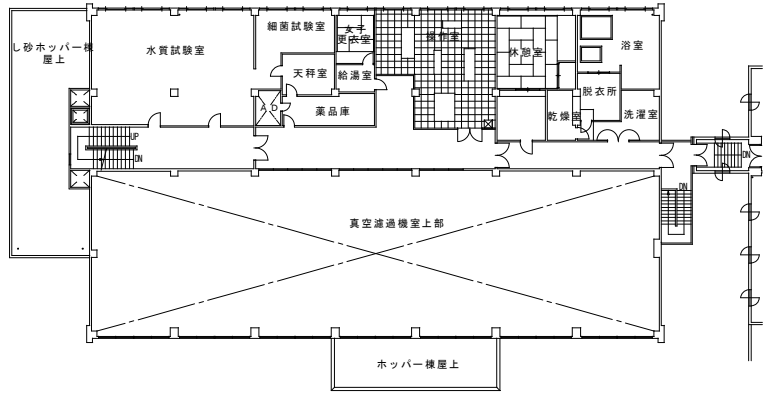


本館（１）1階

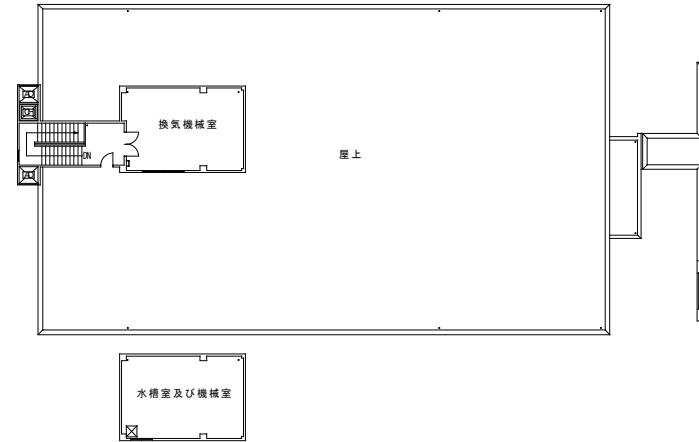


本館（１）2階

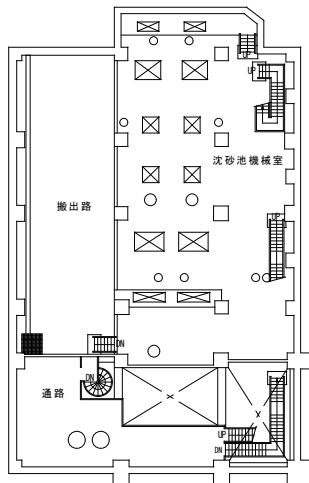
札幌市 下水道河川局 事業推進部					2
施設名 伏古川水再生プラザ					
図面名 本館（１）地下2階～2階					12
課長	主幹	係長	技術 審査	設計 主任	
Scale 1/200 (A3)					令和 年 月



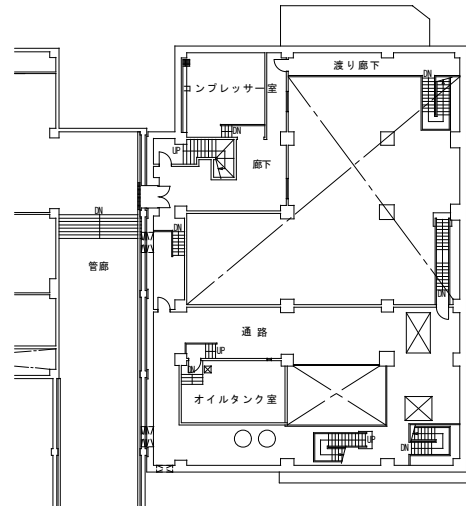
本館（１）３階



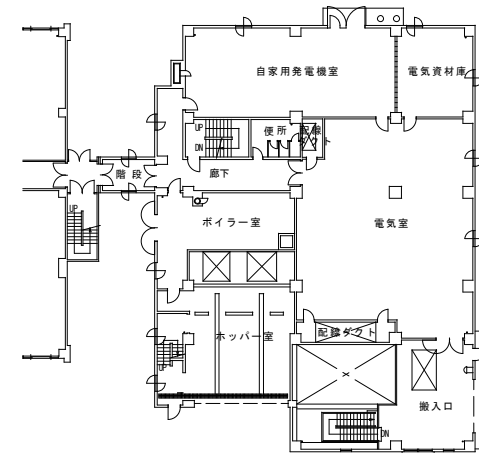
本館（１）PH



本館（２）B2階

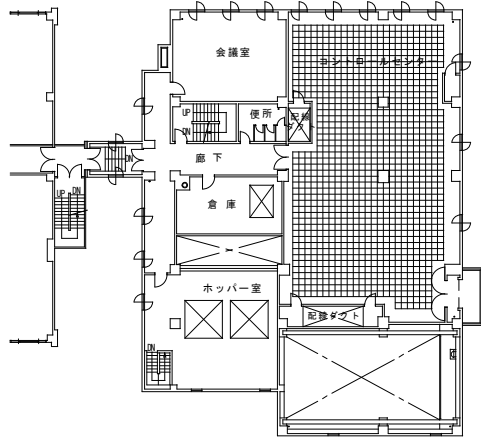


本館（２）B1階

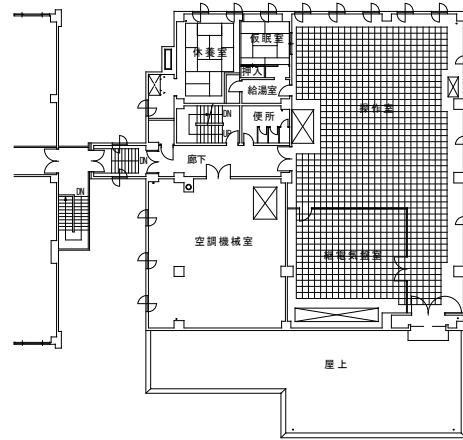


本館（２）１階

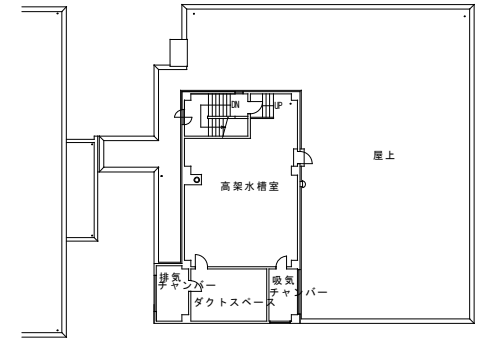
札幌市 下水道河川局 事業推進部		3 12
施設名	伏古川水再生プラザ	
図面名	本館（１）３階・PH 本館（２）地下２階～１階	Scale 1/200 (A3) 令和 年 月
課長	主幹 係長 技師 設計 製図	



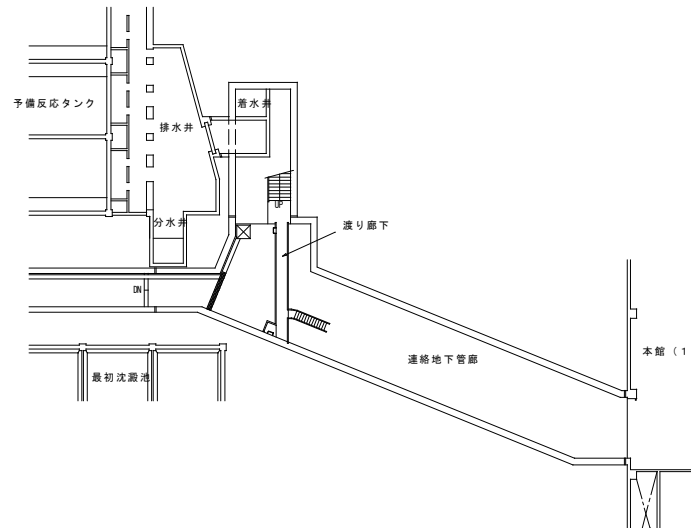
本館（２）２階



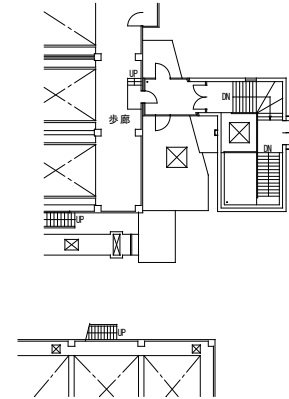
本館（２）３階



本館（２）PH

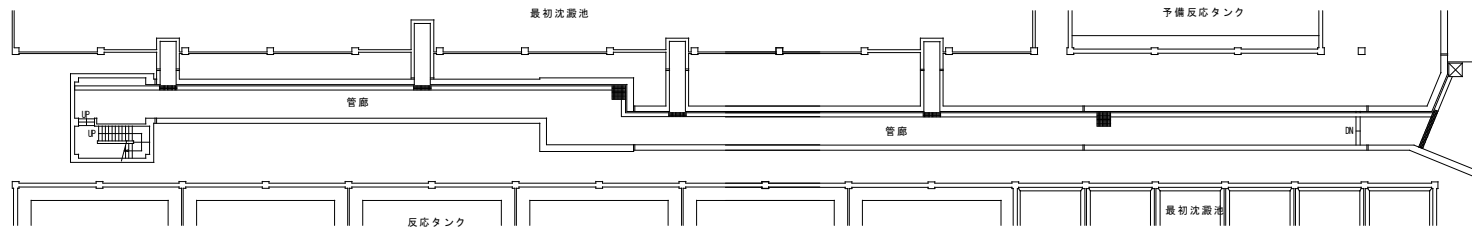


本館側連絡地下通路B1階

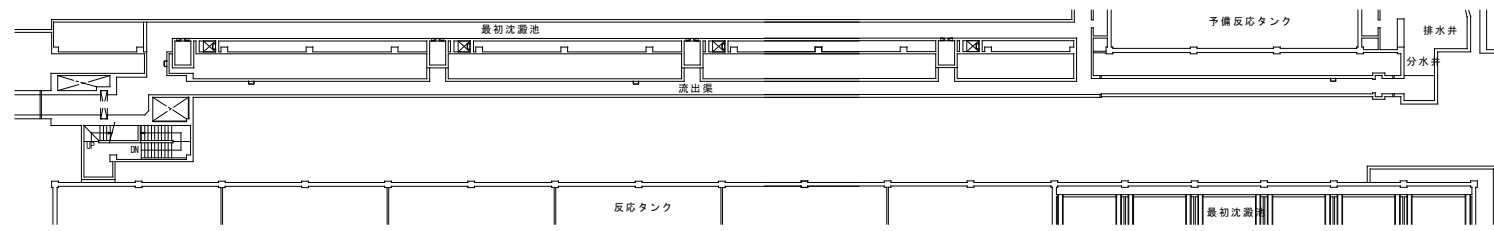


本館側連絡地下通路A1階

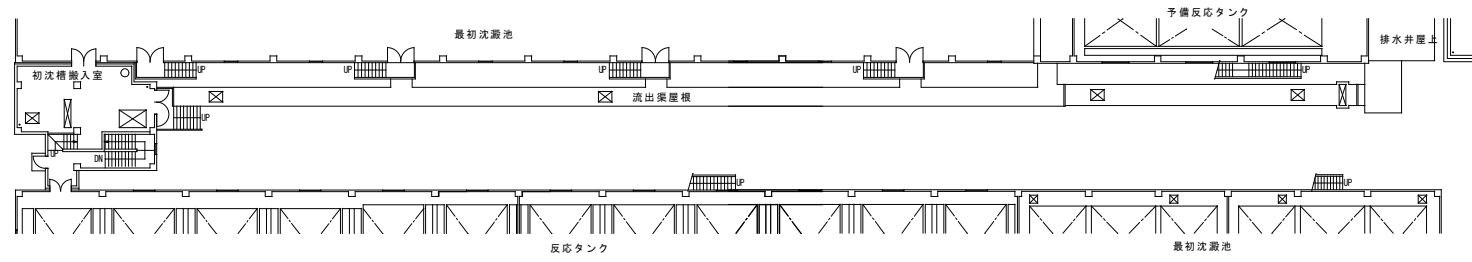
札幌市 下水道河川局 事業推進部						4
施設名 伏古川水再生プラザ						
図面名 本館（２）２階～PH 本館側連絡地下管廊B1階・1階						12
課長	主幹	係長	技師	設計	製図	
			審査	主任		Scale 1/200 (A3)
令和 年 月						



最初沈澱池側連絡地下管廊 B 1 階

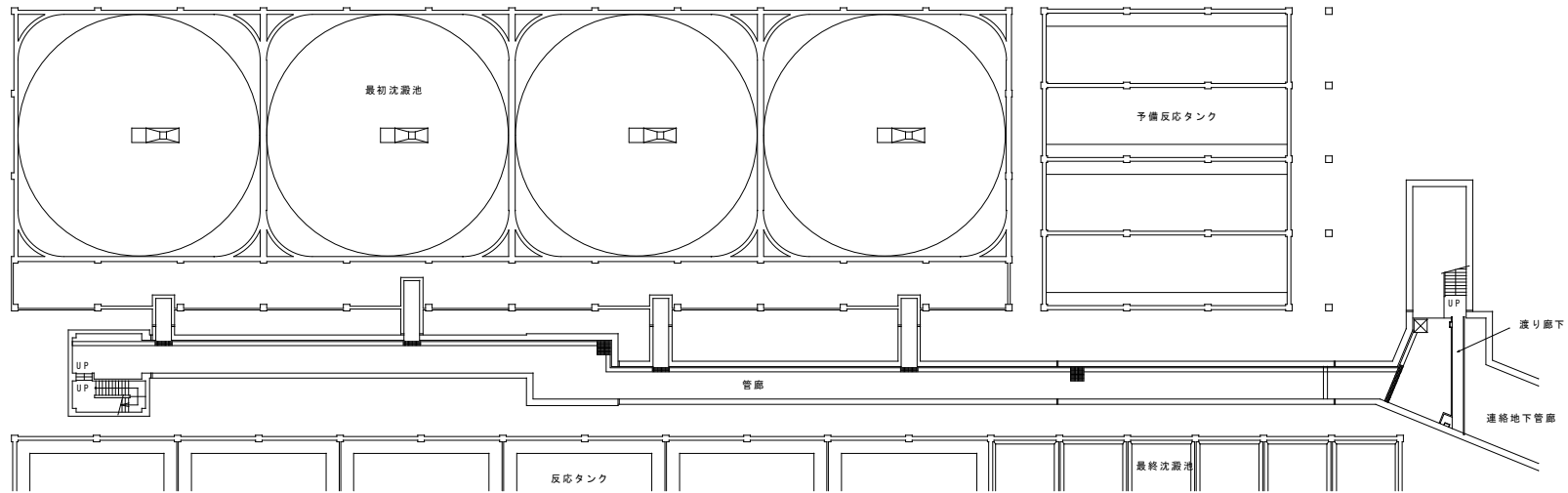


最初沈澱池側連絡地下管廊 1 階中間

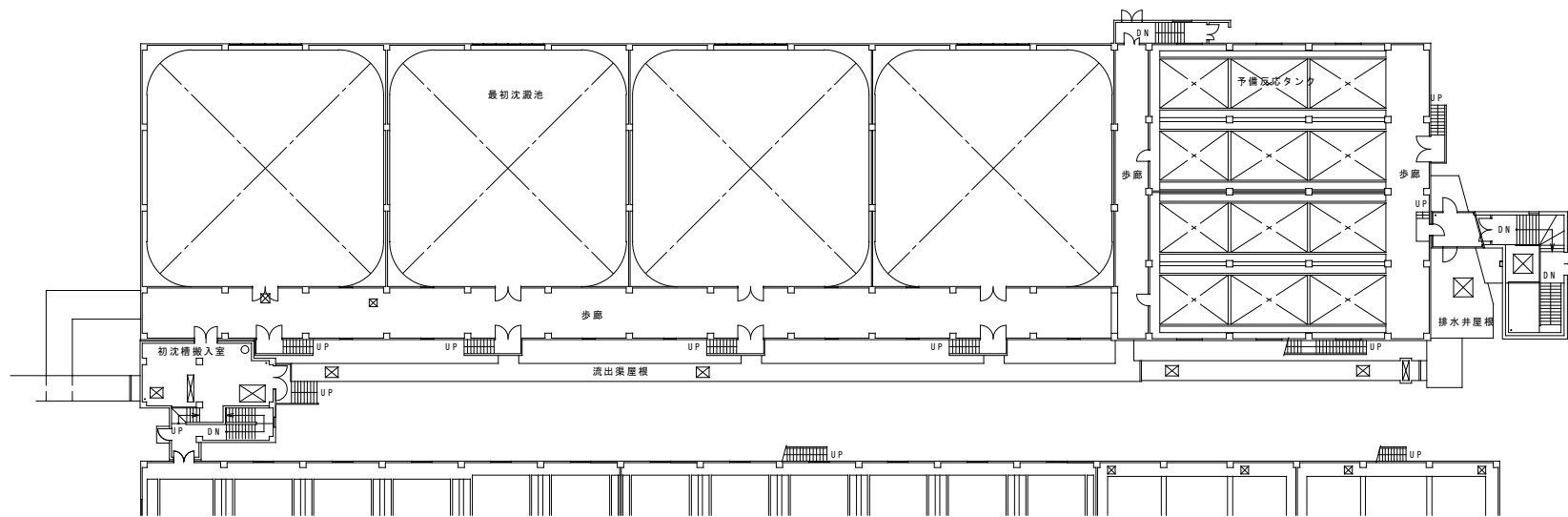


最初沈澱池側連絡地下管廊 1 階

札幌市 下水道河川局 事業推進部				5
施設名	伏古川水再生プラザ			
図面名	最初沈澱池側連絡地下管廊 地下1階~1階			12
課長	主幹	係長	技師 審査	
			設計 主任	製図
Scale 1/200 (A3)				令和 年 月

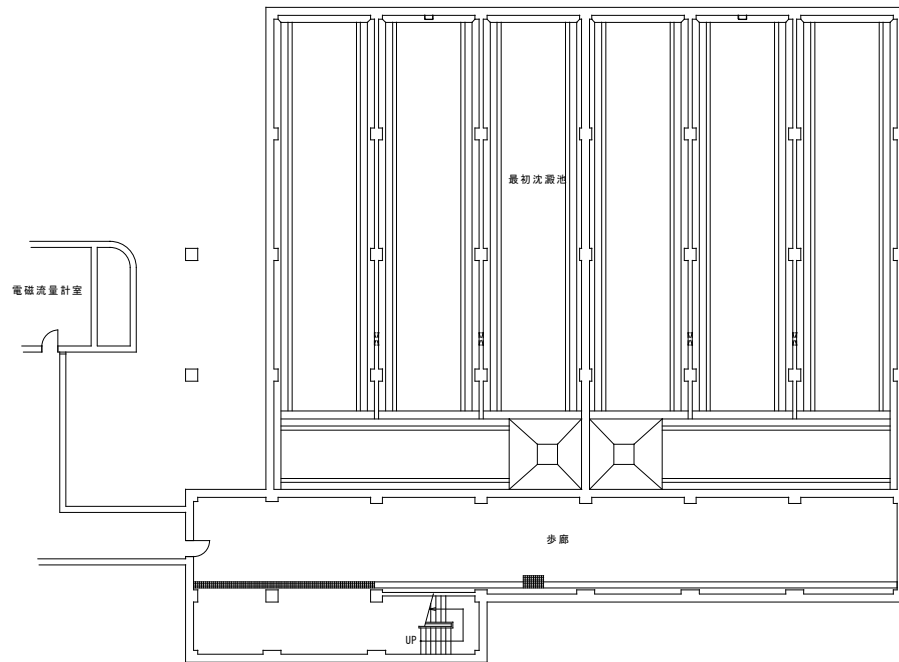


1 ~ 4 系最初沈澱池 B 1 階

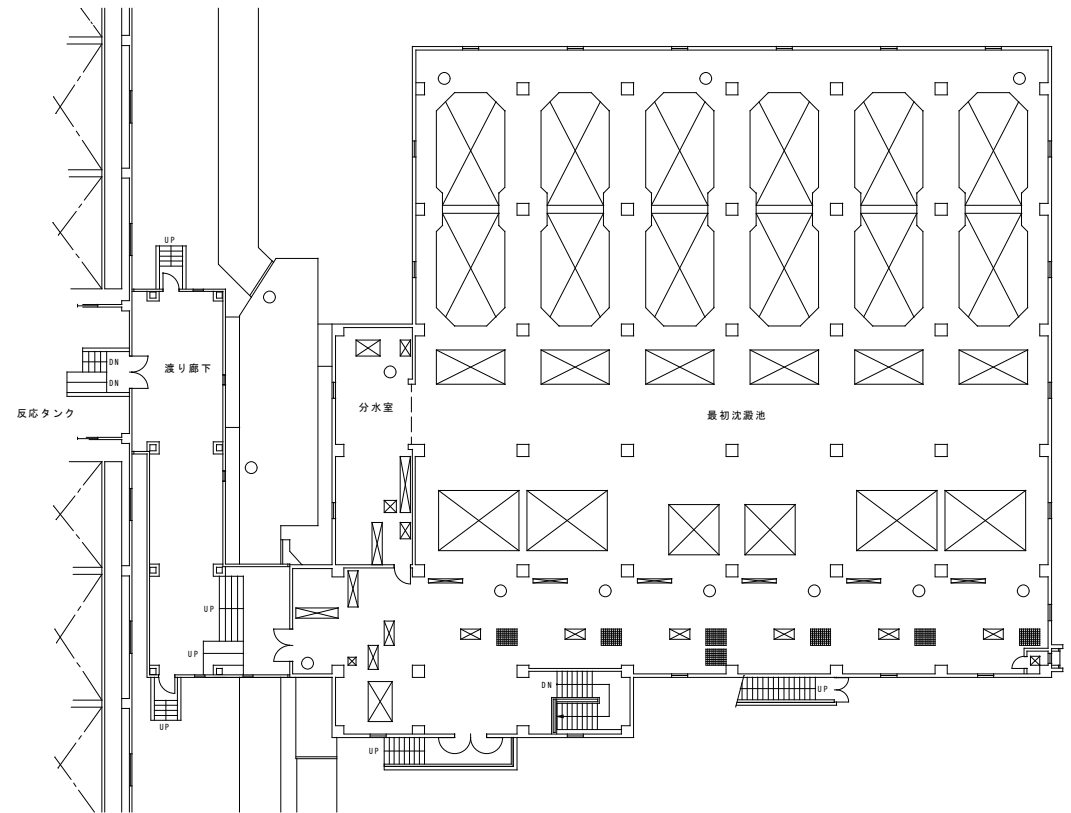


1 ~ 4 系最初沈澱池 1 階

札幌市 下水道河川局 事業推進部						6
施設名 伏古川水再生プラザ						
図面名 1 ~ 4 系最初沈澱池						12
Scale 1/200 (A3)						
課長	主幹	係長	技術 審査	設計 主任	製図	令和 年 月

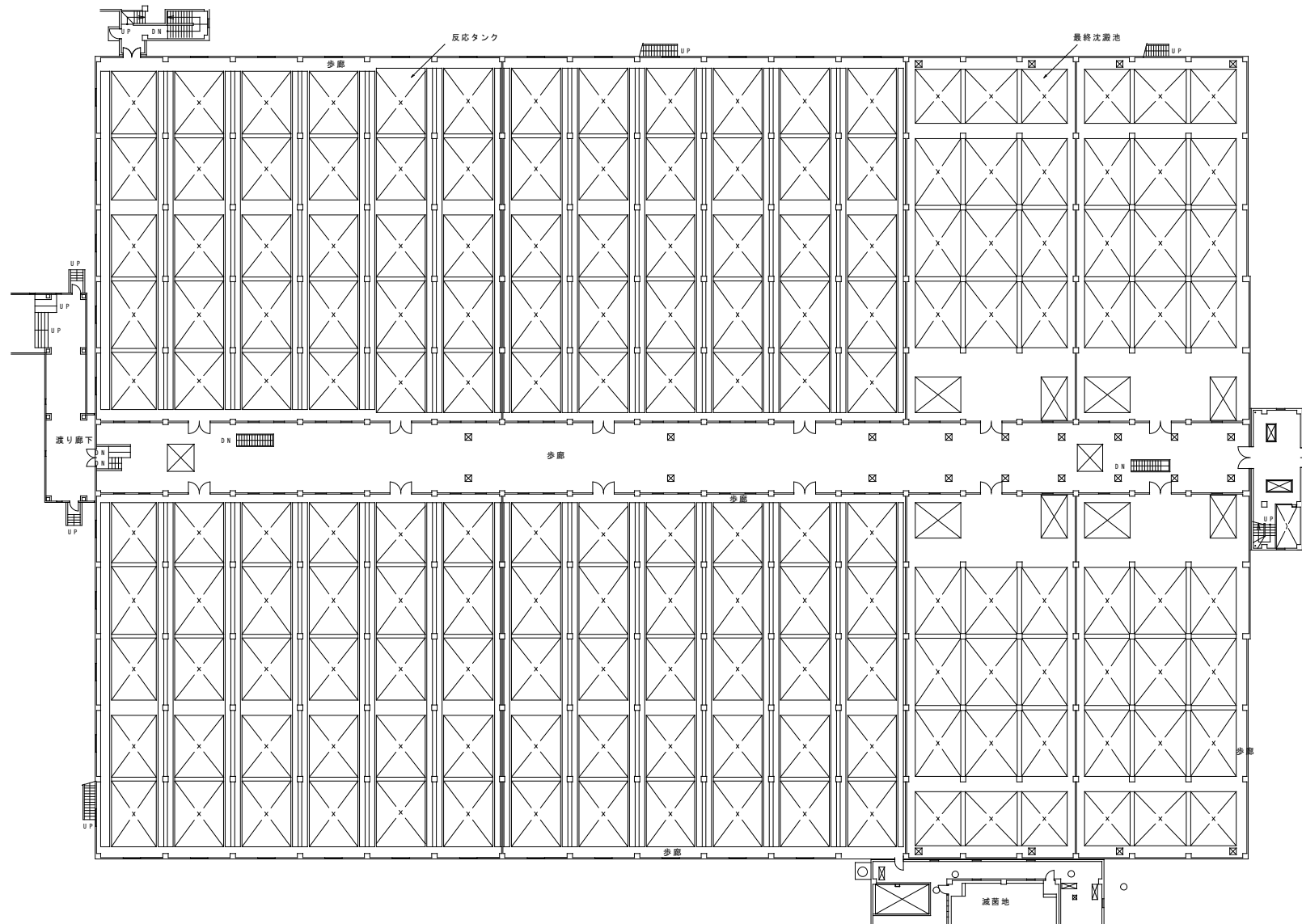


5～6系最初沈澱池 B1階



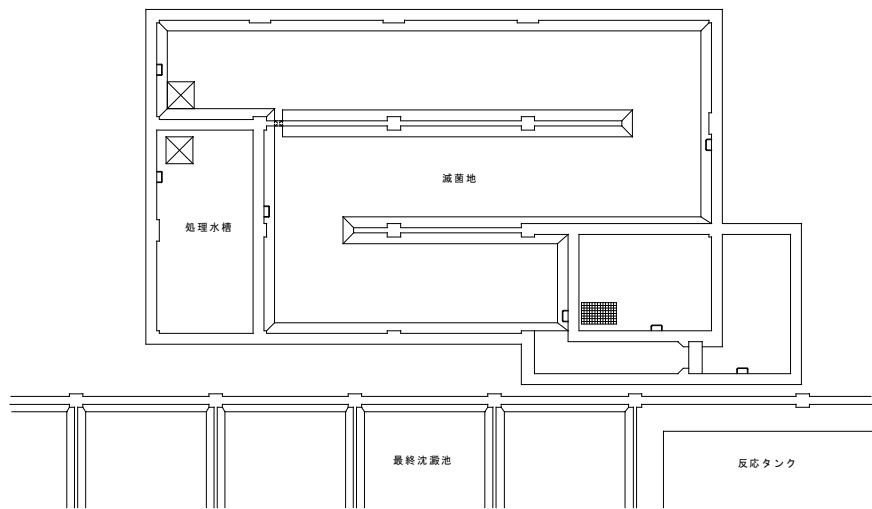
5～6系最初沈澱池 1階

札幌市 下水道河川局 事業推進部					7
施設名 伏古川水再生プラザ					
図面名 5～6系 最初沈澱池					12
課長	主幹	係長	技術 審査	設計 主任	
Scale 1/150 (A3)					令和 年 月

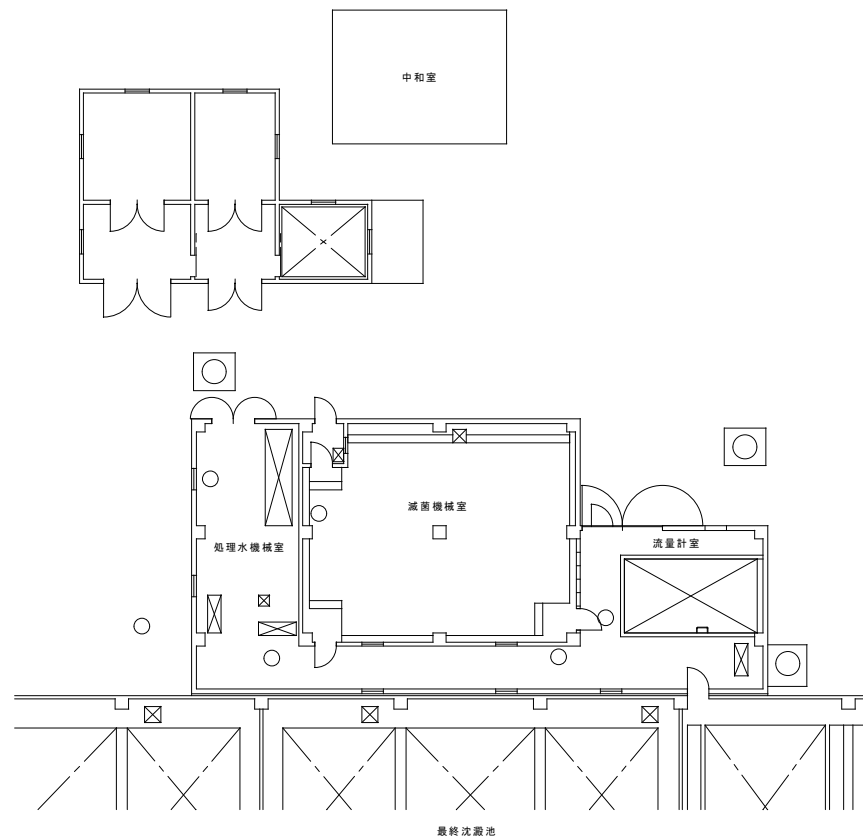


反応タンク・最終沈澱池 1階

札幌市 下水道河川局 事業推進部						8
施設名 伏古川水再生プラザ						
図面名 反応タンク・最終沈澱池 1階						12
課長	主幹	係長	技術 審査	設計 主任	製図	
Scale 1/200 (A3)						
令和 年 月						



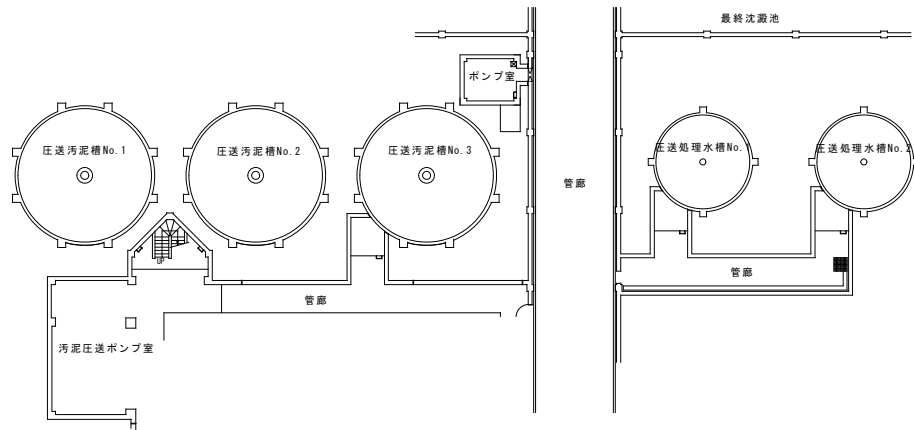
滅菌地 B1階



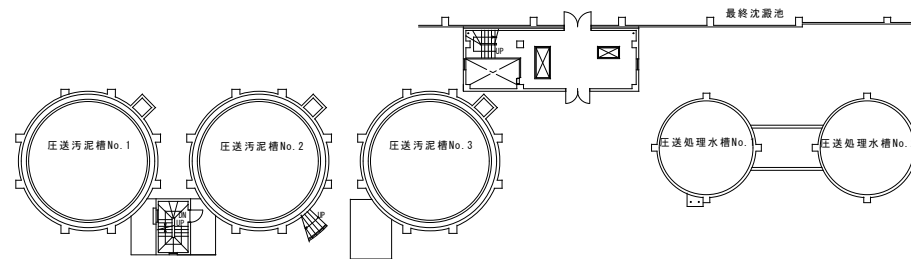
滅菌地 1階

札幌市 下水道河川局 事業推進部						9
施設名 伏古川水再生プラザ						
図面名 滅菌地 B1階・1階						12
課長	主幹	係長	技術 審査	設計 主任	製図	
Scale 1/100 (A3)						令和 年 月

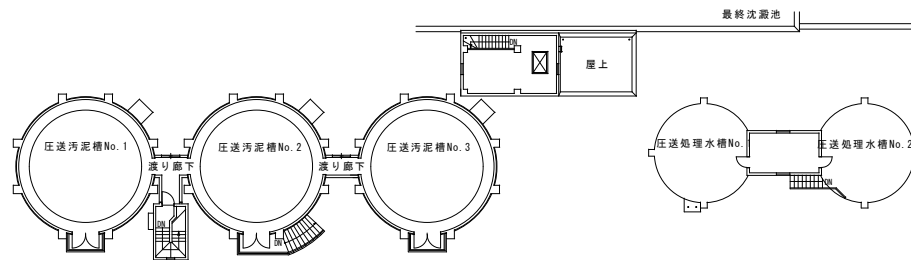




汚泥圧送施設 B1階

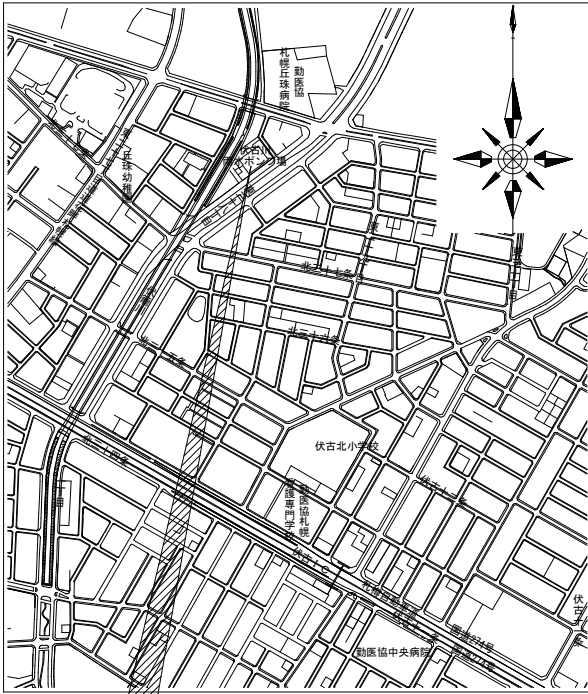


汚泥圧送施設 1階



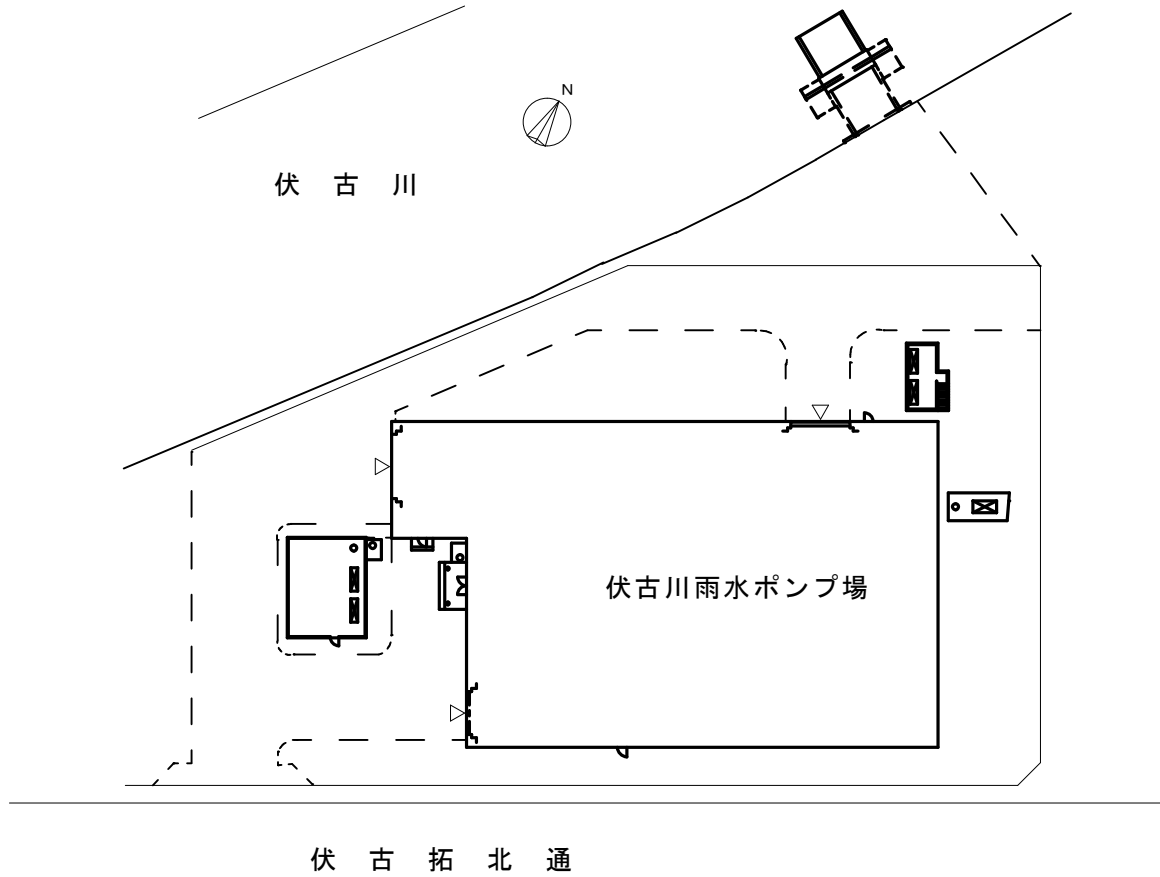
汚泥圧送施設 2階

札幌市 下水道河川局 事業推進部					10
施設名	伏古川水再生プラザ				
図面名	汚泥圧送施設 B1階～2階				12
課長	主幹	係長	技術 審査	設計 主任	
Scale					1/200 (A3)
令和 年 月					



伏古川雨水ポンプ場  
札幌市東区北37条東27丁目8番15号

案内図 (S=1/10000、A3)



配置図 (S=1/500、A3)

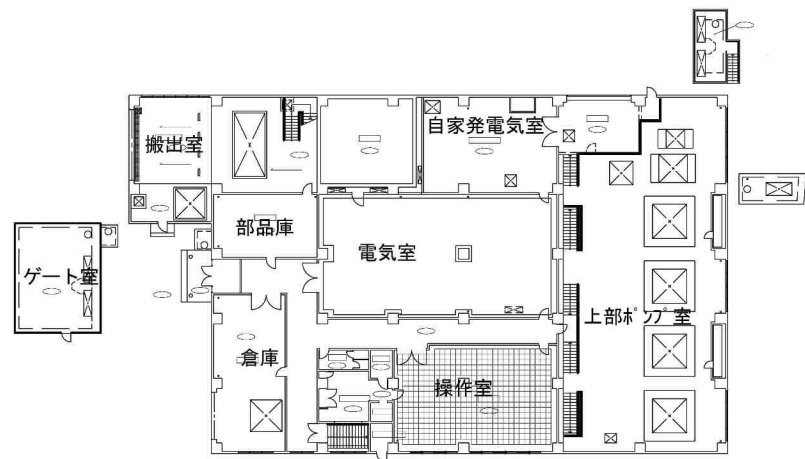
札幌市下水道河川局事業推進部

所長	係長	主任	製図	令和	年月

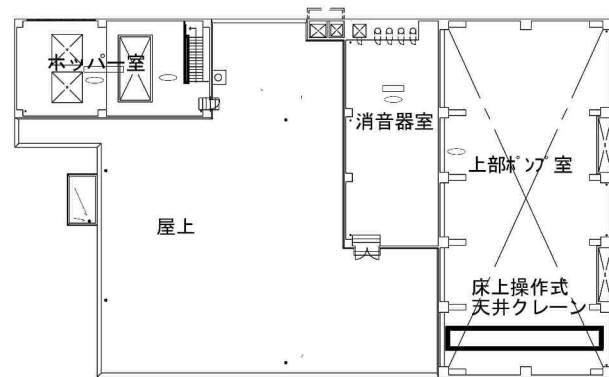
施設名	伏古川雨水ポンプ場
図面名	案内図・配置図

縮尺

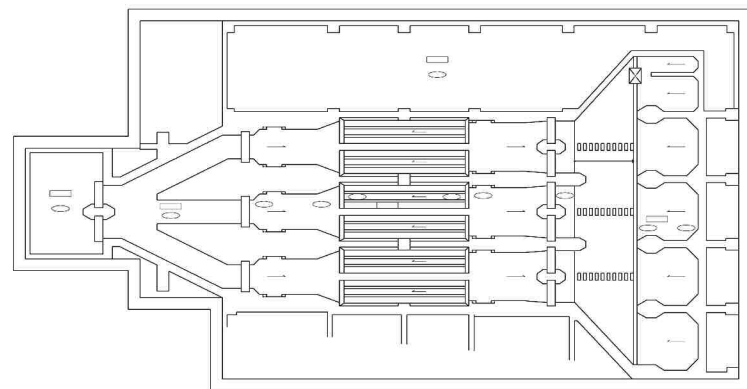
図番  
11 / 12



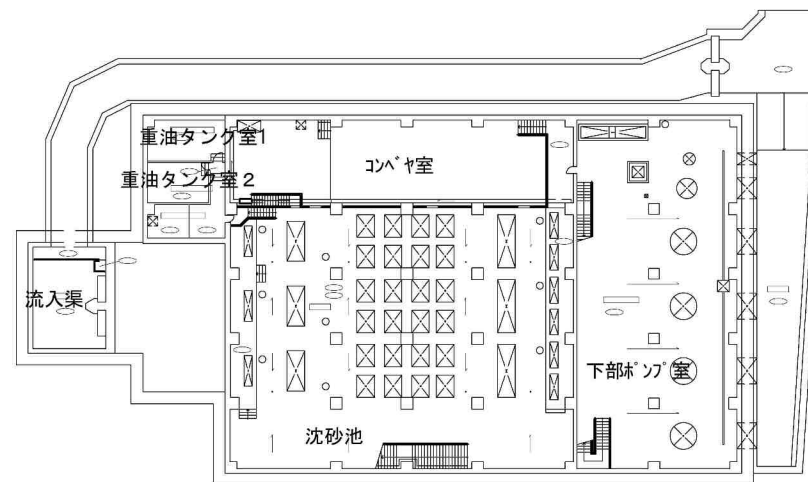
1階



2階



地下2階 (水路)



地下1階

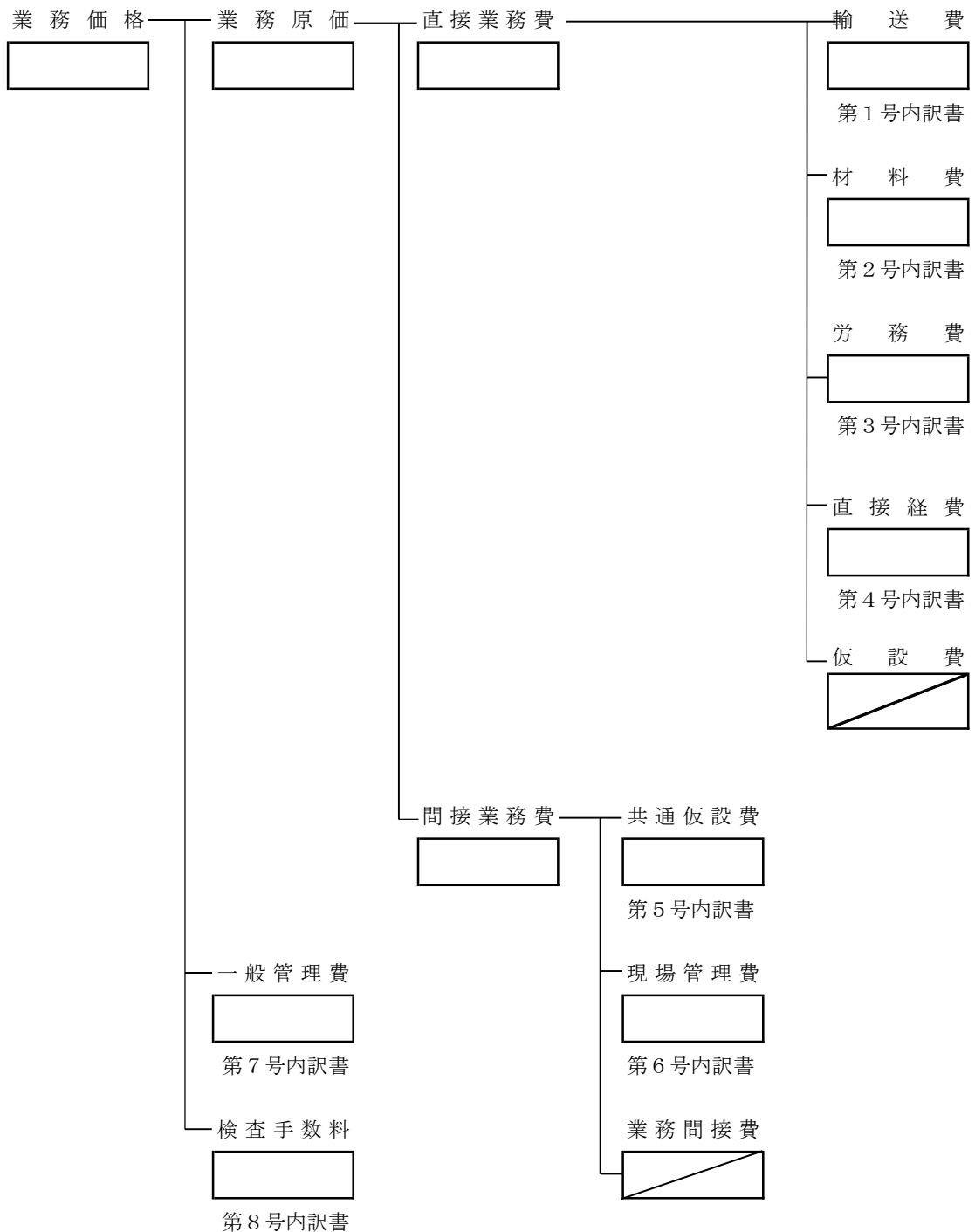
札幌市 下水道河川局 事業推進部	12
施設名 伏古川水再生プラザ	12
図面名 位置図・配置図	
図尺 1/10,000 1/300 (A2)	12
製図 主筆 検査 設計 監査 製造	12
年月	12

業務委託費総括表

(令和5,7年度共通)

(業務名) 伏古川水再生プラザほか1施設天井クレーン性能検査整備業務

(一金) 円



第 1 号                      輸送費                      内訳書

---

一金                                      円

---

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ウエイト運搬費		式	1			
計						
再計						

第 2 号                      材料費                      内訳書

---

一金                                      円

---

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
オイル	ギヤ油相当GL-3	ℓ	32			
グリス	1種0号相当	kg	4			
計						
再計						

第 3 号

労務費

内訳書

一金

円

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設備機械工		人工	12.5			
電 工		人工	2.0			
普通作業員		人工	2.0			
計						
再計						

第 4 号 直接経費内訳書

名 称	積 算 計 算	金 額
機械経費	軽微な機械器具の損料 = 労務費 × %	
	機械経費 = =	
ウエイト損料		
	伏古川雨水ポンプ場 1カ所目 16.0 t × =	
	伏古川水再生プラザ 2カ所目 5.0 t × =	
	計	
	再計	

第 5 号 共通仮設費内訳書		
名 称	積 算 計 算	金 額
共通仮設費	共通仮設費 = 直接業務費 × 共通仮設費率	
	共通仮設費 = ×	
	計	
	再 計	
第 6 号 現場管理費内訳書		
名 称	積 算 計 算	金 額
現場管理費	現場管理費 = (直接業務費+共通仮設費) × 現場間接費率	
	現場管理費 = ×	
	計 =	
	再 計 =	
第 7 号 一般管理費等内訳書		
名 称	積 算 計 算	金 額
一般管理費等	一般管理費等 業務原価 × 一般管理費率	
	業務原価 ×	
	計 =	
	再 計 = → 調整	



第 8 号 検査手数料 内訳書

一金 円

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
伏古川水再生プラザ	5.0t 天井クレーン	台	1			
伏古川雨水ポンプ場	16.0t 天井クレーン	台	1			
小計						
小計×100/110						
再計						

## 伏古川水再生プラザほか1 施設天井クレーン性能検査整備業務仕様書

(令和5,7年度共通)

## 1 業務目的

当該業務は、下記施設に設置している天井クレーンについて、労働安全衛生法及びクレーン等安全規則に基づく、検査証の有効期間の更新を行うために、性能検査を受け、これに合格するために、必要な整備を行うことを目的とする。

## 2 業務場所

- (1) 伏古川水再生プラザ 札幌市東区伏古8条1丁目2番35号
- (2) 伏古川雨水ポンプ場 札幌市東区北37条東27丁目8番15号

## 3 業務内容

下記に示す天井クレーンについて、性能検査受験に必要な点検整備及び性能検査立会、ウエイト運搬、荷重試験、報告書提出等の業務を行う。但し性能検査はクレーンの有効期間内に終了すること。

点検場所	定格荷重	吊上荷重	型 式	メーカー	検査証 有効期限
伏古川水再生プラザ 汚水ポンプ室	5t	5.013ton	チェーンブロック式 天井クレーン	中山機械(株)	62002 R5.9.21
伏古川雨水ポンプ場 ポンプ室	16/3.2t	16.300ton /3.300ton	クラブトリ式 天井クレーン	中山機械(株)	61005 R5.9.3

## 4 性能検査業務内容

クレーン等安全規則に基づく年次自主検査を行うことはもとより、各クレーン設備に応じて、次のうちに該当する点検項目を実施するものとする。なお、作業の詳細については、クレーン協会発行「天井クレーン月点検業務及び天井クレーン年次点検表」により行うものとする。

- (1) 機械関係：ランウェイ、走行ガータ及びサドル、走行レール、横行レール、巻上装置等
- (2) 電気関係：電動機、配電盤類、集電装置類、給電ケーブル、操作スイッチ等
  - ア ブレーキ点検及び調整
  - イ ワイヤの清掃・給油脂、ギアの清掃・給油脂
  - ウ 各所給油脂
  - エ レール及び各所のボルト増し締め
  - オ レール・走行ガータの上面清掃、スパン・レベル測定

- カ クレーン本体ほか清掃
- キ 絶縁抵抗測定等
- ク 状態確認（変形、亀裂、塗装剥離の有無等）
- ケ 定格荷重による荷重試験（運転試験、たわみ試験等）

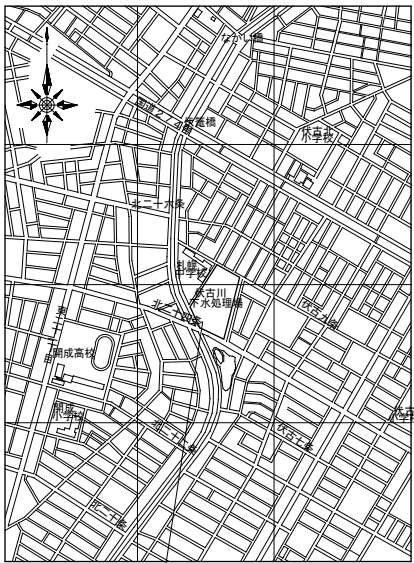
## 5 留意事項

性能検査に関する手続き及び検査合格に至る一切の責任は、受託者が行うものとする。また、検査手数料は本業務に含む。

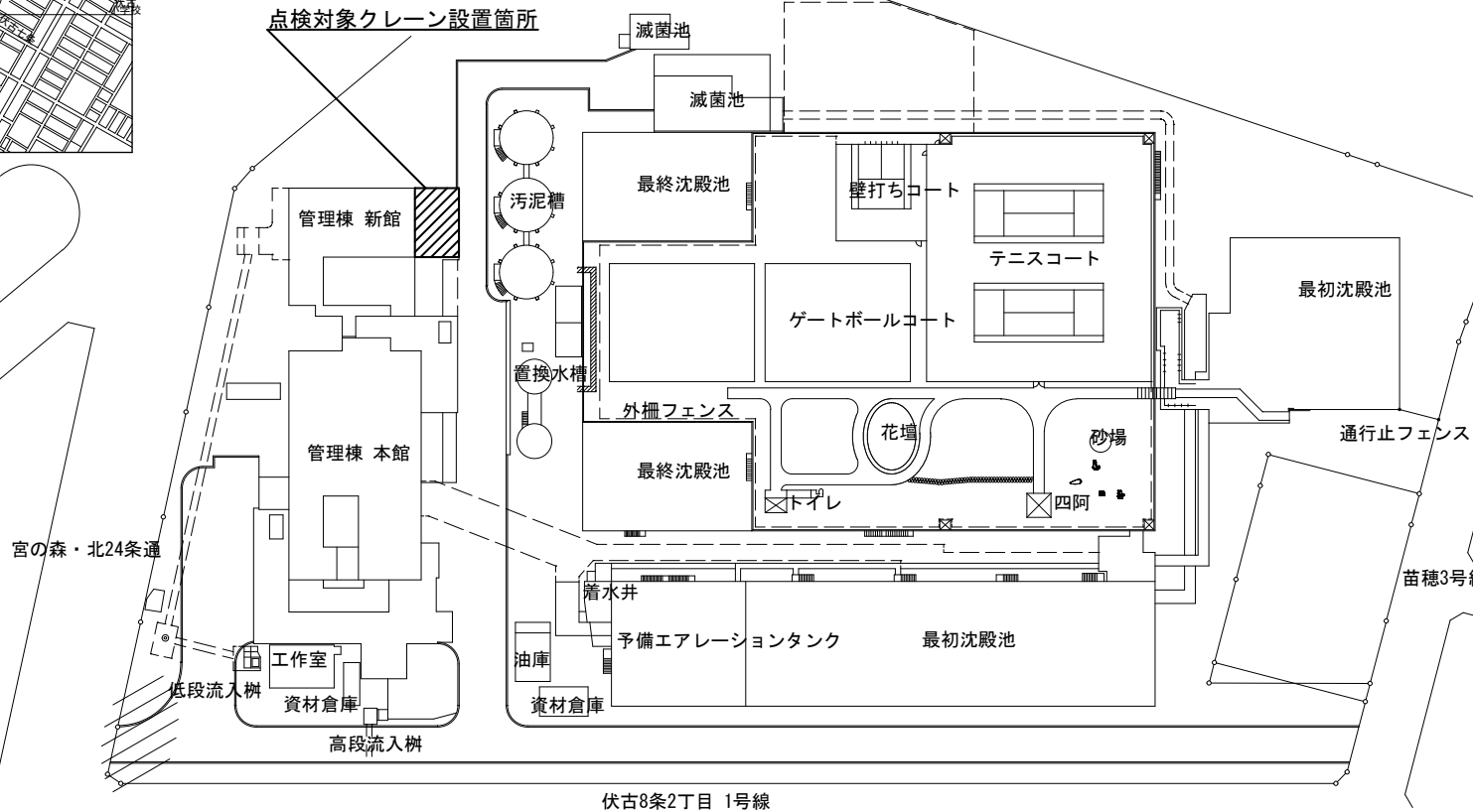
## 6 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練



点検対象クレーン設置箇所

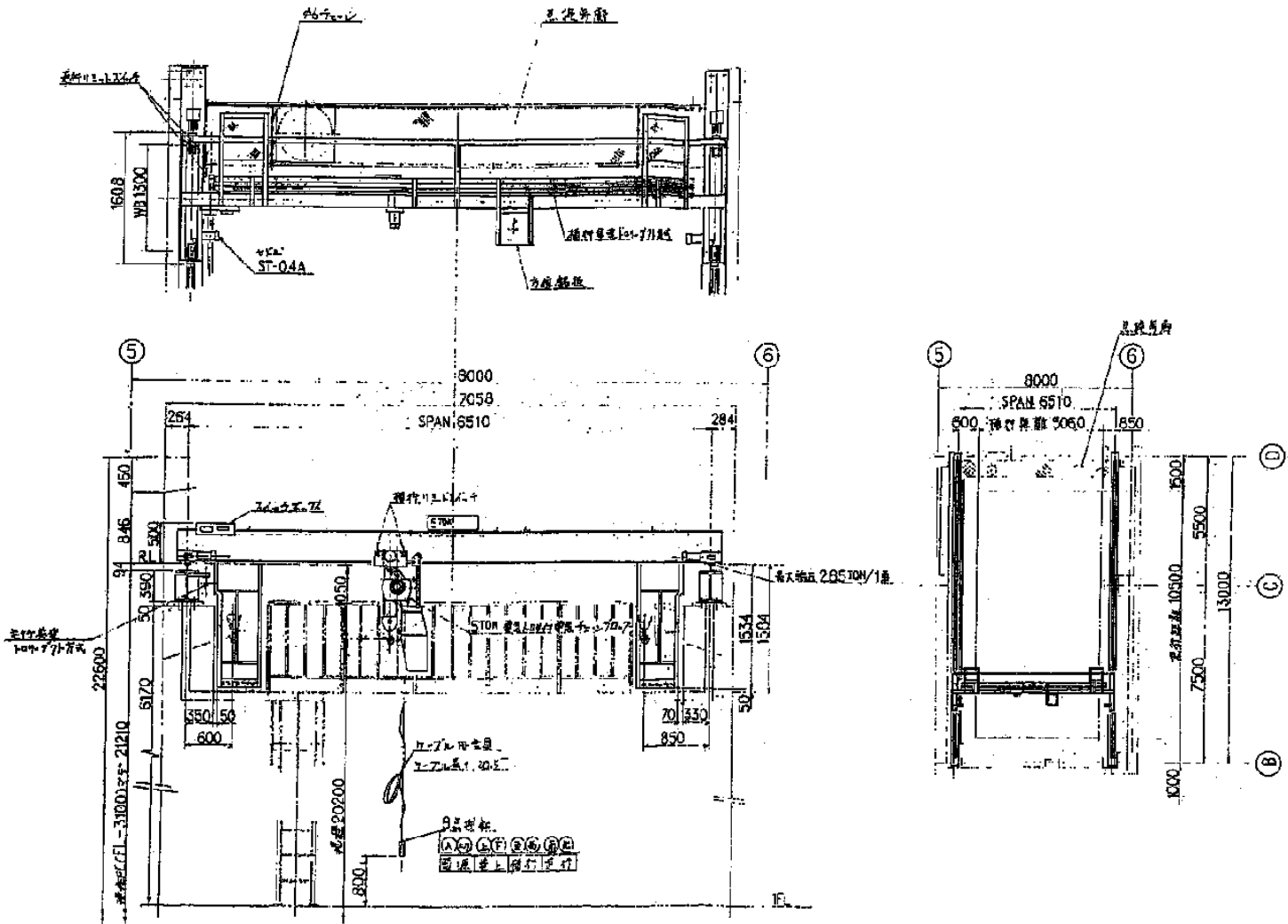


札幌市東区伏古8条1丁目2番35号  
伏古川水再生プラザ

札幌市下水道河川局事業推進部				1 4
業務名	伏古川水再生プラザほか1施設 天井クレーン性能検査整備業務			
図面名	伏古川水再生プラザ 位置図			Scale Free 令和 年 月
所長	係長	設計	製図	

# 仕様

- 定格荷重 : 5 TON
- 揚程 : 20.2 m
- 巻上速度 : 2.6 m/min
- 巻上用電動機 : 3 kW
- 横行速度 : 10 m/min
- 横行用電動機 : 0.75 kW
- 走行速度 : 21 m/min
- 走行用電動機 : 0.4 kW
- 電源 : AC200V 50Hz
- 操作方式 : 床上8点押釦



札幌市下水道河川局事業推進部				2 4
業務名	伏古川水再生プラザほか1施設 天井クレーン性能検査整備業務			
図面名	天井クレーン 全体図 (伏古)			Scale Free 令和 年 月
所長	係長	設計	製図	

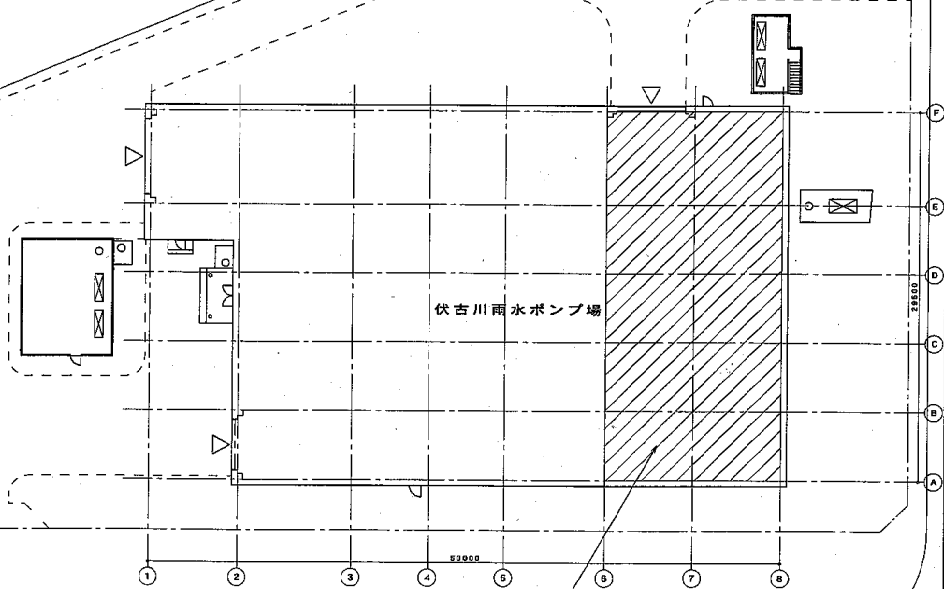
工事場所：札幌市東区北37条東27丁目8番15号

伏古川雨水ポンプ場



伏古川

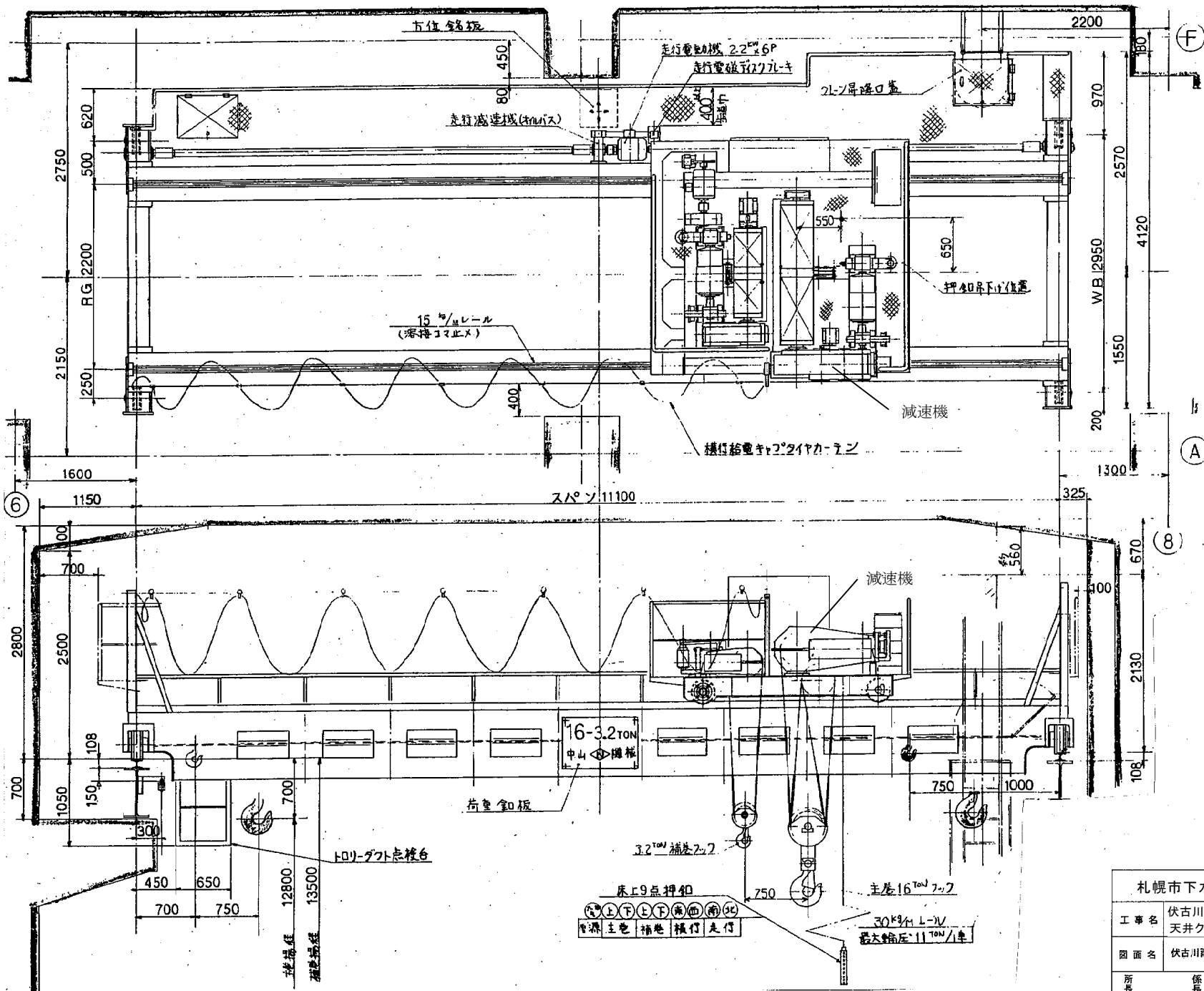
札幌市東区北37条東27丁目8番15号



伏古川雨水ポンプ場

クレーン設置箇所

札幌市下水道河川局事業推進部				3 4
伏古川水再生プラザほか1施設 天井クレーン性能検査整備業務				
図面名 伏古川雨水ポンプ場 位置図・配管図				Scale — 令和 年 月
所長	課長	設計者	監査者	



定格荷重	16/3.2 <sup>補差</sup> TON
試験荷重	20/4 TON
スパン	11.1 M
揚程	12.8/13.5 M
走行距離	24.6 M
走行レール	30 <sup>kg</sup> /M
電源	AC 400V 50Hz 3φ
鋼	掛数と太さ 6本×16 <sup>mm</sup> 丸
索	種類と長さ 6×Fi(29) M
鋼	掛数と太さ 4本×10 <sup>mm</sup> 丸
索	種類と長さ 6×Fi(29) M
巻上速度	2/12.5 <sup>M/MIN</sup>
巻上電動機	8.5 <sup>kw</sup> 25 <sup>ED</sup>
横行速度	10 <sup>M/MIN</sup>
横行電動機	2.2 <sup>kw</sup> 40 <sup>ED</sup>
走行速度	20 <sup>M/MIN</sup>
走行電動機	2.2 <sup>kw</sup> 40 <sup>ED</sup>
操作方式	床上9点押扣
塗装色	マンセルNo.

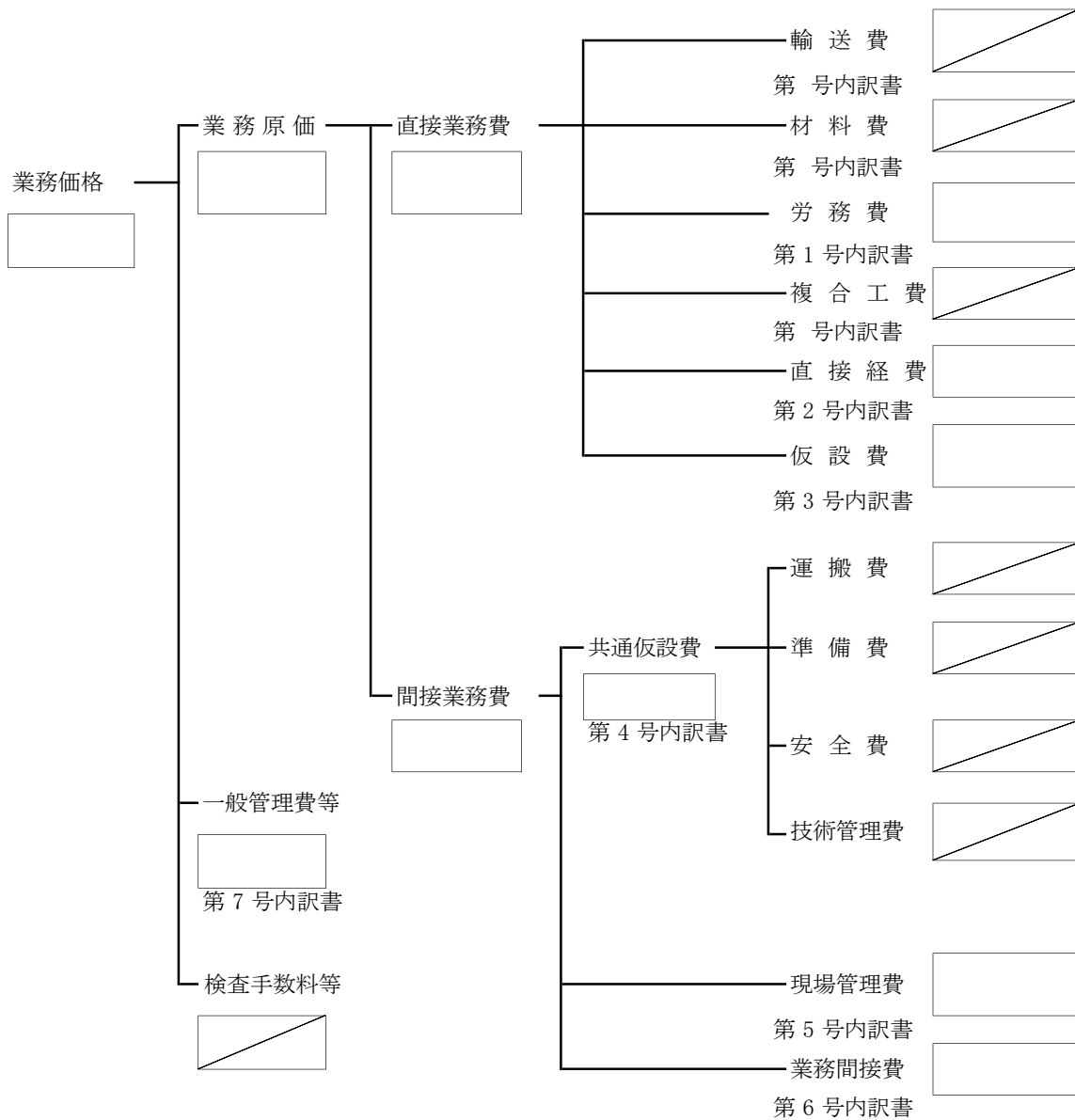
札幌市下水道河川局事業推進部				4 / 4
工事名	伏古川水再生プラザほか1施設 天井クレーン性能検査整備業務			
図面名	伏古川雨水ポンプ場 クレーン姿図			Scale — 令和 年 月
所長	係長	設計	製図	

業務委託費総括表

(令和7年度)

(業務名) 伏古川雨水ポンプ場高圧電動機等点検業務

(一金) 円







第 2 号 直接経費内訳書

名 称	積 算 計 算	金 額
機械経費	軽微な機械器具の損料 = 労務費 × %	
	機械経費 =                      円 ×                      =                      円	円

第 3 号 仮設費内訳書

名 称	積 算 計 算	金 額
仮 設 費	仮設費 =(輸送費から直接経費 までの計)×仮設費率                      X=輸送費から直接経費までの計 (円)	
	仮設費率 =	
	仮設費 =                      円 ×                      =                      円	円





## 伏古川雨水ポンプ場高圧電動機等点検業務仕様書

(令和7年度)

## 1 業務目的

高圧電動機は、維持管理上もっとも重要な機器である。その電動機が故障の場合、施設の運転管理に多大な支障を来す。このため、劣化状況を精密に測定し、整備の必要性を判断するものである。

## 2 履行場所

伏古川雨水ポンプ場 札幌市東区北37条東27丁目8-15

## 3 業務内容

(1) 高圧電動機等の点検 (別紙8-1による)

(2) 雨水ポンプ用電動機の絶縁診断測定

- ・ 交流電流診断
- ・ 誘電正接診断
- ・ 部分放電診断
- ・ 直流高圧診断

## 4 点検機器名及び数量

伏古川雨水ポンプ場(2台)

設備名	雨水ポンプ(I)用電動機	設備名	雨水ポンプ(II)用電動機
出力	120KW	出力	300KW
型式	VEFOU-MCYI	型式	VEFOU-MCYI
極数	6P	極数	12P
製造番号	388524-1	製造番号	371445-1
絶縁種別	F種	絶縁種別	F種
一次電圧	6,600V	一次電圧	6,600V
製造年	1986年	製造年	1986年

## 5 留意事項

(1) 点検の日程は発注者と打ち合わせの上、工程表を提出し承諾を得ること。その際、工程は施設の運転への影響が最小となるように検討すること。また、点検期間中、機器の停止時間は極力短くなる様努めること。ただし、天候などの事由により点

検日時を急遽変更することがある。

- (2) 点検にあたっては、事前に各種設定等を確認し、点検後に設定等の戻し忘れがないよう十分注意すること。
- (3) 点検により不良箇所などが発見された場合は、速やかに発注者に報告し、対応について発注者と協議すること。
- (4) 点検業務終了後は、発注者の確認を得ること。
- (5) 点検終了後速やかに点検報告書を2部提出すること。

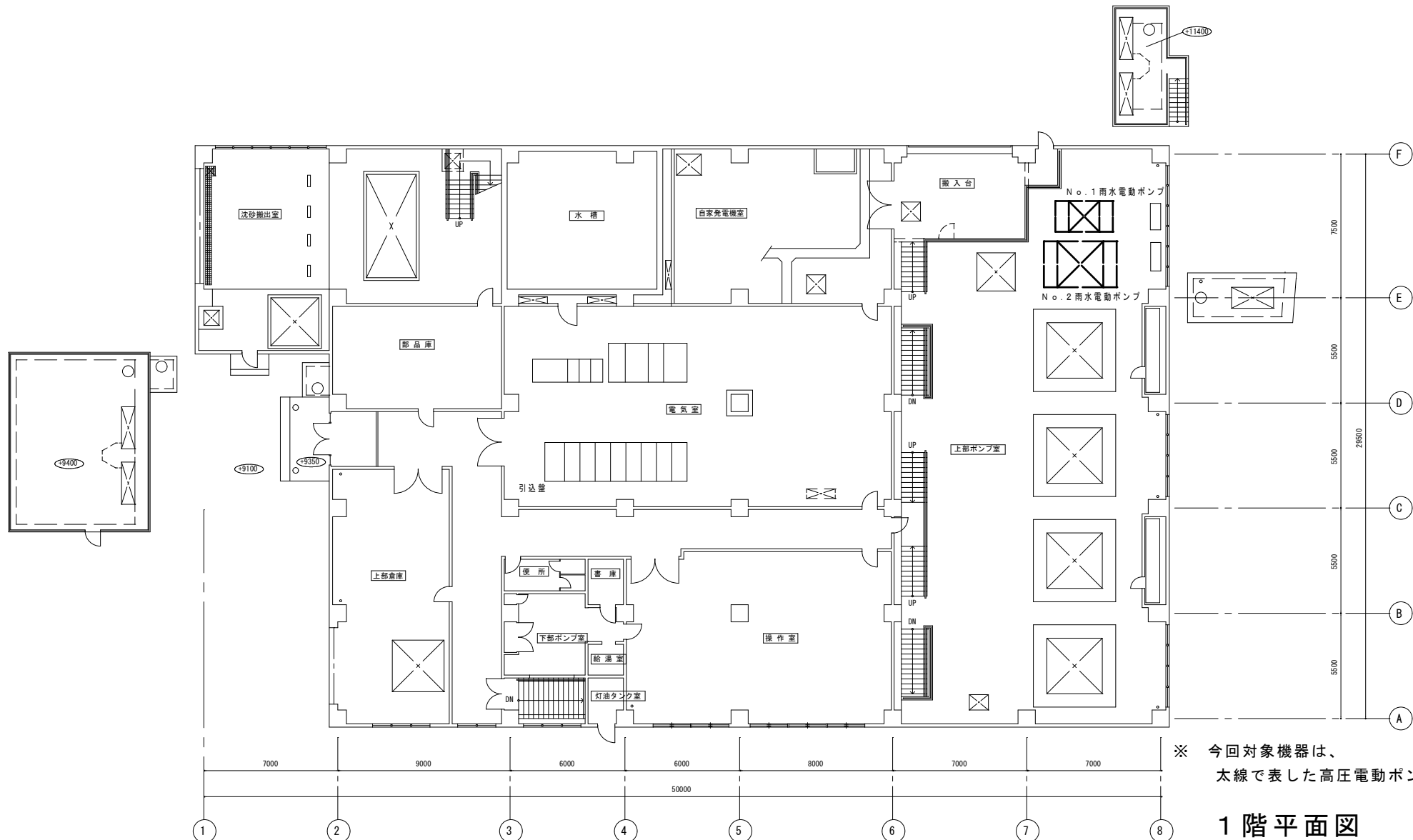
## 6 安全管理

受託者は、業務従事者の労働安全衛生管理を適切に行わなければならない。また、事故が発生した場合は、すみやかに発注者に報告するものとする。

## 7 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練



※ 今回対象機器は、  
太線で表した高圧電動ポンプ

1階平面図

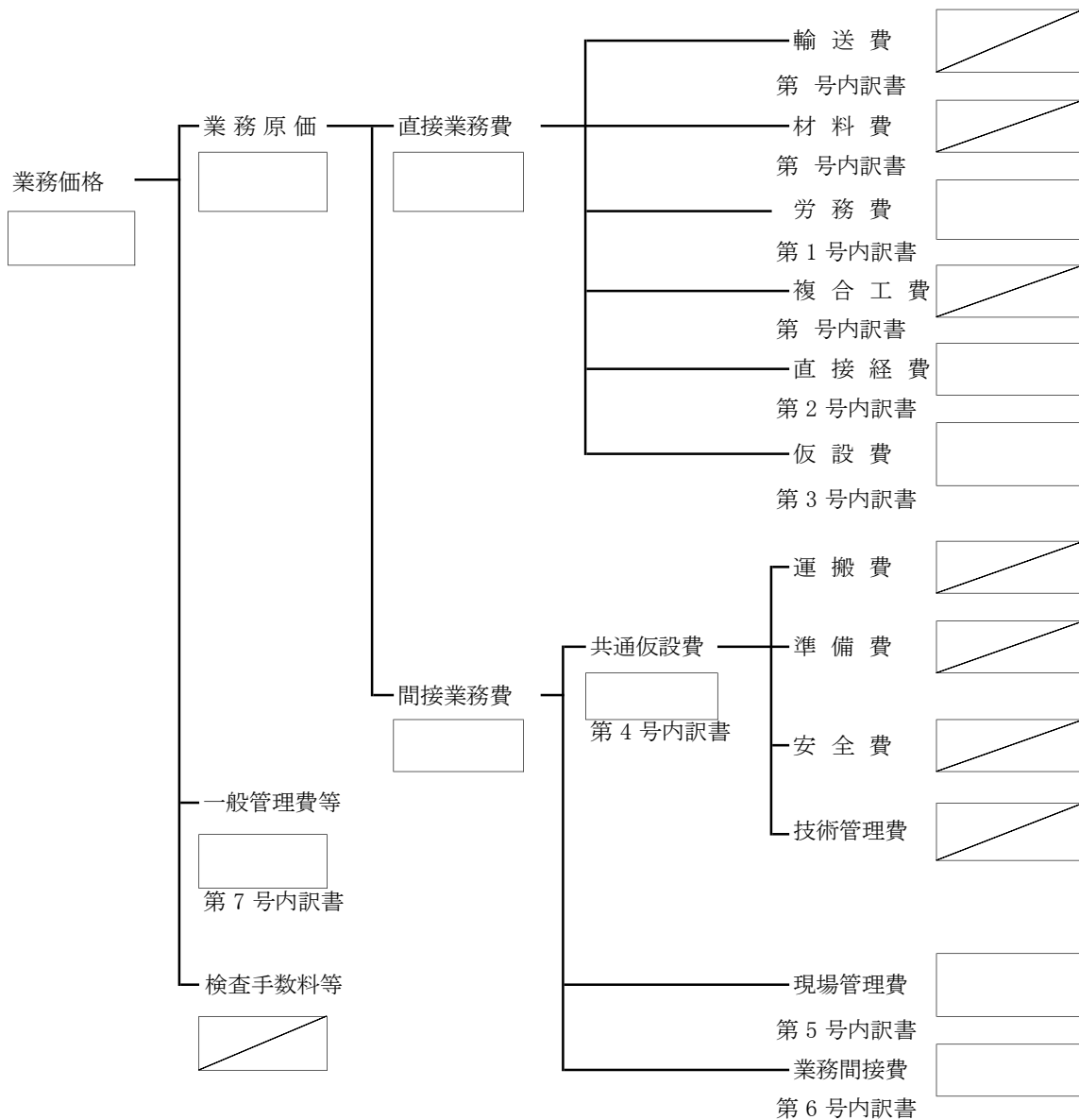
札幌市下水道河川局下水道施設部	所長	係長	設計主任	製図	平成28年6月 作製	役務名	伏古川雨水ポンプ場 高圧電動機等点検断業務	1 / 1
						図面名	伏古川雨水ポンプ場 機器配置図	

業務委託費総括表

(令和5・8年度)

(業務名) 伏古川水再生プラザ高圧電動機等点検業務

(一金) 円







## 第 2 号 直接経費内訳書

名 称	積 算 計 算	金 額
機械経費	軽微な機械器具の損料 = 労務費 × %	
	機械経費 =                      円 ×                      =                      円	円

## 第 3 号 仮設費内訳書

名 称	積 算 計 算	金 額
仮 設 費	仮設費 =(輸送費から直接経費 までの計) × 仮設費率                      X=輸送費から直接経費までの計 (円)	
	=	
	仮設費率 =	
	=	
	仮設費 =                      円 ×                      =                      円	円

### 第 4 号 共 通 仮 設 費 内 訳 書

名 称	積 算 計 算	金 額
共通仮設費	共通仮設費 = 直接業務費 × 共通仮設費率 X=直接業務経費 (円)	
	=	
	共通仮設費率 =	
	=	
	共通仮設費 =                      円 ×                      =                      円	円

### 第 5 号 現 場 管 理 費 内 訳 書

名 称	積 算 計 算	金 額
現場管理費	現場管理費 = (直接業務費+共通仮設費) × 現場管理費率 X=直接業務費+共通仮設費 (円)	
	=	
	現場管理費率 =	
	=	
	現場管理費率 =(                      円 +                      円) ×	
	=                      円	円

### 第 6 号 業 務 間 接 費 内 訳 書

名 称	積 算 計 算	金 額
業務間接費	業務間接費 = 技術労務費 × %	
	業務間接費 =                      円 ×                      =                      円	円



## 伏古川水再生プラザ高圧電動機等点検業務仕様書

(令和5・8年度)

## 1 業務目的

伏古川水再生プラザの汚水ポンプ、ブロワ設備は、施設の運転にとって重要な設備である。その電動機が故障の場合、施設の運転管理に多大な支障を来す。このため、劣化状況を精密に測定し、整備の必要性を判断するものである。

## 2 履行場所

伏古川水再生プラザ 札幌市東区伏古8条1丁目2番35号

## 3 業務内容

(1) 高圧電動機等の点検 (別紙8-2による)

※No.4 高段汚水ポンプ、No.5 高段汚水ポンプ、No.6 高段汚水ポンプは対象外

(2) 高圧電動機の絶縁診断測定

- ・ 交流電流診断
- ・ 誘導正接診断
- ・ 部分放電診断
- ・ 直流高圧診断

## 4 点検対象機器

(1) 高段汚水沈砂池室 — 3台

機器名	電圧	出力	メーカー	型式	絶縁種別	製造年月
No.4高段汚水ポンプ	6,000V	75kW	東芝	TIKK VCKT	B種	1968/12
No.5高段汚水ポンプ	6,000V	75kW	東芝	TIKK VCKT	F種	1968/12
No.6高段汚水ポンプ	6,000V	75kW	東芝	TIKK VCKT	B種	1970/10

(2) 低段汚水ポンプ室 — 4台

機器名	電圧	出力	メーカー	型式	絶縁種別	製造年月
No.1低段汚水ポンプ	6,600V	75kW	東芝	TIP DCKT4-DM	F種	1987/1
No.2低段汚水ポンプ	6,600V	75kW	東芝	TIP DCKT4-DM	F種	1988/10
No.3低段汚水ポンプ	6,600V	250kW	東芝	TIP DCKT4-DM	F種	1987/1
No.4低段汚水ポンプ	6,600V	250kW	東芝	TIP DCKT4-DM	F種	1987/1

### (3) ブロワ室 — 3台

機器名	電圧	出力	メーカー	型式	絶縁種別	製造年月
No.1ブロワ	6,600V	170kW	東芝	TIP RCCN-EM	F種	1988/2
No.2ブロワ	6,600V	170kW	東芝	TIP RCCN-EM	F種	1988/2
No.3ブロワ	6,600V	170kW	東芝	TIP RCCN-EM	F種	1991/11

## 5 留意事項

- (1) 点検の日程は発注者と打ち合わせの上、工程表を提出し承諾を得ること。その際、工程は施設の運転への影響が最小となるように検討すること。また、点検期間中、機器の停止時間は極力短くなる様努めること。ただし、天候などの事由により点検日時を急遽変更することがある。
- (2) 点検にあたっては、事前に各種設定等を確認し、点検後に設定等の戻し忘れがないよう十分注意すること。
- (3) 点検により不良箇所などが発見された場合は、速やかに発注者に報告し、対応について発注者と協議すること。
- (4) 点検業務終了後は、発注者の確認を得ること。
- (5) 点検終了後速やかに点検報告書を2部提出すること。

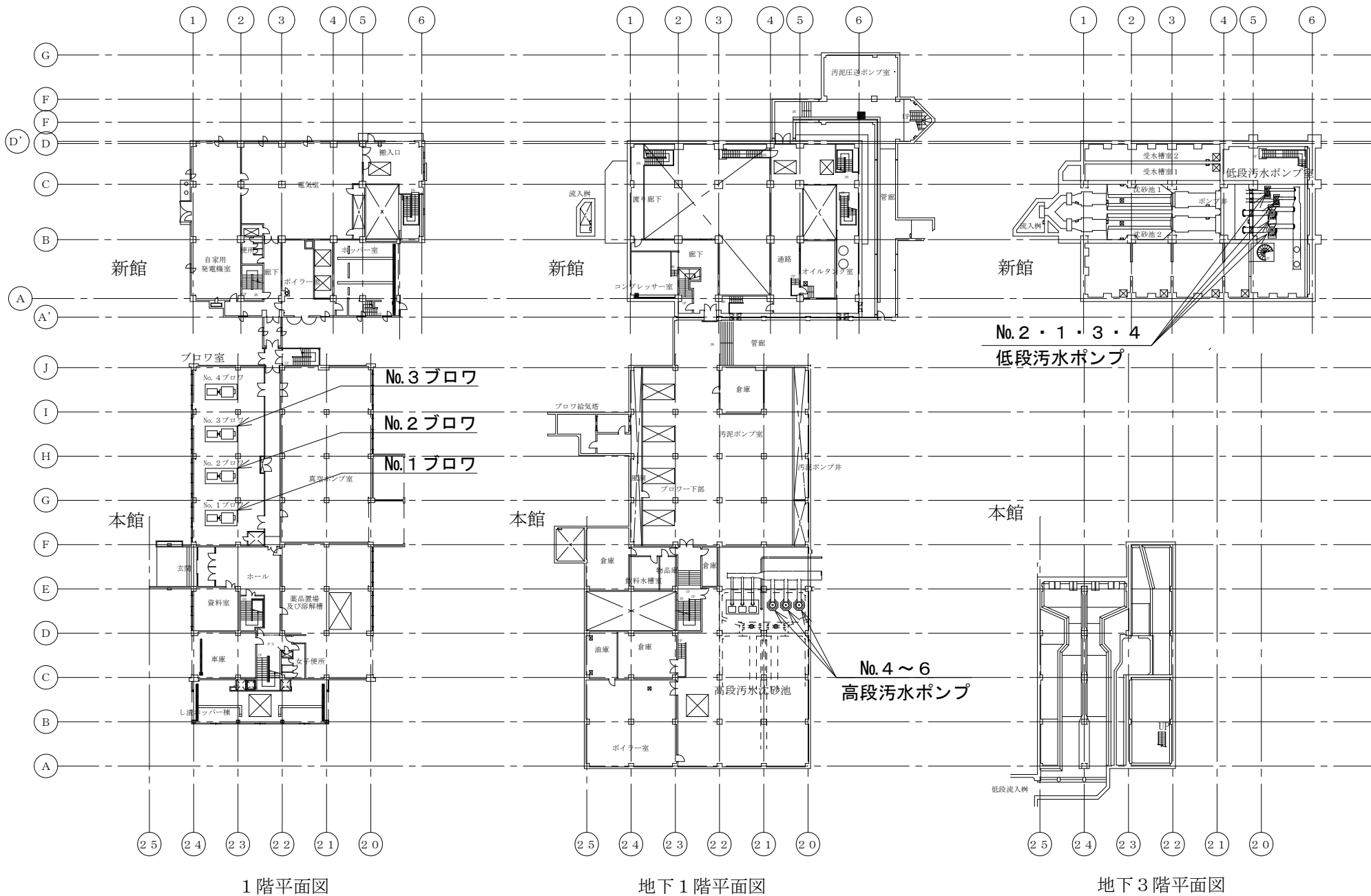
## 6 安全管理

受託者は、業務従事者の労働安全衛生管理を適切に行わなければならない。また、事故が発生した場合は、すみやかに発注者に報告するものとする。

## 7 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練



1階平面図

地下1階平面図

地下3階平面図

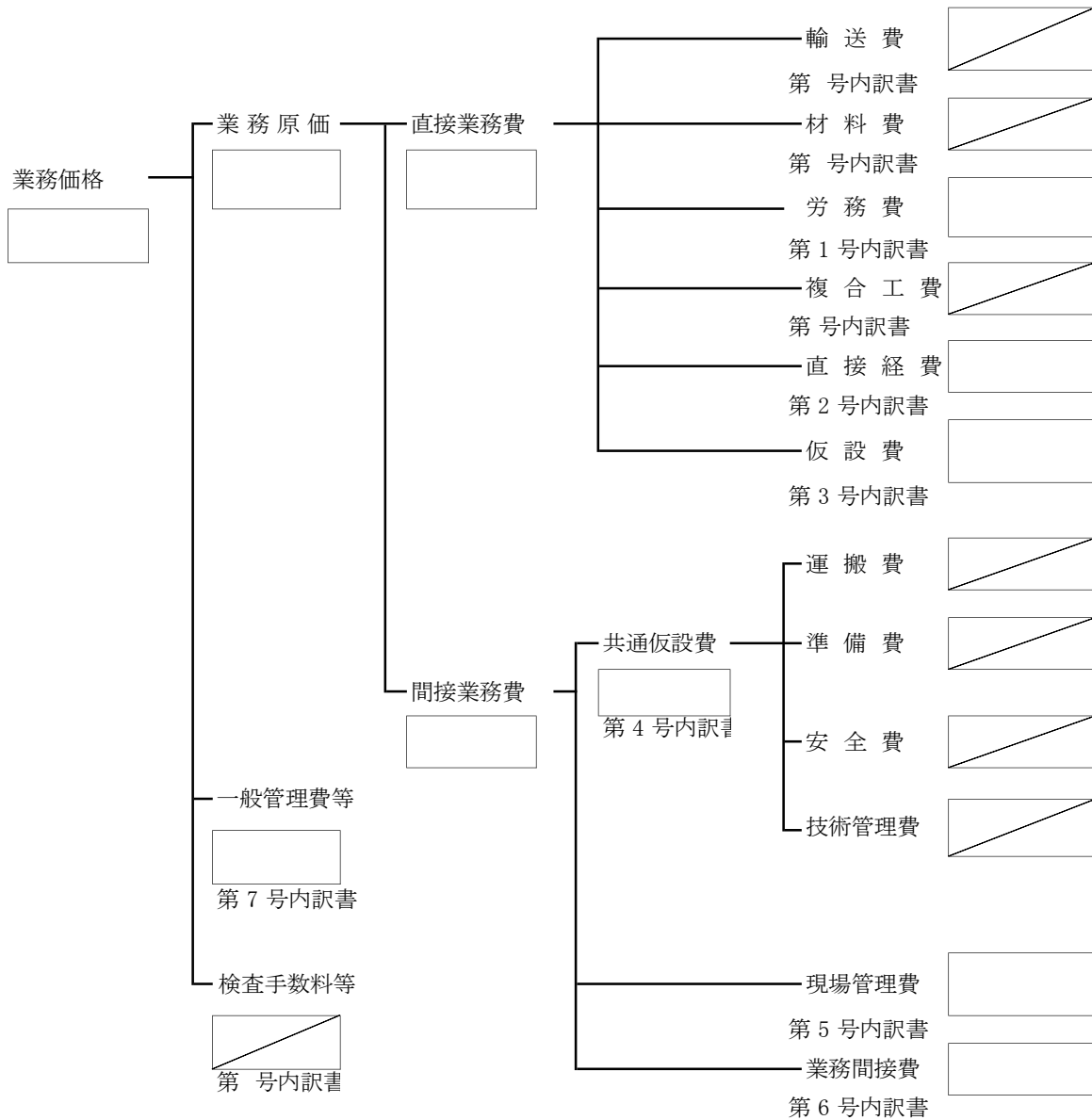
札幌市下水道河川局事業推進部	課長係長主任製図	令和4年8月 作製	業務名	伏古川水再生プラザ高圧電動機点検等業務	図番 1/1
			図面名	各階平面図、機器配置図	

業務委託費総括表

(令和5・8年度)

(業務名) 伏古川水再生プラザNo.4ブロワ高圧電動機等点検業務

(一金) 円







第 2 号 直接経費内訳書		
名 称	積 算 計 算	金 額
機械経費	軽微な機械器具の損料 = 直接労務費 × %	
	機械経費 =                    円 ×                    =                    円	円

第 3 号 仮設費内訳書		
名 称	積 算 計 算	金 額
仮 設 費	仮設費 =(輸送費から直接経費までの計)×仮設費率 X=輸送費から直接経費までの計 (円)	
	=	
	仮設費率 =	
	=	
	仮設費 =                    円 ×                    =                    円	円

## 第 4 号 共通仮設費内訳書

名 称	積 算 計 算	金 額
共通仮設費	共通仮設費 = 直接業務費 × 共通仮設費率 X=直接業務経費 (円)	
	=	
	共通仮設費率 =	
	=	
	積み上げ積算=	
	=	
	円 × = 円	
	共通仮設費 =	
	円 × = 円	
	計 + = 円	円

## 第 5 号 現場管理費内訳書

名 称	積 算 計 算	金 額
現場管理費	現場管理費 = (直接業務費+共通仮設費) × 現場管理費率 X=直接業務費+共通仮設費 (円)	
	=	
	現場管理費率 =	
	=	
	現場管理費率 =(	
	円 + 円) ×	
	= 円	円

## 第 6 号 業務間接費内訳書

名 称	積 算 計 算	金 額
業務間接費	業務間接費 = 技術労務費 × %	
	円 × = 円	円



## 伏古川水再生プラザNo.4 ブロワ高圧電動機等点検業務仕様書

(令和5・8年度)

### 1 業務目的

ブロワ設備は、施設の運転にとって重要な設備である。その電動機が故障の場合、施設の運転管理に多大な支障を来す。このため、劣化状況を精密に測定し、整備の必要性を判断するものである。

### 2 履行場所

伏古川水再生プラザ 札幌市東区伏古8条1丁目2番35号

### 3 業務内容

- (1) 高圧電動機等の点検（別紙8-3による）
- (2) ブロワ用電動機の絶縁診断測定
  - ・ 交流電流診断
  - ・ 誘電正接診断
  - ・ 部分放電診断
  - ・ 直流高圧診断

### 4 点検機器名及び数量

No. 4 ブロワ用電動機・起動制御器・抵抗器（数量 1台）

- ・ 電動機型式 TIC-ERLM (6600V・170kW)
- ・ 起動制御器型式 CSM8130E
- ・ 抵抗器型式 RA2H-308N

### 5 留意事項

- (1) 点検の日程は発注者と打ち合わせの上、工程表を提出し承諾を得ること。その際、工程は施設の運転への影響が最小となるように検討すること。また、点検期間中、機器の停止時間は極力短くなる様努めること。ただし、天候などの事由により点検日時を急遽変更することがある。
- (2) 点検にあたっては、事前に各種設定等を確認し、点検後に設定等の戻し忘れがないよう十分注意すること。
- (3) 点検により不良箇所などが発見された場合は、速やかに発注者に報告し、対応について発注者と協議すること。

- (4) 点検業務終了後は、発注者の確認を得ること。
- (5) 点検終了後速やかに点検報告書を2部提出すること。

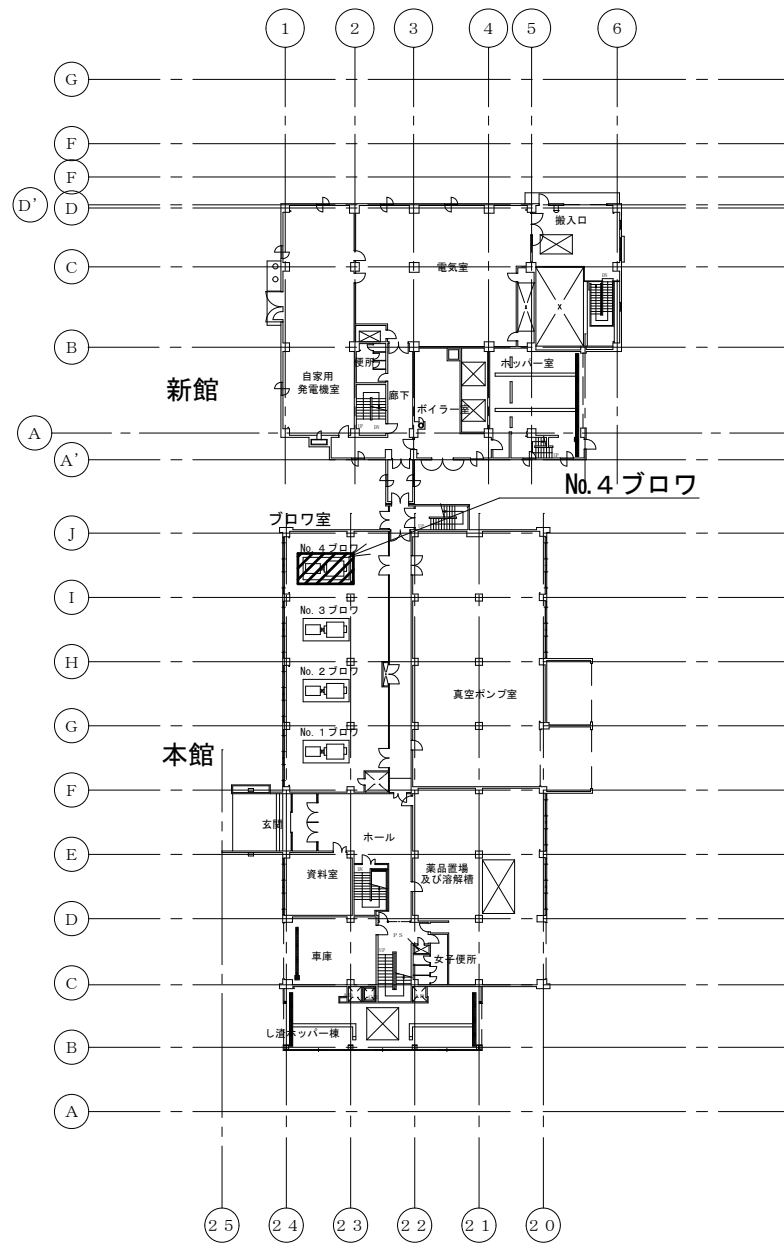
## 6 安全管理


受託者は、業務従事者の労働安全衛生管理を適切に行わなければならない。また、事故が発生した場合は、すみやかに発注者に報告するものとする。

## 7 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練



 今回点検範囲

1階平面図

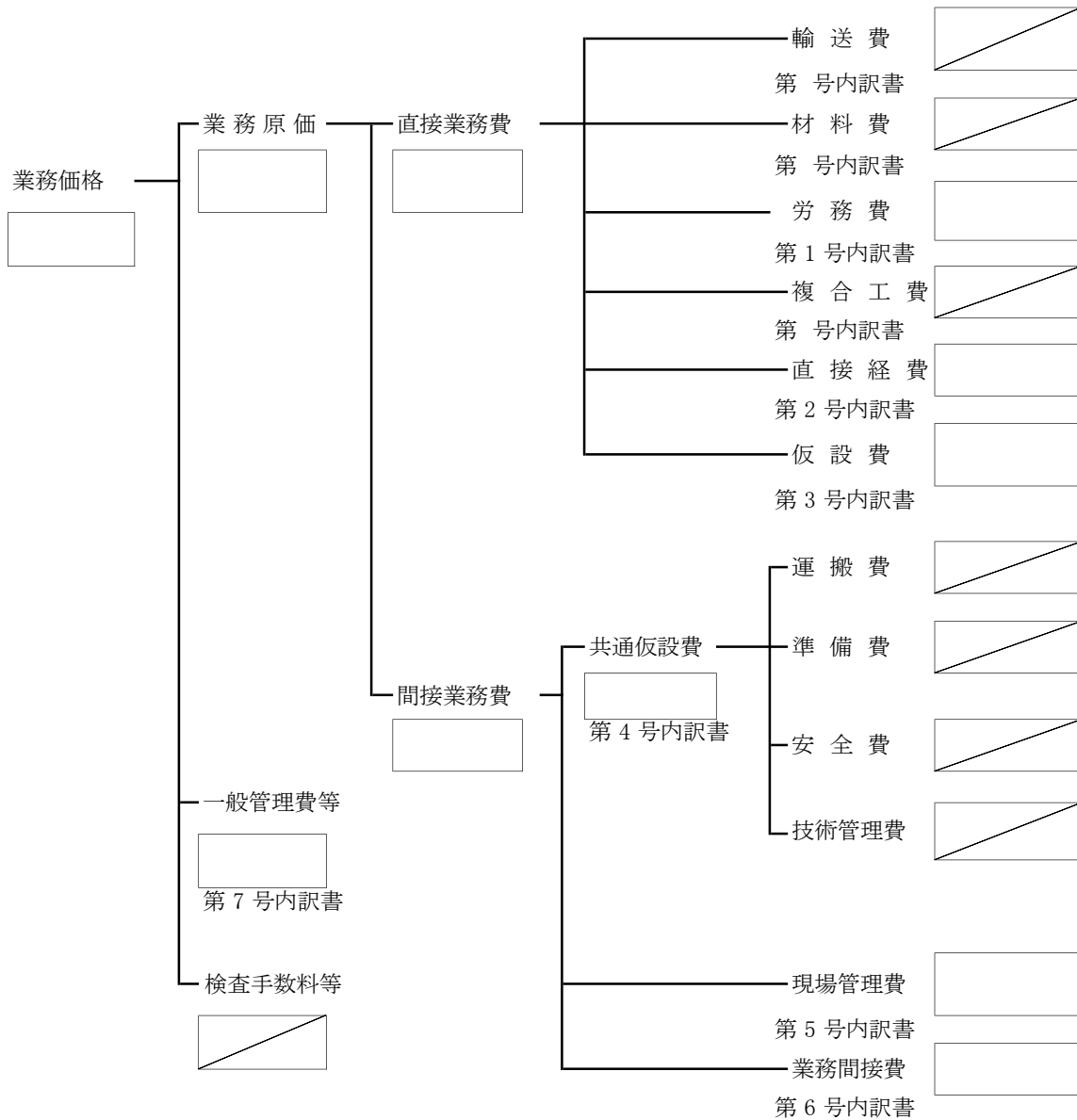
札幌市下水道河川局事業推進部	課長	係長	主任	製図	平成29年11月	作製	役務名	伏古川水再生プラザNo.4ブロワ高圧電動機等点検業務	図番 1/1
							図面名	1階平面図、機器配置図	

業務委託費総括表

(令和5・8年度)

(業務名) 伏古川水再生プラザほか1施設高圧発電機等点検業務

(一金) 円







第 2 号 直接経費内訳書

名 称	積 算 計 算	金 額
機械経費	軽微な機械器具の損料 = 労務費 × %	
	機械経費 =                    円 ×                    =                    円	円

第 3 号 仮設費内訳書

名 称	積 算 計 算	金 額
仮 設 費	仮設費 =(輸送費から直接経費 までの計)×仮設費率                    X=輸送費から直接経費までの計 (円)	
	仮設費率 =	
	仮設費 =                    円 ×                    =                    円	円





## 伏古川水再生プラザほか 1 施設高圧発電機等点検業務仕様書

(令和 5 年度)

## 1 業務目的

伏古川水再生プラザの No. 1、No. 2 自家用発電機および伏古川雨水ポンプ場の自家発電機は施設の運転にとって重要な設備である。その電動機が故障の場合、施設の運転管理に多大な支障を来たす。このため、劣化状況を精密に測定し、整備の必要性を判断するものである。

## 2 履行場所

- ・ 伏古川水再生プラザ 札幌市東区伏古 8 条 1 丁目 2 番 35 号
- ・ 伏古川雨水ポンプ場 札幌市東区北 37 条東 27 丁目 8 番 15 号

## 3 業務内容

高圧発電機の絶縁診断測定

- ・ 交流電流診断
- ・ 誘導正接診断
- ・ 部分放電診断
- ・ 直流高圧診断

## 4 点検対象機器

## (1) 伏古川水再生プラザ 【 自家発電機室 】

No.1 自家用発電機(1台)

メーカー名	東洋電機製造(株)	出力	750 kVA
形式	GB8713S-C1DA-G05	極数	6P
製造番号	M623191	絶縁種別	F 種
製造年	1987 年	電圧	6,600 V

No.2 自家用発電機(1台)

メーカー名	東洋電機製造(株)	出力	750 kVA
形式	GB8713S-C1DA-G05	極数	6P
製造番号	M623191	絶縁種別	F 種
製造年	1988 年	電圧	6,600 V

(2) 伏古川水雨水ポンプ場 【 自家発電機室 】

自家発電機(1台)

メーカー名	東洋電機製造(株)	出力	400 kVA
形式	GB7104S-B1CA-G10	極数	4P
製造番号	M613255	絶縁種別	F種
製造年	1986年	電圧	6,600 V

5 留意事項

- (1) 点検の日程は発注者と打ち合わせの上、工程表を提出し承諾を得ること。その際、工程は施設の運転への影響が最小となるように検討すること。また、点検期間中、機器の停止時間は極力短くなる様努めること。ただし、天候などの事由により点検日時を急遽変更することがある。
- (2) 点検にあたっては、事前に各種設定等を確認し、点検後に設定等の戻し忘れがないよう十分注意すること。
- (3) 点検により不良箇所などが発見された場合は、速やかに発注者に報告し、対応について発注者と協議すること。
- (4) 点検業務終了後は、発注者の確認を得ること。
- (5) 点検終了後速やかに点検報告書を2部提出すること。

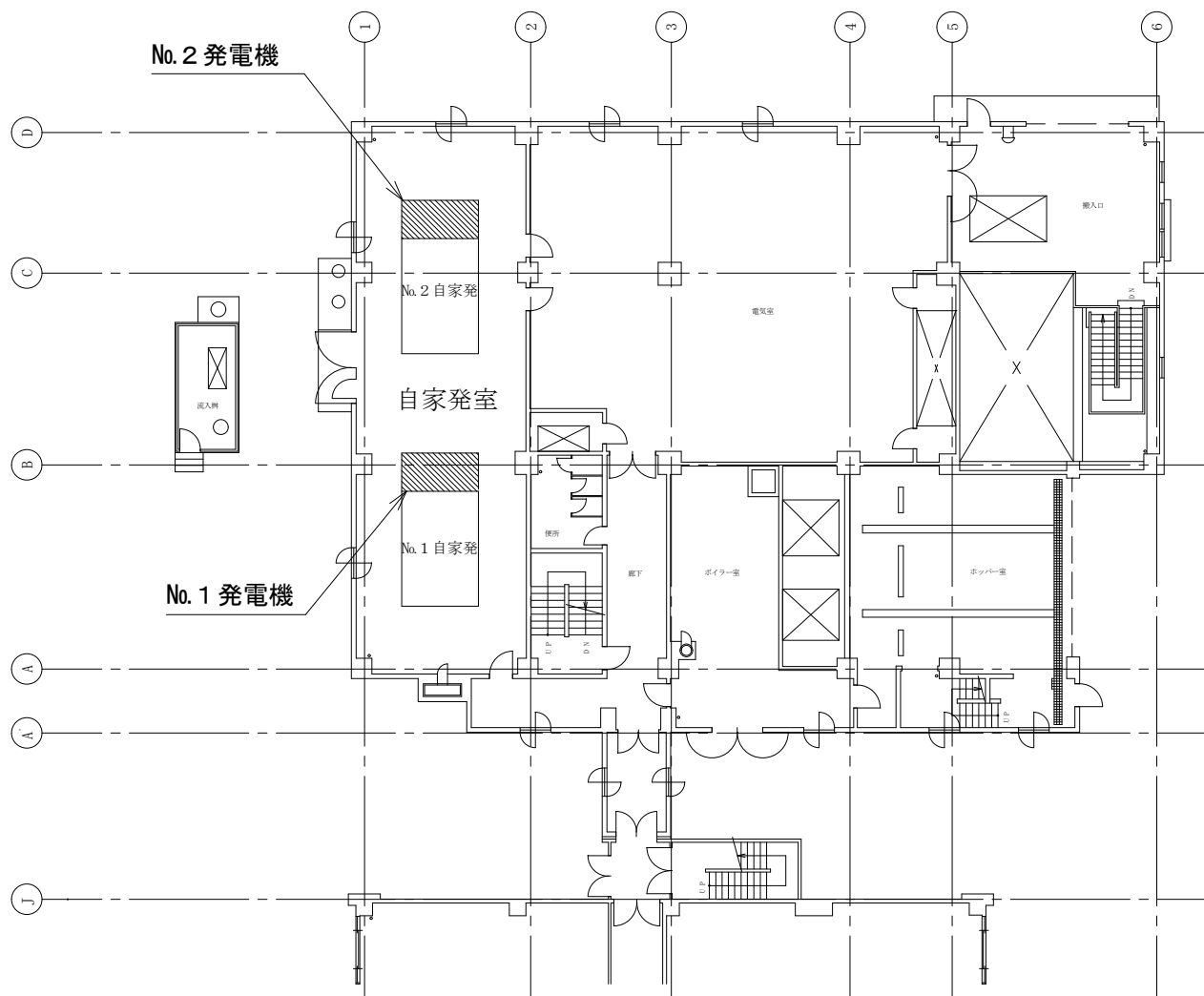
6 安全管理

受託者は、業務従事者の労働安全衛生管理を適切に行わなければならない。また、事故が発生した場合は、すみやかに発注者に報告するものとする。

7 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

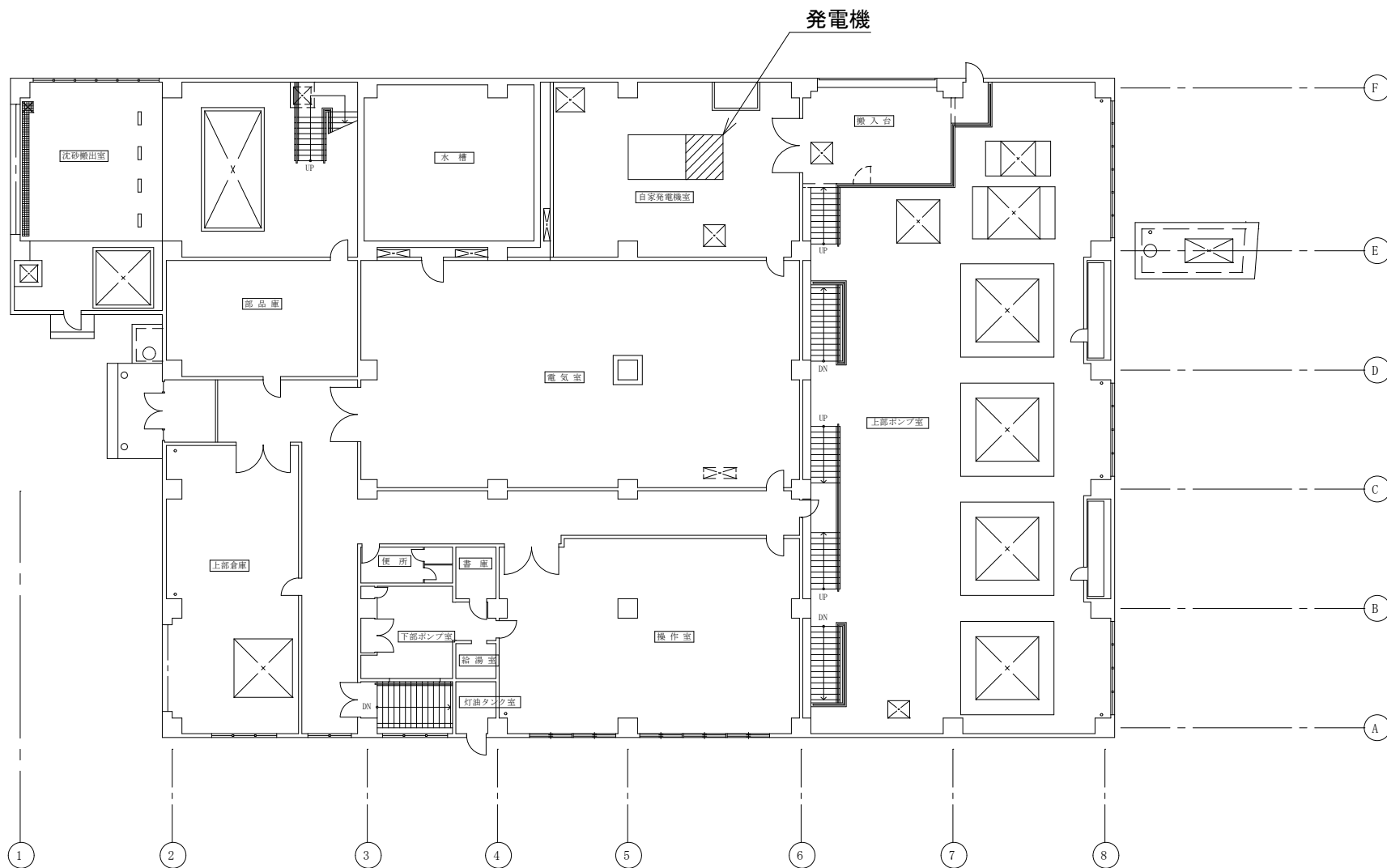
- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練



管理棟 新館1階

札幌市下水道河川局事業推進部	課長	係長	主任	製図	平成29年 11月 作製	業務名	伏古川水再生プラザほか1施設高圧発電機等点検業務	図番 1/2
						図面名	伏古川水再生プラザ 平面図・機器配置図	

縮尺 ー



1階平面図

札幌市下水道河川局事業推進部	課長	係長	主任	製図	平成29年 11月 作製	業務名	伏古川水再生プラザほか1施設高圧発電機等点検業務	図番 2/2
						図面名	伏古川雨水ポンプ場 平面図・機器配置図	

縮尺 ー